JANUARY 25th 1902.

REPORT OF THE SERICULTURAL ASSOCIATION OF JAPAN.
NO. 115.

大日本蠶絲會報

第百十五號
明治卅五年一月廿五日

毎月一回廿五日発行

目次

●論說
●蠶絲は本邦唯一の富源なり　男爵 松平正直
●蠶種家の事業　農學士 月田藤三郎
●清國に於ける本年の經濟狀態　橋本重兵衛
●歐洲に日本蠶種の流行　理學博士 佐々木忠次郎
●清國蠶絲調査場に於ける製絲法一理　法學士 山本竹藏
●來國に於ける日本蠶絲　山田定雄
●立木蠶の利害に就て　關口宗一
●大日本蠶絲會報改良の視察（傳文）　埼玉縣 ヂンブリ生
●雜錄
●天蠶生繭檢査所蠶絲試驗報告（蠶者に於ける赤ボルヤン使用の影響）
●明治三十三年度蠶種檢査成績の概況●種蠶生繭檢査所沿革（傳文）
●統計
●明治三十四年十二月中生絲綿及其他輸出入數量對照表
●問答
●蠶種製造法に就き質問答●蠶兒調育法に就き質問答●桑葉調育法に就き質問答●桑木乾燥法に就き質問答●蠶糞の件に就き質問答●蠶の件に就き質問答●蠶糞の件に就き質問答●產業組合の件に就き質問答
●絲況
●國產場●明治三十四年に於ける蠶絲貿易●組合市場●里昂市場●上海市場
●外報
●清國の蠶絲の後明●世界の生絲生產狀態●伊國生絲製造工業に使用するもの數
●雜報
●蠶業會●北信支會創立總會式●北信支會役員●富山縣支會現況●富山縣支會評議員會●下伊那支會評議員會●產業組合總會●大日本蠶業會●總會一束●人事錄

D.1

The Association; No. 1, Nishikicho, Sanchome, Kanda, Tokyo, Japan.

蠶絲の如き對外貿易品は須らく海外の華客に紹介して以て其販路を擴張するに努めざるべからず、蠶業の如き世界的產業は宜しく智識を廣く各國に求めて斯道の開發を圖らざるべからず、本會夙に玆に觀る所ありしも微力其局に樹つ能はざるを深く恨とせり、然るに今や斯業に熱心にして有力なる會員六千五百餘名を得、其賛襄により會運日に月に勃興するに至れり、依て此際一層の奬勵をなし、一方に於て當業者を興奮せしむるの方法を講じ、一方に於て會報上多少の歐文を加へ、毎號數千部を增刊し、廣く世界の蠶絲業に關する學會、協會、學校、組合、生絲貿易商、製絹業者等に配布し、日本生絲の聲名を知悉せしむると同時に、日本蠶業の眞相を紹介せんとす、庶幾くは當業者諸君益奬勵し、本會の事業を翼賛し、蠶業の伸暢を企て富力の涵養を圖られんことを、若し幸にして本會が希望の一端を達するを得ば、是れ實に諸君の力多きを信ずるなり

豫告の通本月分より會報の改良を相圖り候へとも事匆々に出て不備の點を免れず然れとも漸次序を逐て圓滿の域に達せんとを期し候條御了承相成度候又本會報に用る紙質は可成精良のものを相撰み度考に有之候へとも遺憾ながら經濟上許さゝるもの有之海外に送付する分丈本月同樣のものを相用ひ他は舊に復し候都合に就き不悪御諒知被下度此段併て廣告仕候

本報定價

一冊　金拾五錢
一ヶ年分　前金壹圓五拾錢

明治三十五年一月二十五日印刷發行

編輯兼發行人　東京市神田區錦町三丁目一番地　池田蕃

印刷人　東京市京橋區四丁目二十六七番地　山本鐵次郎

印刷所　東京市京橋區四丁目二十六七番地　株式會社秀英舍

發行所　東京市神田區錦町三丁目一番地　大日本蠶絲會

小川一眞印刷寫眞版

大日本蠶絲會長男爵松平正直

Baron M. Matsudaira, Président de la Société des Soies du Japon.

◉大日本蠶絲會職員

（明治三十五年一月一日現員）

●會

男爵	長松正直

●參

農學士	芝山直清
農學士	紫藤岩次郎章
農學士	事平正直

●幹

農學士	事吉慶正

●評議

農學士	員池慶
農學士	針塚賀
農學士	芳本
農學士	橋池
農學士	吉橋
農學士	高屋
農學士	土信
農學士	辻慶
農學士	中村畷
農學士	浦部
農學士	町田
農學士	足立
農學士	芝元
農學士	鈴菊
農學士	林瓦
農學士	木左
農學士	山衛
農學士	立太
農學士	田久
農學士	部直
農學士	本武
農學士	多太
農學士	山龜
農學士	畑岩
農學士	木太
農學士	小外
農學士	高角
	田木
	喜三
	右一
	作郎

●技藝委員

農學士	月田藤三郎
農學士	佐野安喜太郎
農學士	練木藤左衛門
農學士	紫田伊藤左衛門
農學士	佐野藤章
農學士	下伊左太郎
農學士	八今市伊藤小左衛門
農學士	橋田川延次郎
農學士	本西直次郎
農學士	正重兵衛
農學士	堀本太郎
農學士	星野多岩次郎
農學士	金子孫長太郎
農學士	菅野平右衛門
農學士	横井時休之丞
農學士	田原信敬
農學士	高橋貞
農學士	土木屋三泰
農學士	練木喜鼎
農學士	中村菊次郎
農學士	町田伍作
農學士	松永忠次郎
理學博士	佐藤本善右衛門
理學博士	佐藤本善右衛門

●地方委員

農學士	丹羽敬太郎
農學士	外山龜太郎
農學士	吉沁慶正郎
農學士	浦部彦太郎
農學士	野原忠順造
農學士	宮森熊藏
法學士	角桑田喜右件
東京府	下中村半伊左衛門
同	京都府
神奈川縣	波多野鶴吉
埼玉縣	橋本重兵衛
群馬縣	沼部良太郎
同	角田喜十石作
山梨縣	高野山武兵衛
長野縣	小野元太郎
同	降旗元衛
福島縣	藤本善右衛門
同	浅野孫左衛門
山形縣	金子正路
山口縣	中村勝安
熊本縣	山野祐
宮崎縣	山平本

AVIS.

1°. Le bulletin de l'Association de l'Industrie et du Commerce des soies au Japon est l'organe des membres de cette societé qui compte actuellement plus de 6500 membres.

2°. Cette association a pour but de développer toutes les industries de la soie en publiant un rapport mensuel, dans lequel il sera mentionné tous les faits et études sur la soie émanant de savants et intéressés.

3°. Dans ce rapport sera inscrit dans une langue européenne le mouvement mensuel de la condition des soies de Yokohama, lequel sera distribué aux intéressés étrangers.

4°. L'association recueillera et publiera les essais et études faits par les intéressés étrangers en matière des soies.

La Direction de l'Association Sériciole du Japon.

NOTICE.

1) The transactions of the Japanese Silk Society are the organ of the members of this society which numbers now more than 6500 adherents.

2) This association has as its object the development of all silk industries by publishing a monthly report containing the facts and studies on silk by learned specialists and persons interested in silk.

3) In this report the monthly movement of the Yokohama Silk Conditioning House will be published in a European language; this report will be distributed amongst foreigners interested in silk.

4) The association will collect and publish articles and studies of foreigners in silk matters.

The Direction of the Sericultural Association of Japan.

大日本蠶絲會報第百拾五號

◉論說 (Contributions) (Observations)

●蠶絲は本邦唯一の富源なり

大日本蠶絲會長男爵　松平正直

輓近宇内各國の趨勢は產業の發達に重を置き、之れが誘掖奬勵に汲々として日も尙足らざるの觀あり、蓋し產業を發達するは民福を增進する所以にして、民福の增進は國利を發展せしむる所以なればなり、近時本邦に於ては經濟上の逆潮に浸蕩せられ其整理を說くものありと雖も、之れが根本たる產業の發達に對して攻究するもの稀なるは甚だ遺憾とする所なり、抑も產業の發達は其本にして財界の整理は其末なり、何となれば生產力にして强大に財貨を吸收すること多ければ國民の囊裏自ら富裕に、經濟界の穩波洋々たるものあればなり、是を以て余輩は切に產業發達の必要にして急務なるを呼號するものなり。

之が奬勵の層一層必要にして急務なるを認むべし、然れども苟も產業を奬勵するには物其物の性質を察査し、需要供給の關係を詳悉し、其方法宜しきを得るにあらずんば却て當業者をして貨物生產して販路の梗塞に泣かしむること尠からざるなり、憶起す明治初年蠶種輸出の盛時を、此時に當りては官民共に蠶種の製造に熱叉し、斯業を起さば忽にして巨利を攫得すべしとなし、大舉斯業の振興を畫策せり、然るに蠶種貿易は忽焉として杜絕し、其成品を舉げて横濱阜頭一陣の雲烟と化せしめ幾多當業者をして破產倒屋の悲慘を嘗めしめたることは今尙余輩の記憶に存する所なり、是れ蓋し製造蠶種の不良なるにも據りしと雖も抑も亦蠶種なるものの性質を講究せず之れが需要の程度を考へず、只管多額の生產をなせしに基かずんばあらざるなり、尙此他花莚の如き薄

荷の如き般鑑甚遠からざるものあり、故に苟も産業の奬勵をなさんと欲せば須らく之れが需要と供給との關係を闡明し而して後其方法を講究すべきなり。熟々我國輸出品目錄を披閲し、其數を僅指し來れば海陸に於ける生産物、工藝美術品等枚擧に遑あらずと雖も、常に總輸出額の貳割三分以上六割七分以下の間を昇降し、本邦輸出入の權衡をして甚しき不均を來さしめざるものは單に是れ蠶絲あるのみ、客年末經濟界の悲境其極度に達せし時に當り海外貿易辛ふじて輸出の超過を觀國民をして前途に一道の微光を認め堵に安んぜしめたるものは蠶絲なり、實に昨三十四年に於ける輸出總額は二億五千餘萬圓にして其内蠶絲類は殆んど七千九百萬圓に達し、尚蠶絲に加工したる絹布額を合算するときは無慮一億圓以上に至るべし今明治元年以來蠶絲輸出の統計を列記すれば左の如し。

輸出品總價額

年次	輸出品總價額	蠶絲類輸出價額	總輸出に對する蠶絲類の割合
明治元年	一五、五五三、四七二、四七一	一〇、三六四、四一八、一一	六、六六
仝二年	二、九〇八、九七七、九九	八、六三九、〇九〇、六九	六、六九
仝三年	一、五四三、〇一二、五一	七、二四六、〇二〇、六	四、九八
仝四年	一、九九八、六〇八、六六	九、九一九、四八一、二二	五、五二
仝五年	一、七、〇二六、四七、二二	八、二〇三、一一一、二二	四、八二
仝六年	二、一、六五、四四、〇、五五	一、〇、八九八、五三、〇、二二	五、〇四
仝七年	一、九、三一、七三、〇六、〇九	六、六〇一、八〇七、八五	三、四二
仝八年	一、八、六一、一一、一〇、六一	六、四六九、一九四、七八	三、四八
仝九年	二、七、七一、一五、七、五〇	一、六、二一〇、九〇〇、八四	五、八五
仝十年	二、三、三四八、一五二、一、六〇	一、〇、六六七、九九七、二三	四、六七
仝十一年	二、五、九八八、一四〇、二八	九、四三六、〇〇四、七〇	三、六三
仝十二年	二、八、一七五、七七〇、一九	一、二、一九一、五五六、八九	四、三三
仝十三年	二、八三九五、三六、六六	一、一、〇六五、一六四、八三	三、九〇
仝十四年	三、一〇、五八八、七九、三	一、三、四二八九、七四、七九	四、一一
仝十五年	三、七、二一、七五〇、五七	一、九、二六一、三六三、六七	五、一一
仝十六年	三、六、二六八〇、一九、五九	一、八、五六二、五七〇、八五	五、一二

年次	輸出品總價額	蠶絲類輸出價額	總輸出に對する蠶絲類の割合
仝十七年	三三、八七一、四六五、五〇	一三、二八一、六二九、三五	三、九二
仝十八年	三七、一四六、六九、一四三	一四、四七三、三九六、四一	四、六三
仝十九年	四八、八七六、三二、二、七九	二〇、三〇〇、四〇八、五二	五、一四
仝二十年	五二、四〇七、六八一、一五	二一、九二〇、九〇一、五七	四、三八
仝二十一年	六五、七〇五、五一、〇、二一	二八、七八三、八〇〇、七四	四、二四
仝二十二年	七〇、〇六、〇七〇、五〇、八二	二一、〇五二、〇五二、八七	二、八九
仝二十三年	五六、六〇三、五〇六、〇三	一六、三七七、七四二一、九四	二、一四
仝二十四年	七九、五二七、二七二、三四	三二、一七五、八九二、一三	四、〇五
仝二十五年	九一、一〇二、七五二、六三	三一、九四、九四八、四〇	三、三八
仝二十六年	八九、七一二、八六四、五九	三一、五九一、八三五、八六	三、七二
仝二十七年	一、一三、二四六、〇八六、一五	四二、八九二、七五一、三五	三、七九
仝二十八年	一、三六、一二、一七、七二、〇	五〇、九二八、四四〇、四〇	三、一六
仝二十九年	一、一七、八四二、七六〇、六二	三一、六六六、二一〇、六六	二、六九
仝三十年	一、六三、一三五、〇七、三二	五八、六八三、一〇二、六一	二、六〇
仝三十一年	一六五、七五三、七五二、八八	四四、七六八、九四〇、七五	三、一〇
仝三十二年	二一四、九二九、九四、三一	六六、七一七、五一二、九九	二、七〇
仝三十三年	二〇四、四二九、九三、九八	四八、八一八、三四六、六九	二、三九
仝三十四年	二五一、八七九、四三〇、〇〇	七八、六一〇、二〇六、〇〇	三、一二

備考

一、蠶絲類中には生絲、玉絲、屑糸絲、蔴空繭、屑繭、眞綿、屑眞綿、蠶卵紙を含む、

二、三十四年に於ける蠶絲類は生絲、屑糸絲、屑綿の横濱港輸出に係るものゝみなれば實際に於て尙多少の增額あるべし、

三、三十四年の總輸出額は一月より十一月に至るまでは全國の調査なれども十二月分は横濱、神戸、大坂、長崎、函館、新潟、門司、下關、口ノ津に於ける輸出のみなり、

四、明治初年に蠶絲類輸出の割合多きは蠶卵紙の多かりしに依る、近年割合の減少せるは一方に於て蠶卵紙輸出杜絶せると、一方に於て絹絲の輸出增加せるとは主因なるが如し、然れども絹絲の輸出多きと共に其表面に綿花の輸入多きことを記憶せざるべからず、

右の如く蠶絲の輸出額は時に一進一退の波動なき能はざるも漸次進歩の狀を呈するは歷々として瞭なり殊に昨三十四年に於ては蠶絲貿易空前の盛況を現はし、之れを明治元年の一千餘萬圓に比較すれば其增額約そ七倍九分に當れる割合なりとす。

眸を轉じて内地生産地方に於ける狀態如何を顧みれ

ば、地として桑樹を栽培せざるなく、所として蠶兒を育養せざるなく、西は沖繩の孤島より北は北海道の濱端に及び、產額も漸次增加の傾向を呈はせり、

今左に統計ありて以來の府縣別蠶絲產額五年平均の數字を臚列すれば實に左の如くなりとす。

	自十四年至十八年五ヶ年間平均	自十九年至廿三年五ヶ年間平均	自廿四年至廿八年五ヶ年間平均	自廿九年至卅三年五ヶ年間平均
北海道	一一三貫	三四六貫	七五六貫	九九九貫
東京	一、三四三	九七五	二六、三三九	六三、八六〇
京都	一、三四三	九七五	二二、六六四	二八、八八九
大阪	六、〇八一	一三、三五七	二、三二一	二、一七〇
神奈川	三五四	五五九	四四、〇三七	二九、五一四
兵庫	二一、一九四	四四、六一二	二七、二六三	三〇、七三一
長崎	一一、三三五	一七、八〇七	一、五三三	一、四一六
新潟	一、四一一	八二三	二五、九一五	三三、四六六
群馬	一四、二二七	一七、五一七	五二、四〇四	七一、七九二
埼玉	四七、五二八	三七、五八五	一七〇、三四	二一九、八八八
千葉	九六、五四五	一四〇、八九三	八、三五四	一九、〇二八
茨城	三九九	一、〇九九	一、八六六	二三、一一九
栃木	一、八八四	五、九三五	九、八〇二	一二、六七七
奈良	三、六三四	七二七七	二、〇四一	一二、〇二一
三重		四九五	四、一七五	四、一七五
愛知	一、二三一	二、四三三	一五、一九七	三一、一八九
靜岡	六、五九二	八、二一四	三二、二一九	五一、一〇一九
山梨	二、八四八	四四、四六六	九、六三一	二五、一〇六三
岐阜	二、八二七	四四、四二一	六九、三一一	九一、一〇六三
滋賀	二五、一六一	二、二一九	五一、一五二	四三、六九八
福井	二、九二五	一四八、六九五	五九、七四〇	七〇、四〇三
長野	一〇八、九七六	二二、一六八	二八九、七四〇	三二、九三〇
宮城	一、三五二六	八八、一八四	二七、一八四	三六、五一〇
福島	四九、〇三五		九六、七八六	一一、〇二九〇

	岩手	宮城	山形	秋田	福島	石川	富山	鳥取	岡山	廣島	山口	島根	和歌山	德島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖繩	計
自十四年至十八年五ヶ年間平均	一〇、八三二	二〇四	二四	五、一三八	四、二九二	一三、三七九	七、〇七一	九二二	八二二	一、〇〇〇	一三四	三九二	一一〇	一、二八五		四六八	九七三	一、一六三	六〇〇	一、一五七	六三五	九三三		五三八、五七三	
自十九年至廿三年五ヶ年間平均	一七、二三二	九七二	三、五九〇	七、九四七	一〇、八六九	二、四八八	二九、一五	二九、六一	一一、四八六	二、三三〇	一、四四六	一、七七五	九一四	六五八	四〇〇	一、三三〇	二、一三九	一、一九五	三、一三一	一、五八一	一、六三一	九四七	八四二	八〇九、九一一	
自廿四年至廿八年五ヶ年間平均	一六、二四一	四	七、四四五	二〇、〇九七	一、四〇五三	一、八七三九	一一、三九〇	一、四二四八	六、二四九	四、六四九	三〇六五	九、四七二	三九、四〇一	六、九一五	六六六	六、九一七	六、八一七	五、八一九	七、一一九四	二、一七二	五四三六	三〇八〇	二、五三五	一、二七三、八七八	
自廿九年至卅三年五ヶ年間平均	二二、五七〇	一〇六九	五〇、八二二	一一、四七三	二、五一一四	三〇、七三一	一一、四一六	三三、四六六	七一、七九二	一九、〇二八	二三、一一九	一九、〇二八	一二、六七七	四、一七五	三一、一〇一九	二五、一〇六三	九一、一〇六三	四三、六九八	七〇、四〇三	三二、九三〇	三六、五一〇	一一、〇二九〇	四、三九七	一、五九三、八二九	

備考

一、本表は統計年鑑、農商務統計等により調製せしものなり、

二、產額の漸次增加せるは本業の進步せるによる、而して往々府縣中產額の減少せるものあるは府縣分合の結果蠶絲業の盛なる地方を割取せられたると蠶作の不良、統計調查の誤謬等に據るなるべし、

三、最近五年間の平均蠶絲產額は百五十九萬三千八百二十九貫にして實際に照らして寡きものゝ如し、何となれば之を個數（一個九

貫）に改算すれば十七萬七千餘個にして十八萬個とし之より輸出産額十三萬個を控除すれば五萬個を餘すのみ、然るに內地に於て蠶絲、紬類、紬綿交織、帶地其他に使用する蠶絲を除き、單に絹布のみにて一千萬反を生産するにより、假に絹布一反に付き蠶絲九十匁を要するとなれば九十萬貫即ち十萬個にして、既に蠶絲存留額の一倍に相當る、蠶絲產額に誤謬あるや否やは未だ審らかならずと雖も統計の不確實なる此の如きものあり、然れども他に準據すべきものなきにより止むを得ず之を掲載せり、

斯の如く年々歲々蠶絲產額の增加する所以のものは一方に於て蠶絲輸出の增加すると同時に之れが加工品たる絹布の輸出も增加を來し、加之我國民生活程度の上進は更に內地需要絹織の原料として多額の消費をなさしむるに基くものなることは明なる事實なり、然りと雖も他の一方に於て蠶業なるものは我國土民情に適するのみならず、他の生產事業に比して比較的利益多きことを證するものならずんばあらざるなり。

更に顧て蠶絲は如何なる方面に對て輸出せらるゝやを調査すれば米國第一に位し、佛國之れに次ぎ伊國尙之れに亞げり、斯の如く米國は本邦蠶絲の重要なる

明治三十一年

	數量	價額
米國	三萬九千一百斤	三萬二千四百一十四圓
佛國	一萬四千七百斤	一萬四千六百六十五圓
伊國	三千八百斤	三千八百圓

同　三十二年

	數量	價額
米國	三萬六千八百斤	三萬九千三百一十四圓
佛國	一萬四千六百斤	一萬四千六百六十五圓
伊國	三千八百斤	三千八百一十八圓

同　三十三年

	數量	價額
米國	三萬七千四百斤	三萬四千四百一十四圓
佛國	一萬四千六百斤	一萬四千六百六十五圓
伊國	三千八百斤	三千八百一十八圓
英國	三萬八千二百斤	三萬四千九百一十七圓
瑞國	七千六百斤	七千六百圓
香港	三千八百斤	三千六百圓
英領アメリカ	四千九百斤	四千九百圓
露國	四千九百斤	四千九百圓
其他諸國	四千六百斤	四千六百一十八圓
總計	四萬六千七百斤	四萬六千七百一十八圓

備考

一、其他の諸國中價格ありて數量なきものは百斤に充たざるを以て削除したるに依る、

二、三十三年は蠶絲賣易不振の年なるを以て各國への輸出減高少せしも、三十四年は盛況を極め殊に米國への輸出多きを見る、然れども未だ其詳細なる統計に接せざるを以て遺憾ながら掲載するを得ず、

既往の事蹟を案ずれば蠶絲の需要供給は多少の順逆あり、年に幾多の波瀾なきにしもあらずと雖も、互に適當の權衡を得て俱に伸暢し來れるもゝの如し、唯今後に於ける需要供給の關係は如何、宜しく調査をして遺漏なからしめ前車の轍を踏むべからず、然り而して此間の關係を調査するには先以て需要より歩を進めざるべからず、又蠶絲需要の狀態を研究するには絹布が被服としての價値を竅査せざるべからず、若し夫れ絹布にして社會に冷遇せらるゝか、或は絹布に比較して社會に愛寵せらるゝこと厚きものあらば蠶絲の運命も亦知るべきのみ、然れども絹布が有する天賦の性質と、社會が經過する自然の行道

とは絹布をして益社會の愛顧を覓めしむるものありと聞く、說く古昔歐洲に於ては蠶織の業なく纔に東洋と貿易を始め絹布を觀たるに、其價格高貴にして黃金に讓らず絹布の一片は帝室珍寶の一に數へられしと云ふ、又彼の羅馬の三傑なるシーザが絹布の幕を用ひ人をして其驚奇に喫驚せしめたるは歷史上著名の事實なり、其後歐洲に蠶業の創始せしより絹布は上流社會被服の材料に充用せられ、輓近東洋貿易の頻繁を加ふるに至り、漸く上流社會常套の被服となり延て中流社會にも相及さんとするに至れり、此間に至るまで絹布が歐米人士に垂涎せしめしこと其幾何なるやを知らず。

首を廻せば開港貿易の初、羅紗の渡來せし時にありては、羅紗は僅に奢侈品として貴族の袱紗羽織等に珍用せられしに過ぎざりしが、今や上流より中流社會に及ぼし、被服、裝飾其他の用途頗る廣きに亘れり、是れ實に三十餘年前には夢想だもせざりし所なり、茲に於て乎知る東洋に於ける羅紗と西洋に於ける絹布と其普及流行の歩調を同ふしたるを、然るに絹布の優美なる羅紗の比にあらざるものあり。

曩日余歐米を漫遊せるに當り華燭燦爛たる長夜の宴會に臨み窈窕たる貴女に面接し、其皓容一層を添へしむるを觀たるは絹布なりき、又花紅柳綠の公園を散歩し嬋妍たる貴婦に邂逅し、幽姿一段を加へしむるを知りたるは絹布なりき、實に今日上流社會に於ける婦人と絹布とは離るべからざる關係を有し、衣服は勿論、金髮を覆ふの絹製ボンネットは重きが如く寶石を載せ、絹製の靴足袋は絹ぶるが如く雪白の細足に輕はる、其他朱唇を拭ふハンケチ、細指に持する人造花等觀るとして悉く絹布ならざるはなし然れども中流以下の社會に至りては價格の貴き爲之れを着用するの桑を擔ふもの甚多からず、若し其價格にして幾層の低廉を來し、中流以下の社會にまで其恩澤を及ぼさしめば絹布の產額今より更に倍數倍するも其販路の梗塞するが如き事あらざるべし、從て絹布の前身たる蠶絲の前途も亦洋々として海の如きものありと云ふべし。

蠶絲需要の前途有望なること此の如く、內地生產力發達の迅速なること彼れが如し、本邦蠶業の爲洵に視すべく慶すべきものありと云ふべし、然り而して內地に於ける將來蠶業の發達如何を顧みれば尙綽々として餘裕の存するを見る、何となれば養蠶は本邦の氣候に於ては東西南北適せざるの地なく、桑樹の如きも山麓河岸到る處に繁茂す、故に現在使用する耕地を寸毫も侵蝕せずして多大の桑園を設くるを得べし、最近農商務省の調査に據れば原野の荒蕪に附せるもの實に二百六十七萬九千二百九十六町餘ありと云ふ、依て假に之れより牧畜其他に使用する面積とし其一半を控除するも、尙百三十四萬餘町の桑園を得る割合なり、然るに現今に於ける桑園反別は僅に三十萬町歩に過ぎず、之を以て不毛の原野を開拓するのみにて今より實に四倍以上の桑園を得るに至るべし、若し夫れ孟軻の經濟法に則とり五畝の宅栽るに桑を以てし、庭園の周圍田圃の畦畔等を利用するあらば其桑園を新設し得る數蓋し莫大ならん。

今茲に府縣桑園反別及び不毛地調査を記載せば左の如し。

道廳府縣	桑 段別	桑 畑 見積段別	桑 畑 計	原野面積
北海道	三九〇町	六七九町	一、〇六九町	八四五、六九七町
東京	四、〇七八	四、八三二	八、九一〇	七、八六二
京都	三、五九五	一、五〇〇五	五、一〇〇〇	一、三二五
大阪	五四二	一六九	七一一	六八四
神奈川	四、〇二三	五、八七九	九、九〇二	二、六、四一三
廣島	五、四七五	一、六二七	七、一〇二	一三、〇七五三
兵庫	二〇八	一三四	三四二	二六、八三六
新潟	六、〇八五	一、八九九	七、九八四	一六、三〇九
埼玉	一四、八七五	六、七四四	二一、六一一	一〇、七九三
千葉	一七、三三七	一〇、七八六	二八、六一一	九四、八五五
茨城	五、七〇七	七二九	六、四三六	三七、一四七
栃木	九、四三二	三〇三六	一二、三七八	二八、九九四
群馬	四、二五六	九六八	五、二三四	八六、二二一
埼玉	一、〇九〇	二五六	一、三四六	一〇〇三
新潟	四、三四二	一、一一五	五、四五七	五、二三八
長野	七、一三八	一、三三八	八、四七六	七、一七四
山梨	七、〇九五	一、八一三	八、九一八	八四、九二八
滋賀	一二、八二六	二、七三六	一五、五六二	一五、七七〇
岡山	四、四五八	七九六	五、二五四	一〇、一一九
靜岡	七、二三六	五、二三二	一二、四六八	九、〇四六
愛知	二二、四三二	二、九九九	二五、四三一	二三、一、一五五
三重	五、四七九	三、〇七八	八、五五七	一八、九一三
岐阜				
長野				
宮城				

福島	二六、五四六	三、〇一七	二九、五六三	二〇三、七二七
岩手	一、四六七	二、〇六八	三、五三五	一二九、六九五
青森	九三	四六	一三九	一四九、〇九〇
山形	一〇、九九〇	二、八五四	一三、八四四	二五、〇六〇
秋田	二、二六二	九四九	三、二一一	九一、九一一
福井	二、〇三〇	一、三五〇	三、三八〇	二、八六二
石川	一、六二七	一、〇六二	二、六八九	三、四九七
富山	三、七三二	一、五三二	五、〇八四	四、二三七
鳥取	二、三四三	四一三	二、七五六	六六、七一七
島根	二、七八二	五〇三	三、二八五	一、九四五
岡山	一、九五〇	四〇三	二、三五三	四、三九〇
廣島	一、〇三五	一七二	一、二〇七	二、八九八
山口	七六五	三一五	一、〇八〇	六三、六〇八
和歌山	一、二七三	三一四	一、五八七	一、五五二
德島	六八八	六九一	一、三七九	一、六二九
香川	四三四	一一〇	五四四	三二三
愛媛	一、八四二	四九八	二、三四〇	六八二
高知	一、六四四	一、〇四七	二、六九一	一、八八四
福岡	一、九〇四	三三四	二、二三八	五二、七一三
大分	二、七〇九	四〇三	三、一一二	七九、三九〇
佐賀	五八八	二二七	八一五	四四、五〇九
熊本	二、五八六	四七九	三、〇六五	四八、〇二五
宮崎	一、九三七	三一八	二、二五五	三七、六六八
鹿兒島	一、四六六	五〇八	一、九七四	七一、七四二
沖縄	三	五一	五四	—
計	二二二、七〇一	七七、八四六	三〇〇、五四七	二、六七九、二九七

備考

一、本表は農商務省の調査に據りしものにして、桑畑反別は三十三年度現在、原野反別は國有は三十三年三月末日現在、御料地及公有、社寺、私有は三十二年十二月末日現在なりと云ふ、

二、原野反別は保安林、共用林、部分林の面積を控除したるものなりと知るべし、

三、北海道等にありては原野の調査或は確實を缺くものあるべしと雖も他に據るべきものなきを以て暫らく之を掲げて渴を醫することゝなせり、

尙之れに加ふるに栽桑、養蠶、製絲等の改良は現在の桑園、人力、建物等を以て蠶絲の產額增殖し得べきを信ずるなり、之に由りて是を觀れば蠶絲業は本邦唯一の產業にして國利民福を增進する蠶絲を措て他にあらざるを信ず、然れども蠶絲は本邦の特有にあらずして近くは蠶絲產額の豐富を以て睥睨する淸國あり、遠くは蠶絲の精良を以て誇稱する伊佛あり、其他土耳古に印度に皆我蠶絲の豐隙を窺窬せり、豈安然として枕を高ふすべけんや、然れども其實況を顧れば伊佛の如きは其產額の增加せざるのみならず寧退步の傾向なき能はず、唯支那は本邦と相並て增殖するあり、今後充分の注意すべきは支那の蠶絲なりとす、余輩支那の蠶業に對しては意見なきにあらずと雖も之を他日に讓り、左に世界蠶絲產額の統計を掲げて參考となさん。

產地	二十四年	二十五年	二十六年	二十七年	二十八年	二十九年	三十年	三十一年	三十二年	三十三年
西歐諸國	千基	千基	千基	千基	千基	千基	千基	千基	千基	千基
佛蘭西	五六六	六四〇	八五二	八六六	七八四	七八〇	六二〇	五五〇	五六〇	七六六
伊太利	三、二一〇	二、九六五	三、九八四	三、四四九	三、一三三	三、〇八五	二、九二六	二、九九二	三、三六三	三、二七五
西班牙	九〇	七二	七七	九〇	一〇〇	一〇三	七五	八〇	七八	八四
墺太利・匈牙利	二八一	二二〇	二四三	二九六	二七五	二八四	二二一	二四四	二七六	三一〇
計	四、一四七	三、八九七	五、一五六	四、七〇一	四、二九七	四、二五二	三、八四二	三、八六六	四、二七七	四、四三五
東歐及中亞諸國										
アナトリー（ブルース）	一五五	二〇六	三六八	三五五	三〇〇	四一五	三二六	四一三	四八六	三八〇
西里亞	二九〇	三五〇	三三〇	四六六	三七五	四三〇	四九〇	四六五	四五六	四五〇
サロニク・アンドリノープル	一九〇	二二〇	二三〇	一八五	一五七	一七〇	一一五	一六五	二一〇	一六〇
ブルガリー	—	—	—	一五五	五六	四五	三七	三四	四三	六〇

希臘	三〇	三五	四五	三六	四二	四二	四三	四〇	三四	四五
高加索	一七〇	一八〇	二〇〇	一七五	一八五	二五〇	二四〇	二三〇	三一〇	三五〇
波斯 土耳機斯坦（輸出）	—	—	—	—	四〇	四八	一〇五	一三五	二四六	三一〇
計	八三五	九九一	一、二四三	一、二二四	一、一二五	一、三六八	一、三四六	一、四七九	一、七八四	一、七〇五
東亞諸國										
上海（輸出）	三、八三四	四、〇六六	四、二三五	三、七八七	四、二四六	三、八八五	三、九三五	四、六五〇	五、五四五	四、三〇〇
廣東（仝）	一、二〇一	一、四三六	一、二六六	一、三五四	一、五五〇	一、六九二	一、八六〇	二、二九五	二、二五〇	一、八六六
橫濱（仝）	二、九五四	二、八五八	二、六六五	三、〇八四	三、四一〇	二、九九九	三、五〇七	三、一一二	三、五四二	三、九〇〇
カルカッタ（仝）	二二九	二五〇	二六七	一九九	三五〇	二四〇	二九一	二七五	四四〇	二〇〇
計	八、二五八	八、六五〇	八、四四〇	八、四二四	九、五四六	八、八四五	九、六八三	一〇、四三二	一一、五九七	一〇、三六七
合計	一三、二四〇	一三、五二八	一四、九七二	一四、三六九	一四、九五六	一四、四四六	一四、七六九	一五、六八七	一七、六五八	一六、三五六

頃日經濟界の變動物價の昂騰は動もすれば當業者をして收利の寡少を嘆ぜしめ、或は蠶絲の製造は往々粗濫に流れ海外の顧客より警告せらるゝこと稀なりとなさず、故を以て今に於て蠶絲業上に於ける諸般の設備を完了し、弊害を芟除し根本的改善を行ひ國民經濟上の長計を定むること實に刻下の一大急務なりとす。

●蠶業者の春仕事

大日本蠶絲會技務委員農學士 月田藤三郎

春の蠶業者は何事を爲してか暮すべき、屠蘇に醉ひて新年を祝するは抑も其能事にあらざるべし、桑樹の培養を精くして佳良且つ多額の桑葉を獲ることを望まざるべからず、意を蠶種の貯藏に致して其保護を全ふせざるべからず、蠶室蠶具の消毒を嚴施し病根の絶滅を圖らざるべからず、或は蠶具の缺けたるを補ひ或は蠶室の破れたるを修むるか如き亦須らく爲さゝるべからざるの事に屬す、要するに本年養蠶の好結果を得んとして既往成敗の痕に顧み適應の畫策を施こすは主として春にありと爲さゝるべからず春に於ける蠶業者の仕事亦多端なりと謂ふべし、而かも此多端なる仕事の其當を得ると否とは即ち好果を收むると否らざるとの分るゝ所なり、故に苟も蠶業者たる者は此貴重なる春を空過することなからんことを勗めざるべからざるなり。

余輩は此多端なる仕事を持てる蠶業者に更に一の重大なる春仕事を紹介せざるべからず、是れ實に止むを得ざるなり、其仕事とは別事にあらず、蠶業者經濟の發達を謀るがため產業組合を設立すること即ち是れなり。

惟ふに產業組合の設立は蠶業經營上焦眉の急に迫れるもの、其設立の一日も緩ふすべからざるは今茲に之を喋々するの要なきなり、故に春の仕事として速かに其計畫を爲すは最も其宜しきに適ふたるものなりとす、而して養蠶の準備時代とも稱すべき春に於て幸にして組合設立の手續を完了せんか、事業は直ちに開始せらるべく、本年の養蠶は此有益なる機關の實在の爲めに多大の利益を享受することを得べし、加之春は最も組合設立の如き計畫に適するなり、夫れ何れ春永にとは歳末に於ける常套語ならずや、而して此常套語は春の組合設立に好適せることを證して餘あり、凡そ產業組合の設立は可成速かならんことを欲する勿論なりと雖も、精細周到なる考慮に依らずして慢然計畫したるものゝ如きは完全に事業を行ひ充分に利益を擧ぐること蓋し難し、彼の今日之を設立し明日之を解散するものゝ如きは世に大害を貽して寸益なし、此を以て長閑かなる春の日に於て着々計畫を定むるは鞏固にして有力なる組合を得るの良法なりとす、此を以て余輩は春の仕事として產業組合の設立を紹介するの極めて至當なるを見るなり。

世の蠶業に從事するの人士が飼育の術に精を加ふるに急にして、經濟上の注意に缺くるところあるは洵に當代の一大缺點にして、本邦蠶業の將來に酷だ憂ふべきの現象なりとは有識の士の等しく口にするところ余輩亦大ひに感を同ふするものなり、此故に曩に本會報を藉りて聊か之を論述し（本會報第百三號及第百四號參看）經濟的組合の設立を勸奬せり、而かも一閱年の今日に至りて未だ蠶業に關する產業組合の大ひに設立せられたるあるを聞かず、斯の如きは本邦蠶業の前途に對し斷じて慶すべきの事にあらず、玆に新年に際して再び卑見を吐露する所以のものゝ故なきにあらざるなり。

既に春仕事として産業組合の設立を紹介したり、然らば茲に産業組合の何者なるかを說くを便なりとすべしと雖も、此は余輩が曩に本會報に掲げたる論文に於て略之を盡せり、依て其補遺として組合設立の順序の概要を述べ以て參考に資せん。

産業組合を設立するの第一着手は何種の組合を必要とするかを定むるにあり、即ち信用組合か、販賣組合か、購買組合か、生產組合か、將た數種事業の兼業組合かを定めざるべからず、設立者若し組合に依りて金融の便を得んとせば信用組合を設立すべし、生產物の共同販賣を爲さんとせば販賣組合を設立すべし、原料の共同購買を行はんとせば購買組合を設立すべし、共同生產又は物品の共同使用を要すとせば生產組合を設立すべし、設立者は須らく自からの事業に應じ、必要なりとする組合を設立すべきなり、更に購買販賣組合を設立し又は購買販賣生產組合を設立する等亦何の妨ぐるところなきなり、斯くして必要とする組合已に定まらば茲に七名以上の同志なる設立者（産業組合法第七條參照）相集り、定款を作成すべし、定款に於ては産業組合法第九條、第二十五條第二項但書、第四十六條、第五十二條其他産業組合法又は同法施行規則に於て特別の規定を設くることを許したる事項に關する規定を設くべきなり、而して定款作成を終らば之を地方長官に差出だし組合設立の許可を請ふものとす、（産業組合法第八條參照）此許可を受けたるときは即ち組合は設立せられたるものにして茲に設立者は最初の組合員となり、産業組合法第十三條乃至第十五條に依り組合設立の登記を了し、組合は初めて第三者の認むるものと爲るべし、斯くして組合は完全に成立を告げ自由自在に其事業を執行するを得べきなり。

産業組合の設立は刻下蠶業界に於ける急要の問題なり、而して其之を設立するの手續は上述の如く又敢て繁なりと謂ふべからず、蠶業者たるもの敢て躊躇するの要なきなり、幸にして春仕事の一として蠶業に關する産業組合の幾千百成立することあらんか、其蠶業經濟上に與ふるの利益の强大なる定に測るべからざるものあるべきを信じ、敢て世の蠶業者の此に努力せんことを望む。

●横濱に於ける本年の經濟狀態

（水會第七回小集會演說）

大日本蠶絲會技藝委員　橋本重兵衛

私は生絲賣買の事は少しく知ッて居るのでございますが、今日は養蠶製絲の事に就ては皆樣の御講話もございますから、私のはチョッと振合ひが變りました、俗に經濟と云ふやうな御話を致さうと存じます、近頃の輸出入貿易に就き日本國中の稅關に依ッて調べますと、大いに輸入超過を致して居ります、其輸入超過に就きましては一般に諸方で憂ひて居りますが、未だ輸入超過と云ふものゝ原理を敎へないからして十分に輸入超過の理屈が分らぬ、輸入超過をしたかしないかと云ふことを十分に調べますには各地方の商業會議所が司ッて之を調べねばならぬものであると考へる、然るに日本では未だ各稅關の輸出入を以て定むるやうになッて居ります、大體輸出其者はドウなッて居るかと云ふと、輸出する時に稅關で調べねばならぬのでありますが、一向それを調べずに輸出します、幾らにても屆け出の輸出代金即ち送り狀の其儘出して仕舞ひます、それ故に假令二億萬圓と云ふ輸出がございますれば正當に計算を致しますと、二億五千萬圓にもなッて居るかと思ひます、其原理を私は能く御分りになるやうに御話を致さうと思ひます、そこで近頃輸入超過の第一多額の年は三十一年度でございます、三十一年度は關稅改正の前であつて一億千百萬圓の輸入超過を致しました、其一億千百萬圓の輸入超過は今日の計算に致して見ますれば一億五千萬圓には必ずなッて居らうと思ひます、そこで此輸入超過はドウ云ふ有樣に今日まで經過し來ッて居るかと申しますれば、日本銀行が抑〻其罪を作ッたと私は考へて居ります、去る三十二年度に於て兌換劵を增發することを貴衆兩院の協贊を得ました、是は皆さん御承知でございませうが、其以前に發行した所の兌換劵は六千萬圓である、それから追々に不足したと云ふ所から其後八千五百萬圓としました、又それが足りないで一億二千萬圓にした、其一億二千萬圓にする原理はドウ云ふことであるかと云ふと、正貨準備——其正貨準備より多きと一億二千萬圓出すことになッた、正貨準備高までは兌換金劵を出すも除計に出すのでない、三十二年

三月に一億二千萬圓が愈〻宜いと云ふことに極められました、直ぐ日本銀行がドシ〳〵兌換券を發行した、そこで此兌換券の稅と云ふものは年七厘五毛位で一朱には當らぬ、それを貸しますれば八朱乃至九朱に當る、それ故に日本銀行は澤山出して利益を得株主に配當を多分に爲すことをいたしました、故に無暗に兌換券を發行して、其以前八千五百萬圓の當時には稅を拂はずとも宜い、その餘分に發行する時は稅を拂はねばならぬと云ふことになつておりました三月以後四月五月六月とドシ〳〵貸出したのが非常に充滿して來た、それで三十一年度に一億千百萬圓輸入が超過した物品は、我〻の考へては一二年間は決して輸入超過はすまいものと思ッたが、それが金融緩慢の爲に地方が上景氣となつて輸入超過物を消費させて仕舞ッた、三十二年の九月十月頃正貨の流出したことがあります、それは印度の金貨本位を實施したので印度へ輸入したのである、夫より十月下旬になると一切正貨流出は止りました、それから後はドウかと云ふと、トランスバールと英吉利との戰爭が起ッた、其トランスバールはどの位の人口かと云ふと、僅か百五十萬人であるが、其戰爭は非常に強い、強い譯と云ふのは、各國の內にも內々尻を押す國がある、其國々はどう云ふ目的を以て百五十萬人たちずの黑奴に尻を押すかと云ふと、抑〻此國は金鑛が非常に多い、世界の四分の一は金の出る國である、それで彼の國を手に入れたい所からして尻を押した、然るに英吉利は其事を前以て知ッて居るから歐洲諸國の流通しある資本金を集めることに着手した、是はチョッと御參考に御話して置きますが、日本の資本が流通する方法と又英吉利の資本金を使ふ所の方法とは違ッて居る、故に英吉利の英蘭銀行で出す兌換券の方法はどうかと云ふと、利息が常に高く三朱位である、それで市中の利子は二朱半であッて實にをかしいことがある、下本に於ては日本銀行の利息が二錢なら市中の利息は二錢五厘或は二錢七厘が常であるが、それは抑〻やり方が違つて居るのであります。

それで英蘭銀行の預金はどの位かと云ふと、英全國にて二百八十餘銀行の本店に預ッて居る所の預金と英蘭銀行で預ッて居る預金とは稍〻旁觀たるほどで

ある、英蘭銀行は其多額なる預金に利息が回るかと云ふと、外國有價證券を買ッて其利を以て預金の利子を拂ッて居る、此時其拂ッて居る所の有價證券を英蘭銀行から獨逸、佛蘭西、露西亞其他各國に向けて賣付けて、其金を吸收して世界中の金融を非常に困難になさしめて後ちトランスバールと戰爭を始めた、英吉利はさう云ふ事と常にする國である、それが爲に三十三年には歐洲が不景氣となり我國も歐洲同樣なる影響を蒙りまして日本銀行は貸出したる資本を一時引上げました、而して三十二年度が過ぎた後は輸入物が輸出物に超過することはあるまいと思ッたが、計らざりき昨年も這入ッて來た、そこで當年の三月頃より初まりて田舍地方も不景氣となり輸入物の賣行が惡くなりました、故に外國人は電信で本國へ注文したものも送ッて呉るなと電信にて言ッてやッた、なれども更に聞入れずに輸入してきました、是は全く歐洲の不景氣の爲めでありました、其後列國軍戰爭となりました、それで世界中の金融逼迫した爲め近頃物價の下落を來した。

其物價の高低の度合はドウ云ふものであるかと云ふと、以前より日本は非常に物價が昇進したが歐羅巴各國は決して高くなッて居らぬ、千八百七十年以來はずッと一直線に下ッて居る、千八百六十八年より七十一年まで平均百位のものが千八百九十六年七月中は五十九位迄まで下りました、それから其後世界中で金の採掘が殖て來て通貨を增すに從ひ物價が高くなッた、それが爲め七十五位まで上ッた、其後トランスバール戰の爲めに一般の物價が下ッた、其下ると同時に支那戰爭で世界中の金融が詰ッた、其れ故に諸物價が一層下落しました、此時が日本の注文した物品を止めた時であッたが、それにも拘らず注文があッた、日本が不景氣でも日本へ送りたる方が宜いと云ふ所で、昨年（三十三年）は八千五百萬圓と云ふ輸入超過になりました。

そこで先づ金融の往來からして御話を申上げませぬと理屈が立たませぬから金融の事を申述べました、實は是までは前置きでございます、是から本文に這入ります、横濱の外國人はどの位の力を以てどの位の商賣を爲し、どの位の信用があるものかと云ふことは、是は皆樣の腦髓に入れて置かねばならぬ、先

づ平常は何れの身代も立派な時は分らぬ、一方の工合が非常に惡くなッて來た所でなければ分らぬものであります、それはどう云ふ所で惡くなッて來たかと云ふと、今年の夏に御承知の方もありませうが、外國爲替に片爲替と云ふことがあッた、是は外國から品物の入爲替が來て又た出爲替になる、輸入の品物があれば其代金は出爲替とするものであります、然るに出爲替が出來ないことになりました、トランスバールの爲め金融逼迫し其上支那戰爭にして日本にある所の不動產まで抵當して外國に金を送り出しました樣に見へます、そこで支那の戰爭の爲に聯合軍が金を棄てたことは容易でない、故に外國人は日本に支那の爲に威ビました、それで今日非常に困ッて五ある所の資金を突込んだ爲めに日本は非常な窮屈を千萬圓の外資輸入をせねばならぬと云ふことになつた、其五千萬圓の外資輸入は出來なかッた、と云ふのは實にお恥かしい譯である、然るに二年前に遡つて見れば外資は輸入されてあつた、即ち二千五百萬圓の外資は誰れも知らぬ間に無聲的に輸入された、此二千五百萬圓と云ふ資金はどう云ふ割合にして這入ッて居ッたかと云ふと、日本と歐羅巴亞米利加との利息は割合が違ふております、歐羅巴亞米利加はどうかと云ふと、三朱から五朱までの間である、其利息は向ふが安くッて日本が高いから品物をどんどん送ッて來る、輸入物はどう云ふ關係かと云ふと、英吉利は其月拂ひである、品物が着すると同時に拂ふ、平常は英國利息は三朱半位であります、亞米利加は五朱に廻ります、支那は二箇月拂ひで、日本は四箇月拂ひである、其猶豫があるに拘らず本國に送る金は遲れ勝ちになる、日本は全幹に信用が薄い、信用が薄い爲に其金を回すに割合が宜いから持込んで來てそれを利息に回す關係がある、そこで横濱にある所の貨物千餘萬圓を東京へ月延として賣り來りし習慣なりしが今回の戰爭の爲めに外國人は金融を更に廢止した、夫れ故に東京は千餘萬圓の金融の道を失ひました、神戸も同樣千餘萬圓、長崎は五百萬圓何れも金融の道を失ひ横濱初め神戸大阪長崎も一般に圓滑を失し其地方も同樣困難となりました、即ち二千五百萬圓の確に無聲的外資輸入がありましたのが今度支那戰爭につき持ッて行かれて其中に荷物が輸入して來たのも丸爲替が附いて居る、其爲替の期限が來ない中に本國より送金を申來る爲め止むを得ず貨物代金を殘らず有らん限り送金すると云ふ氣込であつた、而して前年は我國は外國より債務者であります、然るに今度變ッて昨年以來外國人は內地の不景氣の爲に損をした、其損した高はどの位かと云ふと、確に賣掛代金の百分の五は損をして居る、それが平常は百分の五の利益であるから丁度百分の十を失ッて居る、日本の利息八朱或は九朱を其損金に合すれば百分の十損となります、當年春以來輸入した金高二億餘萬圓である、それに一割の損とすると二千萬圓以上になる、昨年からの損失を入るれば或は二千五百萬圓の損が立ッて居ると思ひます、其損金は日本より外國へ貸金となつた割合であります又た無聲的外資輸入を合すれば五千萬圓である、前は日本が借りで有ましたが今度は貸しである、丁度內地の金融社會が五千萬圓の狂ひを出した、それが非常な難儀になッて今日までの不景氣を顯したのであります。

ソコでこればかりでは御分りもありますまいが、私が外國人の懷がどの位であッて、どの位の商賣をして居るかを調べました、それは十分なる調べは分らぬが、大略正貨が百五十萬圓、輸入貨物が八百五十萬圓、先づ横濱は大略千萬圓內外のものであります、其他家屋地面を殘らず擧げると五百萬圓である、今二百三十三人が看板を揭げて商賣して居るが、其實商賣する者は百五十餘人しか無い、總ての正貨と貨物を入れて千萬圓と假りにしたならば一商人の資本は六萬二千五六百圓である、而してどの位の貿易をするかと云ふと、二億萬以上輸出入の貿易をしております、眞に歐米人は信用が發達して居る、本邦も信用を以て商賣をするまでに發達する事を希望します、本邦も前年に遡て見れば先づ明治二十三年の通貨は一億七千八百萬圓の流通貨幣であッた、輸出入の貿易は一億三千八百萬圓しか無い、それで近くは日本も大に進歩して來た、今三十三年度の輸出入貿易は四億九千百萬圓になッて居ります、そこで其流通貨幣高は幾らかと云ふと、例の正貨が七千萬圓にそれに兌換劵發行高一億二千萬圓のほか無い、其外のものを入れても流通貨幣は二億萬圓內外である

それを持ッて現在の輸出入貿易及び商賣をやッて居る、其以前は資金の方が貿易より二割九分多かッたが、今日は半額より以下の資金を持ッて貿易を爲して居る、是はどう云ふ譯であらうかと云ふと、割引手形或は約束手形即ち自製の貨幣が出來た、其爲に失敗した人が多いが、併ながら是は商賣の段階だから幾ら失敗しても段々とやッて行かぬければいかぬ、そこで輸出入貿易につき述べますれば三十年以後どの位輸入超過して居るかと云ふと、三十年、三十一年は未だ關稅改正前で現在の輸入調よりは一割五分方減少でありました、其當時の一億圓は現在の一億千五百萬圓と云ふのに數へられる、三十年、三十一年、三十二年、三十三年の四ヶ年間金貨本位實施以後はどの位輸入超過して居るかと云ふと、二億五千六百萬圓餘超過して居る、その輸入超過は正金を以て拂はなければならぬ、然るに其金額の有樣は先に御話した輸出入の關係に就て輸出の調査が十分でなかッたのと、それに又外國から這入ッて來た金が無ければならぬ、本邦の正貨鑄造と流出との關係を私は一箇月毎にすつかり調べたものがあります詳細にお話しますと長くなりますが、三十年十月から金貨本位になッた、其金の目方は金一圓と稱へる金を幾らか鑄造したかと云ふと、三十四年六月までに一億二千九百五十九萬〇九百六十五圓である、それより日本銀行の手を離れて流出した金が一億百九十八萬千九百九十圓である、そこで幾ッてあるものゝ金高は二千七百六十萬四千八百七十五圓である、今日の所では、小判も貳分判も輸出はせぬ、二分二厘二毛の新金貨を拂ッたに違ひない、それで輸出入の貿易より二億五千六百萬圓輸入超過して居るに拘らず拂ッた金高は一億百萬圓しか無い、此所が皆さんが輸出入貿易に就て能く分る所である、それが爲めどこからか正金が這入ッて來なければならぬ、それは第一に眼に見えずに這入ッて居るのは外國の漫遊客である、此漫遊客は本年の調べましたが大略三萬人である、此三萬人が一人に付千圓づゝ使へば三千萬圓と云ふ大多額の正金が這入ッて居ります、是は輸出入貿易に關係せぬ金である、殊に御當縣には天下に名高い松島と云ふ名所がございます、此松島は外國人の漫遊を希望する所でありますが當地方の諸君は更に漫遊客抔には氣に止めず取扱ひが惡いから餘り松島には漫遊せぬ鹽梅である、是は是非とも外國の漫遊客に向ッては此宮城縣の方が努めて下さらなければならぬ、又た國家の爲としても十分なる事を祈ります、是非とも皆さんの御注意を乞はねばならぬ事であります、まだ御話すれば何時間でもやりますが先づ此邊で御免を蒙ります。

◉歐洲に日本蠶種の流行（承前）

大日本蠶絲會技藝委員理學博士　佐々木　忠次郎

昨明治三十四年中余に本邦蠶種の送附を請求したりしもの伊太利人に四名、墺太利人に一名あり、何れも皆該地の大養蠶家にして我蠶種の善良なるを認め我蠶種に依りて該地の蠶種改良の目的たるに外ならざるが如し、依て余は再び我蠶種の名聲を擧ぐるの時機來れりと信ずるもの柄、本邦著名の養蠶家より精良無比の蠶種數千蛾分を取寄せ、昨十二月下旬米國を經墺伊兩國に向け送附したり、今や右兩國に送附せる蠶種の名稱及び製種家の姓名を掲ぐれば左の如し。

蠶種の名稱	製種家姓名	住所
一赤熟	佐藤傳平	福島縣若松市
一又昔	仝	仝
一白龍	仝	仝
一小石丸	仝	仝
一新撰	仝	仝
一又昔	若林周次郎	長野縣小縣郡
一青熟（中巢）	小野元兵衛	山梨縣東山梨郡
一小石丸	仝	仝
一又昔	仝	仝
一又昔	八田逵也	山梨縣東八代郡
一又昔（大巢）	横田隆治	滋賀縣東淺井郡
一白姬	淺野德三	福島縣伊達郡
一黃繭種	加藤善兵衛	福島縣伊達郡
一夏蠶（千代繭）	市村丑太郎	長野縣小縣郡

右の外東京蠶業講習所に於て製造せる九種の蠶種即赤熟、大圓頭、又昔、角又、新長、飛白、青熟、餘杭及小石丸をも送附せり。

固より右等の蠶種は何れも製種に熟達せる人の手に成りたるものなれば、其卵質の精良にして健全無

毒なるは敢て疑ひを容れざるところにして至當の方法を以て飼育せば必ず十二分の豐作を得るや疑ひなし、然りと雖も若し此等の蠶種をして歐洲に於て飼育せんか、其氣候風土の異なるが故に其收穫の如きは本邦に於て飼育せるものとは同一なるを得ざるを信ず、左りながら今回送附したる蠶種の如きは本邦の一地方に於て製造したる蠶種ならずして、多少氣候風土の異なりたる福島、長野、山梨、滋賀の四縣に於て製造したるものなれば、墺伊兩國に於ては本邦何れの方面に於て製造したる者が適するや本年の飼育成蹟に依て知るべきなり、若し其地方に於て製造せる蠶種にして墺伊兩國の某地に飼育し好良蹟を得るものとせんか、是れ飼育の成蹟に微し彼是風土の相似寄りたるを了知するに足るべし、又一方に於ては歐洲の蠶種を我邦に輸入し飼育せんとする場合に在りても本邦某地に酷似せる墺伊の某地より取寄せたらんには亦以て真好の成蹟を得んこと難きにあらざるべし、是に由て之を觀れば今回若干の本邦蠶種を墺伊に送附し同國に於て飼育せる成蹟を知るは餘程面白き事實を檢出するに至らん、加之前號に於て論ずしが如く我蠶種を墺伊兩國に於て飼育せば彼是氣候風土の異なるが爲め、或は良成蹟を得難かるべく、よしや飼育の當年に於ては真成蹟を得ることあるにもせよ之より複製したる蠶種は翌年に於ても同一の真成蹟を得るや否やは是亦余の大ひに探知せんと欲するところなり、若し我より輸出したる蠶種飼育の成蹟は從來墺伊兩國に於て飼育せる蠶種の成蹟に勝ること數等にして複製蠶種の如きも同國に輸入當年の蠶種の成蹟に劣り、是と同一の成蹟を得ること能はざる時は此時こそ我蠶種の輸出は往年の如く隆盛なちんも計り難し、尚は熟思するに我蠶種を墺伊兩國に於て所望するは獨り良好の蠶繭を收むるのみには非ちずして我蠶繭より製出する生絲の性質に至ては歐洲生絲に勝れるの徴候を發見したるに非らざるやとの疑ひを存するなり、是れ我邦に於ては多年蠶種製造、育蠶法に改良を加へ製絲の改善に孜々勉めたるの結果なるに外ならざるべし、今や再び我蠶種を海外に輸出するの傾向あるものとせば、育蠶製絲全般に於ては從來倍々蠶界に於ける諸君と共に其改良進歩の途を講じ、以て我輸出第一の特產たる生絲の產額を日に月に膨脹せんことを望む。

（完）

●清國器械製絲場に於ける製絲法一斑

大日本蠶絲會技師委員　山本竹藏

予は去る十月官命を奉じて清國に赴き器械製絲場十數ヶ所を視察せしが、江蘇浙江及び湖北の三省に於て僅々三拾餘日を費せるに過ぎざるを以て、到底精細なる調査にまで立入る能はざりしを遺憾なりとすと雖も、或る工場に於ては本邦工場に於けるよりも猶且つ充分の取調を許せしを以て、多少大方の參考に資すべき材料を得たり、然れども歸來百罪蝟集し殆んど行李を整頓するの閑なく從て經世家及び事業家の一顧を買ふべき事項に至ては追々發表する事もあるべく、茲には單に技術に關して見たる所と聞き得たる所を概略記述して以て新春の賀辭に代へんとす。

予の湖北より上海に歸るや、知友西原德太郎氏は杭州より書を寄せて忠告して曰く、清國に於ける器械製絲を調査せんとならば宜しく腰を上海に据て同地に於て充分探査するを可となす、若し夫れ西湖の風物を賞し馬を吳山の第一峯に立つる抔といふ野心なき以上は我地來遊の必要なきに似たりと。

西原氏の示す所眞に知言なり、夫れ上海の製絲技術は他の製絲技術の淵源なり、況んや此一地二十有八ヶ所の大小工場を有するに於てをや、他の地點々散在するの工場は眞に双手指を數ふるに堪へず、而して皆顰笑を上海工場に倣ふものなり、然りと雖も予は轎を賃して白隄蘇隄を過ぎ、驢を驅て虎邱の山上に至らでははとの多少の風流心はこれあるは勿論、杭蘇一帶養蠶地の地形も見たければ遂に西原氏の忠言にそむきて彼の地にも赴きたり、實に蘆山縣に於ける合義和繅絲廠、蘇州に於ける蘇經絲廠及び吳興絲廠の建築設備、其技術並に共寢橋に於ける世經絲廠の建築設備等眞に上海に於けると大同小異にして劣るとあるも優るもの少なしと云ふべく、斯の如くにして清國に於ける器械製絲の技術は細々しき事の差異はあれども、大體引きくるめて單純に書き記し

得べければ、茲には其大同を擧げ記して少異は姑く之を省く。

繭の乾燥　繭購買の地に烘房即ち乾繭室の設けありて殆んど皆購買地に於て乾燥す、此の烘房の構造は既に前年松永技師及び高津仲次郎氏の視察報告に圖解せられたれば予は今再び之を繰り返し述べざるべし、唯稍一種異りたる烘房は其構造は大體同一なるも、焙道を壁中に迂回せしめて熱の利用を計りたるものありしに過ぎず。

繭の貯藏　彼邦の製絲工場は殆んど皆煉瓦二階建にして繰絲室は階上に在るを常とす、予が今回巡覽せる工場中、階下に器械を裝置せしは二ヶ所なりしと覺ふ、而して普通階下は貯繭室と剝繭及び撰繭室に充つ。

此の階下なる貯繭室には床上に高さ約一尺位の腰掛樣の枕を置き、乾繭は綿布の袋に入れて交互に此枕上に積みかさねらる、本邦の如く鍬葉蘭又は生子板張室等の苦勞なきものなるも、微繭を見ざりしは實に奇怪といふの外なし、唯蘇州の吳興絲廠にては大分微なるを見たりしにより、予は其微は本邦種と同一なりや否やを確めんため持來りたれども、未だ培養の成蹟を得ず追て報ずる處あるべし。

繭衣除却　世人の知る如く清國蠶繭は繭衣を被ること甚し、而して器械にて除却しがたきを以て悉く指頭にて一々是を除却するなり、但し此繭衣除却と同時に同功繭を撰り出すを常とす、且つ此の工程に限り賃錢は日給にあらずして手間拂なり、大抵の工場七八十人より百人位の剝繭工ありて多くは老たる婦人又は老爺或は十四五の男子も見受けたり。

繭衣の量は乾繭百斤に對し三斤乃至五斤を出でずといふ、十一月末上海に於ける繭衣の相場は百斤に就き拾五兩乃至三十二兩なり。(但し一兩は約壹圓參拾五錢とす)

繭の撰別　撰別に繭篩等を用ふるを見たる事なし、悉く指頭にて撰り別くるものにして、

頭號	貳號	參號
水黃	大殼	印頭
双宮	穿頭	爛繭
溝皮		

等の十數種に別つ、印頭とは汚染繭にして、双宮は同功繭を謂ひ、穿頭とは出蛆繭を云ふ、又頭號とは一等繭の事なりとす。

繰絲工女に繭を秤り渡すは撰繭室に於てするもあり、又稀には秤り渡しのみをなす室あるものもあり。

繰絲器械　皆直繰クンチル式にして煮繭分業なり多きものは六緒にして少きは五緒なり、此器械を用ゐて下等繭にても三緒を繰取す其撚式又は二緒繰を見たることなし。

器械は皆鐵製にして一窓の廣さ二尺五寸位なり、今或る工場にて調べたる所を詳記せんに、器械の奥行は六尺七寸にして、内前臺一尺九寸貳分、前臺より後部甕立迄の距離二尺六寸七分、甕立の分二尺一寸一分なりし。

甕立は上部は箱に組立てられ、床面より其の頂點まで約五尺二寸餘、前臺の高さは貳尺四寸强なり。

大甕の納めらるゝ箱の底部は床面より約貳尺八寸の高さにありて、前面には重錘を以て戸を上下すべき窓あり、後面は溝を上下開閉する板戸ありて常には鈎によりて釣りて閉ぢらる。

器械のシャフトは徑壹吋四分の一鋼鐵丸磨きにして、其の動力を傳ふる滑車は大小三段の緩急裝置とせられ、大摺車は鐵製にして圓周一尺七寸八分、小摺車は木製にして圓周四尺〇五分なりし。

大甕の周圍は四尺八寸貳分にして甕角は狹からず。

絡交裝置は所謂銘々振りにして（更に連振りを見たる事なし）齒車は四個とす、其齒數は本邦に於ても用ふる處と同樣にして左記の如し。

第一齒車（大甕と同一軸にあるもの）　貳拾九
第二齒車　拾九
第三齒車（第二鐵車と同一軸にあるもの）　參拾五
第四齒車（絡交原器と同一軸にあるもの）

絡交原器は圓形にして曲柄運動をなすものなり。箱内に裝置せられたる暖管は銅管にして、獨り箱内を暖むるのみならず、此管は小管を分岐して前臺に蒸氣を輸送するものとす、其大さは二吋半なりし。

甕の回轉を停止せしむる裝置は背蹈み上げにして近來歐洲にて製作せる器械の如き手にて止むるの裝置を見たる事なし。

前臺の流しは鑄鐵にして内徑一尺九寸五分位なり此他に繰絲鍋二個を隔てゝは煮繭鍋の分一尺四寸内外を斗出す。

繰絲鍋は銅製にして半月形なり、長徑一尺六寸短徑一尺〇四分位（内徑）にして深さ三寸三分中蓋迄は二寸位なり、而して下底排水管は徑一吋とす。

煮繭鍋は二重裝置にして外鍋は徑一尺二寸五分深六寸八分、内鍋は鑽孔せるものにして、徑一尺〇二分深六寸位とし、外鍋と内鍋との間に覆蓋あり。

煮繭鍋の排水管も亦一吋の銅管なり。

前臺下の排水樋は廣さ五寸七分、深さ四寸位にして他の排水管は皆此樋に集るものとす。

（未完）

●米國に於ける日本の蠶絲

編者一日歸朝中の内田組育領事を訪ひ、米國に於ける日本蠶絲の狀況及び蠶絲貿易に關する意見を叩く、數時間の高談本邦當業者の參考となる頗る多きものあるを以て、綴りて茲に掲げ讀者に紹介することゝなせり、文の責は全く編者にあり。

法學士　内田定槌

米國に於ける蠶絲賣行の眞否を卜するには絹織物の景氣如何を知るは必要であります、所が米國は所謂農業國であつて農作物の豐凶は米國全般の經濟界に關係を及ぼし、從て絹織物の賣行に影響するのであります。從て蠶絲貿易にも波及するのであります。然るに輓近米國經濟界の現象如何を顧れば、一昨年は各種の農作物稀有の豐稔でありまして、所謂農家をして皷腹擊壤の思をなさしめました、それであるから農家の懷合は肥えて經濟界の好況を致したることは未曾有であつたのです、又昨年の棉作は一昨年に劣り玉蜀黍は不作の方であつたけれども、直段は一昨年より高く殊に小麥は極めて豐作でありました小麥は米國農產物中の首要品で產額も豐に外國に輸出する所の金額も頗る多いのであります、此農作物豐穰なれば汽車に積む所の貨物は殖える、汽車の貨物が殖れば鐵道會社は利益を得る、鐵道會社が利益を得れば株主への配當金が多い、役員事務員の賞與金が多い、そうすれば自分なり家族なりの絹布の衣服を新調すると云ふ氣合になる、そこで購買力が生じ絹織物の賣行が宜しい蠶絲も從て賣れると云ふ事になるのであります、それであるから農作の豐凶を知れば其年蠶絲賣行の大勢だけは豫測することは出來ると思ひます、そこで私は常に米國政府が調査せる農作物の豫想を電報を以て通知しましたけれども、一向製絲家は是れまで注意せなかつたと云ふ事であります。

一昨年蠶絲の不況であつた原因は一つではない、大統領の選擧の如きも之れに關係してありましたけれども、其前年の農產物の凶作は一大原因である、此米國に於ける絹織物の流行も佛國の巴里より來るので、丁度其流行模樣を機屋が旋へ春着に賣出そうと云ふ時、農產物不況の影響を受けて經濟界活潑ならず購買力は乏しいと云ふ次第であつたのです、故に機屋は高き蠶絲を買入れ織物に拵つた儘秋に持越しました、所が其れは春模樣であるから秋着には賣れない直段は下がると云ふ有樣で、機屋は大打擊を蒙り破產をしたものもありました、此時に於て毛織物の流行した爲に絹織物は賣れなかつたと云ふものもありますけれども、それは絹織物は時節後となり、止むを得ず毛織物を着たのであります、毛織物は御承知の通り黑とか鼠とか云ふ樣な極つたもので餘り變化のないものであるから絹織物の流行遲れに乘じたのであります、故に絹織物の流行がすたつた譯では

なかつたのであります、そこで昨年絲況の活潑なりし所以は全たく一昨年及び昨年の二年間農産物の豐穰なりしに基くことは前申上た通りであります、先づ米國には當分經濟界を攪亂する樣な光景は見當らず、農家は富力を加へましたから將來も絹織物の賣行宜しく從て蠶絲の需要も多からうと思ひます。

米國の機屋が使用致します蠶絲の割合は常に伊太利絲一割五分、支那絲二割五分、日本絲六割と云ふ割合を保つて居ります、支那に於て西洋人が製造致します器械絲は品質上等であると云ふ評判ありますけれども、何故か賣行多くありませぬ、それは扨て置き日本蠶絲の斯の如く米國に消費せらるゝのは別に是れぞと云ふ特色のある譯ではなく、從來より日本蠶絲を使用したりと云ふ一つの慣習と、品質に比して價格は高くないとの二つに過ぎない樣であります、それですから本邦蠶絲の價格は比較的騰貴すると か品質が粗惡となりますれば、他の蠶絲を以て之れに代へ販路は杜絶せないとも限りません。

日本蠶絲の缺點として機屋が數へますのは、類であるとか二本上りであるとか、撚の不足であるとか、種々ありますが、其内何れの機屋も異口同音に苦情を鳴らすのは纖度の不揃である、是れは敢て耳新らしき話ではないけれども未だ改良されぬのは遺憾の次第であります、そこで之れが改良をなすには私の見る所では製絲業をして安全の位置に進め、製絲家をして長く此事業に從事せしめ、其熟練と經驗とにより製絲の改良を施さしむるより良きはないと考へるのです、然るに私は此頃蠶絲の生産地方を巡廻して見るに製絲家は晨に起り夕に倒るゝと云ふ景況で其熟練や經驗を得るの暇がない、故に其改良の行はれざるのも決して無理ならぬ事と思ひます。

そこで製絲業をして安全ならしむるには製絲家をして蠶絲の價格を先に豫定せしむることであります、即ち前以て的確なる相場を豫知して居ますれば繭を仕入れる際に無暗に高價なるものを買はない、大抵算盤に當て見て繭の直段に製造費を加へ、若し算盤が取れぬとすれば買ふことを控へるから損をすることはない、で此未來の相場を知るには米國農産物の豐凶、政治上の出來事等を承知すれば大要を豫想し得らるゝことは前陳の通りである、尤も養蠶は日本の專有でないから他の養蠶國の蠶作の豐凶を知るも必要でありませう、併しながら是れは極めて大體に過ぎないから一層的確なる方法を求むれば蠶絲取引所に於て蠶絲を前以て定期に賣拂ふことである、そうして其相場に對照し繭を仕入るゝ時は決して損をすることはない、取引所は實に製絲家に取りての良好の機關である、然るに今日に於ける模樣蠶絲取引所の實況を見れば賣買價格の立つのは信州器械一番、みにして其他は是に預らない、殊に取引所に出入する者は製絲家は甚稀で一種の虛業者である、故に其行爲は所謂輸贏を骨牌に爭ふと同樣で弊害が甚多くあると聞きました、這は即ち取引所の害川であります、如此有樣なれば此に於て蠶絲を賣買することは製絲家に採りて安全ならざるのみならず甚危險であります、夫れであるから他に方法を選ばねばなりませぬ、其他の法は米國の機業者なり、蠶絲輸入商人なりに先賣の約束をなすことであります、目下の處是より良手段はありませぬ、此先賣をなすには製絲家に於て充分注意すべきことであつて、約束より粗末なる品物を送り或は猥に破約をなし信用を傷ふてはなりません、年々先賣をなすまでに信用を得るには自分の製造せる蠶絲の商標を先方に知悉せしむるの必要があります、貴會に於て其勞を採らるゝが如きは最も好趣向であります、彼の支那器械絲の價格が變動少きは多くは先賣をなすからであります、故に私は此の如き方法で蠶絲の賣買をなすのは製絲事業を安全ならしむる良道で、製絲事業の安全は製絲家をして長く此事業に從事せしめ、經驗と熟練とを得蠶絲を改善せしむるの根蔕をなすことゝ信ずるのであります。

序に御話し致して置き度いのは紐育の相場より横濱の直段が高きことであります、一體紐育にては横濱より蠶絲を買入るゝのであるから運賃保險料其他の諸入費が掛るにより、そう云ふことはなき筈なれども實際に於ては、是れは全く紐育に居る蠶絲輸入商の商畧に掛るのであります、即ち輸入商は能く横濱の事情を知悉し數日間蠶絲が賣れなければ下落し買進めば上進すると云ふ呼吸を呑み込みて居ますから、横濱の代理店支店等をして數日間手を控て買入れさせませぬ、その段々相場が下落せし時徐々と

買入れ荷物を紐育に送らしむるのです、そうして暫らくして再び代理店抔に買煽らしめ、その相場の上りし時機業者に向て横濱の直段は紐育よりも高ければ買時なりと稱して賣つくる手段を致します、實に其手際は頗る巧妙なるものであります、斯樣な次第であるのに横濱は蠶絲に取りては世界の市場で、其相場は紐育よりも高きことがあるなど誇稱する人があります、けれども、其實紐育商人の商略に掛りて居るので紐育の商人は座ながらにして横濱の相場を左右するのであります、何んと其手腕鋭きものではありませぬか、若し横濱に於ける賣込問屋なり製絲家なりが世界の大勢に通じて居るならば此商略に掛ることも少からうと思ひます、故に製絲家は外國の事情を知る事即ち世界的智識は極めて必要であると言はねばなりませぬ。

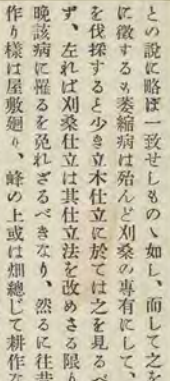

●立木桑樹の利害に就て

大日本蠶絲會員　關口宗一

桑樹の萎縮病は其猛威を逞ふして全國至る所の根刈桑園を侵害し、昨は鬱蒼として繁茂せしも今は萎縮黄變して又舊態を止めず、世の栽桑家をして空しく鍬を棄て鎌を折り、嗚呼已矣哉を歌はしむ、豈獨り栽桑家の苦痛のみならんや、實に我蠶業の基礎に向て大打擊を蒙むらしむるものなり、茲に於て乎遂に政府は廣域なる試驗地を設け知名の碩學數名に委するに之が病源探究を以てするに至れり、爾來是等學者の熱心なる研究によりて今日其病源は略ぼ闡明せられたる者の如く、結局生長の旺盛なる時季に於て其枝條を伐採するより、根部の發育不完全となり、貯藏養分に欠乏を來して發病し、病葉中に於ける酸化酵素の盛んなる作用の爲に、葉中に生成せられたる澱粉其他有機物の循環を妨げ、更に葉絲素其他の物質を破壞して葉の生活作用を衰弱せしめ、枯死黄變ヶ速ならしむるもの、略言すれば枝條濫伐により、植物生理機能に變狀を呈する一種の病症に外ならずとの說に略ぼ一致せしものゝ如し、而して之を實際に徵するに萎縮病は殆んど刈桑の專有にして、枝條を伐採すると少き立木仕立に於ては之を見るべからず、左れば刈桑仕立は其仕立法を改めさる限りは早晩該病に罹るを免れざるべきなり、然るに往昔桑の作り樣は屋敷廻り、峰の上或は畑總じて耕作なりかたき土地に栽て生立木なり、又川端水ばねに植て川除やらひともなりとして栽植せられたる立木桑樹は、今も尙百又餘年の長壽を保ちて能く繁茂せるあり、此故に從來萎縮病の爲に苦しめられたる當業者は、其病源の明かならんとすると仝時に益刈桑の眞價如何を疑ふに至り、立木桑樹は漸く世人の注意を惹かんとす、然れども一利一害は數の免れざるところ立木仕立又絶好の良法にあらず、必ずや一方に優れる所あると共に又一方に劣れる所あり、乞ふ少しく之を述べん。

優點

一、霜害を受ること少し　桑樹に對して霜害と云ふは主として晩霜の害を云ふなり、春季聆湧たる暖氣既に來て桑葉は漸く開綻し、蠶兒亦發生したるのときに於て一朝霜害に遇ひ、桑葉は枯死して焦爛せるが如き觀を呈し、蠶兒の飼料急に缺乏を告げ止を得ず、蠶兒を捨棄するが如き之れ悲慘の甚しきものなり、而して霜の生成たるや新舊二說あり、一は夜間植物の葉は空氣より冷かなるが故に、空氣は植物の葉に觸れて急に冷却し、其含有する水分を悉く保持する能はず其幾分を放出す、放出せられたる水分は葉上に凝結して露となる、若し其場合に温度氷點以下なるときは即ち霜となると、是れ舊說なり植物體は常に空氣より温度高し、而して夜間植物の葉より放出する所の水蒸氣は、冷かなる空氣に遭遇して自ら其葉上に凝結す、是れ露にして低温度なる時は即ち霜なりと是れ新說なり、吾人果して何れか信なるやを知らずと雖も、要するに冷かなる空氣は其一原因たり冷かなる空氣は其重量大なるが故に常に下層に沈降す、而して地面より輻射せらるゝ熱の爲めに漸く温まり、從て其重量を減じて上昇し冷かなる重き空氣は下降し來る、此故に地面上凡四五寸を隔りたる所は最も冷かなる空氣にして、以上遞次其度を減ず、故に霜の害は地面に近つくに從ひ甚しきものなり、

左れは刈桑と立木とを比較するときは、立木の方其被害少きは言を俟たず。

二、萎縮病に罹ると少し　之を實際に徴するも刈桑仕立に多くして、立木には殆んど之れ無きは何人も知る所なり。

三、摘採の勞力を省く　一見する所刈桑は之を刈入るゝときは座して扱き取り得べきに反し、立木は態々或は梯子を以て、或は踏臺を以て、或は攀躋して之を扱き取るものなるか故に、勞力の點に於て大に徑庭あるものゝ如し、然れども立木なりとて一々此の如き手數を要するものにあらず、今扱き取るべき樹下には全面に蓆等を布き之れに扱き落すときは直に之を集むるを得べく、彼刈桑の如く、刈る、束ねる、運ぶ、扱く、枝を片付くると云ふが如く、數重の手數を要すること無く、直ちに樹より葉を得て葉のみ運搬するものなるが故に、却て勞力を省減するものなり、此方に於ては大抵其新梢と共に扱き取るものなるを以て、普通の男子にて一日五六十貫を扱き取り得べく、强腕なるものに在ては百貫位を扱き取ると云ふ、即ち一日百貫の桑あるときは、五枚とすれば、六反六分餘の蠶兒の飼料を一人にて扱き取り得るの割合なり、如何に刈桑と雖も之に及ばんや、是れ摘採の勞力を省くと云ふ所以なり。

四、細土の附着すると無し　刈桑殊に根刈桑に於ては降雨等の爲めに細土反上して桑葉に附着し、爲めに不用に歸せしめ、其收葉を減ずるとあるも、立木仕立に於ては斯の如き患毫も有る無し。

五、栽植の區域廣し　刈桑は比較的肥沃の土地にあらざれば成功せざるに反し、立木は如何なる土地に於ても應分の收獲あるものなれば、大抵の土地にも栽植し得るの利あり。

劣點

一、雪及び風の害を受け易し　二者共に器械的作用を以て桑樹の枝條を剉折し、甚しきは倒屈せしむる事あり、即ち立木は刈桑に比し此害を受くること一層甚しきものなり。

二、害蟲害菌の寄生を受くると甚だし　彼天牛の幼蟲たる鐵砲蟲の如きは、樹として之に犯されざる無

く、膏藥黴の如き甚しきに至ては樹の全面に蔓延せるとあり、是等は尚恕すべし、葉を害する所の害蟲害菌に至ては枚擧に遑あらず、爲めに收獲を減ずるは勿論、葉質を害し蠶の生理上決して無害なる能はざるべし、尤も春蠶季に於ては左程甚しからざるも、夏季より秋季に移るに從ひ益甚しく、遂には殆んど一の健葉無きに至る事あり、又蛆卵の如きも此仕立法に多きは學者及び實業家の唱道するところなり。

以上述ぶる所によりて之を見れば、立木の優點とする所は刈桑の優點なり、又立木の劣點とする所は刈桑の優點なり、此の如く一利一害ありと雖も仔細に之を觀察するときは、立木仕立は却て刈桑よりも多くの優點を保持するものゝ如し、此仕立法に於ける大缺點たる害蟲害菌の被害甚しきことは、刈桑仕立の萎縮病多きことを相償ふて餘あるものなり、何となれば萎縮病は其仕立法を改めざる限りは之を救ふべからざるに反し、害蟲害菌は適當の方法を以てするときは、尚ほ其幾分は豫防驅除し得べければなり、況んや刈桑と雖も是等の被害は絶無なるに非ざるに於てをや、然れども物には理外の理あり、且つ複雜なる事情の存するものなれば、今俄に之が優劣を論斷して直ちに彼に代ふるに此を以てせんとするが如きは、又早計たるの譏を免れざるべし、而して立木仕立に付ては尚ほ論究すべき二三の點あり。

近年一瀉千里の勢を以て發達し來りし夏秋蠶は今や至る所之れが飼育を見ざる無きに至れり、然れども滿足の結果を得るものの少く、失敗に終るもの甚だ多し是れ諸種の原因あるべしと雖も、亦桑葉の性質其宜しきを得ざるは一原因たらずんはあらず、即ち夏秋蠶殊に秋蠶の頃に至ては葉は既に硬化し、蠶兒の咀嚼に便なりざるのみならず、諸種の寄生物の爲めに其滋養分を吸收し盡されたる所謂殘滓を以て飼育せらるゝもの好結果を奏せざる元より其所なり、刈桑に在ても尚斯の如し、左れば立木仕立に於ては更に之より甚しきものあり、彼江州種の夏蠶の如き極めて其發生の早きものに在りては敢て差閊有ると無く、加之年々此時季に於て扱き取るときは宛も之に適合するよう發育するの傾あるものなれども、秋蠶時季に至ては到底斯の如くなる能はず、故に只苗木栽培中の養芽又は勇除すべき惡枝を以て飼育せんと

するものゝ外、專ら秋蠶を飼育せんとするには、此仕立法を採用するが如きは大に策の得たるものにあらざるべし。

刈桑は平々其枝條を伐截して勢力旺盛なる新枝を伸出せしめ、樹をして常に若き狀態を保たしむるが故に、其葉の品質は立木よりも優れるが如き觀あり。即ち葉形大にして質柔軟なるを以て、從て滋養分に富めりとは何人も想像する所なり、然るに佛人バーテー氏は都て老木の葉は壯樹のものに比すれば滋養分多しと說けり、此の如きは從來世人の信じたる所と正に相反するに似たり、加之立木は刈桑に比し其發芽稍晚きを常とするが故に、春蠶季に於ては却て柔軟なるの傾あり左れば立木のみに依りて養蠶するも、其蠶兒は充分肥大して從て絲量豐富なる成繭を得べきなり、兵庫縣立蠶業學校の試驗に依るも、立木の葉にて飼育せるものは刈桑の葉にて飼育せるものに比し、其成蹟遙に佳良なるものゝ如し、左れば立木仕立の桑葉は刈桑よりも劣等なりとは斷定すべからざるも、然れども從來の立木仕立即ち其生長を殆んど自然に放任するものに在つては、其枝條交互錯雜して徒らに叢生し、依て以て空氣の流通を妨げ日光の射照普ねからず、從て葉質に劣等なるものを多く生ずるを免れざるが故に、是等は適當の疎枝を行ひ以て各枝の平均なる生長を促すのみならず、多少樹をして若き狀態を保持せしむるは最も必要の事なるべし、尙ほ進んでは彼秋田作り乃至支那拳式等を參照して仕立法に改良を加へ、之れが缺點を補ふの考案を廻らすは正に勉むべきの要務なりとす。

此仕立法に於ては害蟲害菌の寄生を受ること甚しきが故に、適當の手段を講じ之が豫防驅除を行はざるべからず、是れ頗る難事に屬す、爲めに多くの學者と實業家は常に苦心しつゝあるなり、左れば害菌害蟲等の形態經過習性の如きに至ては、稍研究せられたりと雖も、之が豫防驅除の方法に至ては大抵姑息なる記述に止まり、當業者をして未だ滿足せしむるに至らず、故に當業者は常に其被害の甚しきを知ると雖も、又人力の如何とをすべからざるものゝ如く、全然之を顧みざるを以て、益其勢を逞ふして跋扈跳梁を極む、其內蟲類は比較的容易なるべきも、尙或一種の如く獨り桑樹のみならず、山林にも住するありて此等を悉く滅亡せんは容易の事にあらざるべく、彼主として葉を害する赤しぶ、白しぶ等の病原菌に至ては之を撲滅せんと殆んど不能の事たらん、然れども出來得るだけの方法を盡し可成的其害を輕減するとに勉めざるべからず、而して之を爲す共同の力に借るより外良策無るべし、假令一二の熱心家ありて獨り己れが圃場に盡力すればとて、殆んど其効無きは何人も知る所彼豫防驅除に困難なりとする蝗蝗と雖も其共同一致の下には顯著なる効を奏せるは長野縣下の事實によりても之れ知り得べし、されば適當なる方法を制裁の下に全國一致の行動を執り、之が實行に勉むるあらば必ずや効果の見るべきわらん、共同なるかな一致なるかな彼一片の石一塊の土、何人と雖も之を醱弄するは易々たるのみ而も集め來て城壁を築くの時は大砲巨弩と雖も之を壞裂し難きにあらずや、獨り桑樹の害蟲害菌の豫防驅除のみならず蠶業家の共同に俟つ更に之より大なるものあるなり。

Quelques mots de félicitation, au sujet de la réforme du Bulletin, par le Marquis C. de Nembrini Gonzaga, membre honoraire de l'Association de l'industrie et du Commerce des Soies au Japon.

La soie étant le premier article d'exportation au Japon et, de plus, étant donnée l'augmentation croissante de sa production, il est certain que cette contrée arrivera bientôt à figurer parmi les plus importantes dans cette industrie.

D'après les statistiques pour l'année 1901, on voit que le montant en numéraire des exports soies, déchets, soieries et similaires se chiffre par

	Yen
se décomposant de la façon suivante :	108, 315, 426
Soies grèges ... ... Yen	74,667,330
Déchets ... ... ,,	4,468,770
Habutae ... ... ,,	23,912,356
Kaiki ... ... ,,	1,315,779
Mouchoirs ... ... ,,	3,951,191

D'après ces chiffres, on peut se rendre compte que le Japon est en passe de se placer au premier rang parmi les pays d'exports.

Pour contribuer à ce développement, la création d'un organe spécial traitant cette industrie, s'in-

pose, dans le but de pouvoir aisement communiquer avec les centres Européens.

Ce bulletin existe depuis plusieurs années au Japon, mais en japonais, publié sous les auspices de l'associations de l'industrie et du Commerce des soies au Japon, société composée de sériciculteurs, filateurs, fabricants, négociants etc, et comptant à l'heure actuelle plus de 6550 adhérents.

Il semit très aisé de greffer la nouvelle publication avec celle-ci, en S'intercalant des articles en français, anglais etc soit traductions des articles japonais, soit articles émanants de correspondants étrangers.

Ce projet qui certainement réunira les suffrages de tous, mérite un grand succès et je suis heureux d'apporter le premier mes souhaits de prompte réussite.

◉ 雜　錄 (Essais et faits divers) (Miscellaneous)

●美蘭生絲檢査所蠶絲試驗報告（禁轉載）

蠶室に於けるホルマリン使用の影響

教授ヲー、ヨアノニー博士ザッグ兩氏より科學及文學翰林院に提出せしものなり

此新消毒劑は有力なる蠶業家及ひ其他實際に於ける諸種の使用とに因り蠶室の病毒豫防驅除の爲めには最も其の効力の著しきことを確證せり

白殭蠶菌の胞子は蠶具、壁又は床板等の内部に隱着するを以て之れを驅除するに幾何の困難を極むるかは嚮きに硫黄燻烟の影響に就き實驗せし所により既に之れを明かにするを得たり是を以て現時蠶室の構造に對しホルマリンの蒸發を擴散せば亞硫酸に比して其効力の度如何を講究するに決したり此の病毒の蔓延を豫防するの一斑として眞の價値を判定するは實に缺くべからざるの要素たればなり於是容量二百五十リットルの小室内に長さ及び直徑の異なる數玻璃器を高低に配置せり其の玻璃器の一端には口を穿ち他端は罎形蒸溜器の形狀をなして膨張し以て水量を貯ふ所とす而して瓦斯及び水分の吸取し得べき蒸氣の量は玻璃管に於ける蟻酸アルデヒートを充分に擴散せしむるに足るべき割合なるを要す願ふに蟻酸アルデヒートは亞硫酸燻烟に比して其効力の大なるべきを疑はざるなり

蠶に使用せし硫黄の量は一米突立方に對し十グラームを要せしも蟻酸アルデヒートは毎米突立方に一グラームを蒸發せしむるの割合なり左表は則ち水に溶解せる兩者の比重を示したるものなり

	亞硫酸（百分）	蟻酸アルデヒート（百分）
長さ三サンチメートル直徑二サンチメートル玻璃管	〇、二六〇	〇、一〇四
長さ四〃　直徑二〃	〇、一九四	〇、〇九七
長さ三〃　直徑一、五〃	〇、〇四七	〇、〇四四
長さ四〃　直徑五〃	〇、〇一六	〇、〇三六

前表に依り兩種消毒劑の比重を考ふるに物理上の定則に於ける瓦斯擴散の點に就ては蟻酸アルデヒートは亞硫酸に比し罎際に滲入するの最も敏速なるを知るべし故に其効顯の亞硫酸より優る所以なり元來蟻酸アルデヒートは實地の使用甚だ容易にして且つ其特質として金屬物を腐蝕し壁土を破壞するが如き憂あることなし故に之れを以て蠶室の清潔に供するのみならず猶ほ蠶兒に對する白殭蠶菌の害毒を禦き黴菌の發生せし時に在りても其擴散を防遏するの料と爲さんとするの化學者あり彼等以爲らく蠶兒に寄生する胞子は之れを撲滅する難からずと又謂らく既に蠶兒にして燻烟せる空氣を享けて生活する以上は假令感毒の徵候あるも決して蠶體内に胞子の發育する餘地あること能はざるなりと然れども白殭蠶胞子の抗力の强きと蠶體の極めて柔弱なるとの點より考ふるときは病毒感染を防遏するに供する消毒劑は自然多量を要すべきが故に從て不幸なる反響を蠶兒に及ぼすの恐なきこと能はざるべし之れに對する適當の理由を得るにあらざれば悉く之れを信ずること能はざるなり

此故に蠶兒飼育中屢々ホルマリンを以て消毒するあるも影響を收繭上に及ぼさゞること彼等學者の希望するが如き成蹟あるや否やは未だ俄かに之を確證するを得ず加之濕氣の狀態及び飼育室の空氣交換に關

する狀情に就きても實驗報告中幸も之れを明記する所なきを以て茲に健全の真蠶と感毒の病蠶との二種に對して特別の飼養を試みて蟻酸アルデヒート燻烟の影響を確むるの利益なきにあらざるべきを信じ因て亜鉛板を以て區劃せる四小室を構設したり此室は嚴密に閉塞し各百リットルの容量を有し玻璃戸一箇と給桑用及び空氣交換用口とを備ふ空氣の交換には注水吸氣器の作用に依りて外部より空氣を誘入し同一の速度にて四室共各別に下方より漸次上方に向て通過せしむる者とす又底より四サンチメートルの所に木造格子を構へ三眠起に屬する純血黄種を置く第一室には蠶兒八十五頭を飼育す此の蠶は單に標準として飼養するに過ぎざるが故管理の方法は總て普通の例に依る

第二室には健全なる真蠶八十五頭を育し毎日二回蟻酸アルデヒートを蒸發す第三室に於ては健蠶七十六頭と病蠶九頭とを飼ふ其九頭は既に皮膚に少しく白殭蠶胞子の寄生せるものなり第四室にも亦健蠶七十六頭及び病蠶九頭を置き第二室の如く毎日二回蟻酸アルデヒートを燻蒸す總て飼育期間に於ては養方、空氣の交換、各蛻皮期の管理等に關して何れも同一の方法を採り室内の温度は攝氏二十六度乃至二十八度の間を昇降せしむ却說當初は俱に順を追て生育したりしも幾干ならずして桑葉の消費量に於て各蠶兒の間其差異あるを見るに至れり而してホルマリンを蒸發せる空氣中に生活する蠶は孰れも其食慾に減少の傾きを呈したり

病毒感染後七日を經て病蠶中初めて斃倒するものあるに至れり蔓延の迅速なること第三室に飼育する一頭は充分の成熟を遂ぐるの遑あらざりき

第四室に於ては僅かに一頭のみ漸く其繭を造くるを得たりしも蠶體既に白殭蠶病毒に感染せしを見る爾蒸も亦其効を奏する能はず今第一室及ホルマリンを燻蒸したる第二室に於ける無病蠶の成せる繭量を檢査するは最も須要にして其結果左表の如し

第一室　第二室

純粹の空氣　蟻酸アルデヒートを含ける空氣

收繭の頭數	八五	八五
總全量	一〇〇、七グラム	一〇〇、四グラム
總原量	四、三五	四、二六

繭の平均全量　〇、五七五
　　の平均原量　〇、五四三
繭の最多原量　〇、八〇三
繭の最少原量　〇、四七八
繭殼の最多原量　〇、四七六
繭殼の最少原量　〇、三七六
繭殼の平均原重　〇、三六八
蛹の平均原量　〇、三九二
繭の最多最少　〇、九一五
繭殼の最多最少　一、八三
繭と繭殼の最多　二、一七五
繭と繭殼の最少　二、一九五
繭と繭殼の平均　二、一八八
蛹と繭殼の平均　一、一八八
繭殼の組成　一、一九八
蒸溜水に於ける可溶物　五、〇五五〇
百分三石鹼湯に於ける可溶物　三、一〇五〇
繊維　質　七、八六四〇
繊維上の試驗　七、二五四〇
繊維の長さ平均　メートル　五〇
繭一グラムに於ける糸量　一〇〇
繰絲千米突に於ける切斷數　二、三
練絲千米突の繰絲に於ける切斷數　四、〇
　　二、〇

前表に依て見るときは純粹の空氣に於ける收繭の總量は燻蒸せざる空氣中に結成たる繭量より多きこと殆んど百分の十を占め前者の各繭平均量も亦後者を超過すること百分の一、六七なり而して繭蛹の平均量に至ては後者は前者に比して少しく優る所あるも其繭殼の總量を比較するに却て前者は後者より多きこと百分の一一、六なりとす

且ホルマリンの蒸發を受けたる蠶兒の成せる繭殼は之れを燻烟せざるものゝ繭殼に比して其量輕く絲量饒かなること能はざるのみならず蒸溜水に於ける可溶物も亦甚た多大(百分中二、八八五)なり此の如く寡少なるが故に繰絲の長さも之れに及ぶこと能はず双方の蠶繭各一グラムに對し五十一米突の差あり而して其絲條に於ても亦頗る切斷し易きに因り之れを製絲業に移すに當り猶は大に懸隔を生ずべきを疑はず

蠶體の健全上にも亦寡からざる影響を及ぼすあり今練絲を繰るに當り切斷も通常のものに比し殆んど倍數なるの事實に徴するも纖度の均整ならざるを推知するを得べし

凡そ此等の事實より見るときは硫黄燻烟より影響する害に比して毫も異ならざるを證するに足る且ホルマリンの消毒上に於ける効力の微弱なるは之を言を要せずして知るに難からず何んとなれば其化學的作用は甚だ敏活にして窒素質有機物並に糞中に包含する安母尼亞性複合物に接するときは直ちに化合することあるが故に從て忽ち稀薄の性に變するを以てなり

桑葉の現在も亦ホルマリンの作用を萎靡せしむるに與て力あるものなり其原因は桑葉其物の實質に據るのみならず猶ほ其含有する水分の多大にして瓦斯を吸收すること甚だ強きを以てなり

猶ほ實地の作用を確めんが爲め容量四リットルの玻璃製瓦斯吸取器に蒸溜水五サンチリットルを入れ之れに定量の蟻酸アルデヒートを溶解したり二十四時間(攝氏二十五度)を經たる後、蒸溜水の吸收したる蟻酸アルデヒートは其定量百分中九十に達したり更に桑葉十グラムを備へ再度の試驗を行ひたりしに二十四時間後五サンチリットル蒸溜水の吸取せし蟻酸アルデヒート量は百分の二十に減少したり然るときは桑葉の吸收せし分は百分の七十なりとす

實驗室の實驗に於て白殭蠶胞子を撲殺するには蟻酸アルデヒート幾干量を要するかは以上の結果に徴し之れを推知するを得即ち玻璃器中に蟻酸アルデヒートを中和して殺菌作用を妨ぐる物質の存在せざる場合に於ても食桑中蠶兒に苦痛を感ぜしめざる程度に少量の蟻酸アルデヒートを燻烟するときは到底白殭蠶病菌の發育を防遏し能はざるを知るべし請ふ下段に於て其說を新にせん

容量二百五十リットルの一小室に白殭蠶胞子を包有する數多の蓋付玻璃器を配置し之れにホルマリン〇、六二五グラムを燻蒸し二十四時間の後更に此の胞子を治療したりしに十五に對する九は充分に健强なる生活力を復すべき徴候を呈したり要するに胞子百分中六十は尚ほ其の發育力を保持すべき割合なり

實際此胞子は少量の醋酸を加味せる膠質溶液にて之れが治療を施したりしが遂に全く其活力を回復し其結果、百分中九十五は蘇生し得るの比例にして寡量の燻蒸は毫も殺滅の効なきを證したり

又桑葉を備へずして同一の試驗をなしたる結果を見るに其命脈を保つを得しは僅かに一胞子に過ぎざりき

由是觀之毎米突立方に對し一グラムの割合を以て蟻酸アルデヒートを發蒸するも彼の蠶室に於けるが如く直に其化合を媒するに足るべき物質の現存する場合に在りては果して充分の効力あるや否やは遽かに之を判定するに由なく暫らく研究すべき疑問に屬す

實驗家其人に在りても自から不知不識の間研究の結果を異にし遂に未だ歸着する所を見ざるは必竟其原因一にして是らざる可きを以て來期を待て再び力を育蠶の事に注ぎ効力の如何を審研せんと欲す要するに從來蠶兒の飼育期間に施行したる消毒法は未だ全く信を措くを得ず且つホルマリンを含有する空氣の害は自然其の影響を蠶繭の收量と絲質とに及ぼし之れを減少粗惡ならしめしが故に將來之が改良を計らんと欲せば蠶室の豫防消毒法に就き猶ほ良手段を講ずるの必要あるを信ずるなり

◉明治三十三年度蠶種檢査成蹟の梗概

蠶種製造者數　之を前年度に對照し春蠶及び夏秋蠶に幾分の減少をなせしも原種掃立蛾數及び繭生産額何れも增加を示せり即ち左の如し（夏秋蠶の原種掃立蛾數なるに依り百蛾に對する收繭額は之を算出せず）

日標	蠶種製造者 人	原種掃立蛾數 蛾	繭生産額 合	蠶種製造者一人に對する掃立蛾數 蛾	蠶種製造者一人に對する繭生産額 合	原種百蛾に對する收繭額 合
春蠶						
三十一年度	六、七五	六、六八、八三二	三〇、三六〇、九六	三七七	三、〇〇〇	七五五
三十二年度	六、四九	六、六四、三六六	三六、一三〇、〇二一	三六四	三、四二一	八四二
三十三年度	六、三三	七、六六、七三二	四四、〇七一、九九二	四四六	三、六三二	八九九
前年度對照增減高	△ 八六	六三、八八六	七、八七、九七一	四〇	三、三一	三七
全歩合	△ 〇、四一	〇、九五	一、四一	一、四一	〇、四四	〇、四四
夏秋蠶						

△印は減

目標	蠶種製造者	原種蛾立蛾數	繭生産額	蠶種製造者一人に對する蛾立蛾數	蠶種製造者一人に對する繭生産額
三十一年度	七、六七七人	九〇、八三九	三、六六二、一九五合	一九	四八合
三十二年度	七、七五九	一、〇四五、一〇四	四、〇六六、六〇二	一三五	六四四
三十三年度	七、六八七	一、一八七、九五九	六、三七七、七九九	一六八	八三三
前年度對照增減高	△ 一七割	一、〇八八、九四四	一、二〇一、一六七	一七九割	二五四
前年度對照增減高歩合	△ 〇、三割	一〇八、〇	二四、四	一八割	二、四

蠶檢査額　之を前年度に對照し合格其他何れも增加をなせり即ち左の如し

春蠶

目標	種繭合格	其他	計
三十一年度	三三、六五二、五六二合	一七、九七七、一五四合	四九、六三〇、六九六合
三十二年度	三五、八七七、四一三	三〇、一三六、二〇九	六六、〇〇七、六二二
三十三年度	四〇、三五一、五七五	三六、六六六、四〇七	七六、九一八、九八二
前年度對照增高	四、四四四、一七五割	三、四四三、九七九割	七、八七八、九七一割
全歩合	一、二四	一、七〇	一、四四

夏秋蠶

目標	種繭合格	其他	計
三十一年度	一、八八〇、一六六合	一、七二一、八四四合	三、六〇二、一九〇合
三十二年度	二、五六七、一四六	二、五九、九四九六	五、〇六六、六〇二
三十三年度	三、三六九、三三	三、〇六七、一六六	六、四三六、三六九
前年度對照增高	六、三四四、四	五六八、一四〇	一、〇二一、一六七
全歩合	二、二三	一、七二	一、七二

製絲用種檢査　之れが成蹟は之を前年度に比し春夏秋蠶共に合格數に於て增加を示し不合格數に於て減少を呈せり即ち左に掲ぐるもの〻如し

春蠶

目標	製絲用種合格	仝不合格	計
三十一年度	二、五六一、七四五枚	二、六六〇枚	二、五九九、四〇五枚
三十二年度	三、八五五、〇二二	二、四四一	三、八七七、四六三
三十三年度	五、一三〇、一四〇	一、五六四	五、一三二、八四四
前年對照增減高	二、二七七、〇三八	△ 六七七割	二、二七〇、三六一
全歩合	〇、六六	△ 二、〇割	〇、六六

夏秋蠶

目標	製絲用種合格	仝不合格	計
三十一年度	一、四〇、一八五枚	五五九枚	一、四五、七四四枚
三十二年度	二、六六、八四四	八九三	二、七七、七三七
三十三年度	二、五六、八八五	四〇七	二、五七、二〇〇
前年度對照增減高	四九、八四五	△ 四四五	四九、四〇五
全歩合	二、一〇	△ 五、三三	二、一七

產卵後檢査　本檢査に於て原種用の印を得たるものは（原種母蛾の檢査を受くべき資格あるもの）前年度に對照し春夏秋蠶共に增加せり即ち左の如し

目標	春蠶	夏秋蠶
三十一年度	三〇、七六六、八三一	三、八〇二、一五一
三十二年度	三一、四三二、一三六	四、〇四六、六四三
三十三年度	三七、七七七、一四七	五、三七七、一四七
前年度對照增減高	六、三四五、一四一	一、三四五、一四一
全歩合	二、二三	一、三四

春蠶

目標	合格	不合格	其他	計
三十一年度	二、五七、七四一、八四〇枚	四、一一〇、四〇五枚	七〇、一四六枚	二、五七、九二七、四三〇枚
三十二年度	二、八七七、一七一、八四四	四、八四一、四一三	五五、八六七	二、八七七、一四一、八四四
三十三年度	三、一一八、一六四	四、八四七、四四二	五三、四七七	三、一一八、一六四
前年度對照增減高	四、一六七、一〇一	一、八六、一一一	△ 四七、一一一	四、一六七、一〇一
全歩合	二、七二	一、一三	△ 〔〇、〇〕割	二、七二

夏秋蠶

目標	合格	不合格	其他	計
三十一年度	二、八三二、一八四枚	五五、〇九六枚	七〇、一四六枚	二、八七七、四三〇枚
三十二年度	三、三六、一七八	九七、八四四	五五、八六七	三、三六、一七八
三十三年度	四、六六、七三二	一〇六、一四七	五三、四七七	四、六六、七三二
前年度對照增減高	一、四〇一、三三一	三五、四四五	四七、一一一	一、四〇一、三三一
全歩合	〇、四一割	〇、四一割	〇、四一割	〇、四一割

百分比例

目標	合格	不合格
三十一年度	九七	二一
三十二年度	八二	一八
三十三年度	八二	一八
前年度對照增減高	〇	〇
全歩合	〇	〇

目標	合格	不合格
三十一年度	七七	二三
三十二年度	七七	二三
三十三年度	七七	二三
前年度對照增減高	△ 五	△ 五
全歩合	△ 〔〇、〇〕割	△ 〔〇、〇〕割

三十三年度
前年度對照增高　二七、八五九、三三九　六、〇八八、一四五　一、八九五、九三三　四、六六
全歩合　二、二〇

原種母蛾檢査　之を前年度に對照するに春蠶の「其他」の數に於て減少したるも其以外は都て增加を示せり即ち左の如し

以上の成蹟に依りて之を觀察すれば春夏秋蠶共に之を前年度に對照し蠶種製造者の數を減じたるも原種掃立蛾數並繭生産額及製造者一人に對する數量は共に增加せり之れ前年度以來同樣の現象にして小規模の蠶種製造者が漸次減少の傾向を來したるに因るものなるべし

原種母蛾檢査の成蹟に就き其病毒の減退如何を顧れば春蠶は前年度同一の比率に止り毫も進歩改善の蹟あるを觀る能はざるは甚だ遺憾なりとす夏秋蠶に於ては稍減退の成蹟を現はせりと雖も僅に一歩を進めたりと云ふに過ぎざるなり抑も原種に於ける微粒子病毒は本法の檢査に依りて之を淘汰驅除するを得べしと雖も若し夫れ蠶室蠶具にして各種病毒の之に付着するものあらば更に蠶兒に傳染し其効果を空ふするやも保すべからざるなり故に當業者たるもの本法の檢査を受くると共に蠶室蠶具の消毒を勵行し以て病毒を殲滅し圓滿の効果を收め本法勵行の成蹟をして一層顯著ならしむることを期せざるべからざるなり(據農商務省農務局調査)(本會報第百三號參照)

APERCU HISTORIQUE DE LA CONDITION PUBLIQUE DES SOIES DE YOKOHAMA

Les Conditions publiques peuvent être considérées comme l'organe essentiel du commerce des soies. Créées dans un but moralisateur, elles assurent la loyauté des transactions par la série des opérations du pesage, du conditionnement, du décreusage et du titrage.

Aussi avions-nous reconnu depuis longtemps la nécessité de fonder chez nous un établissement de ce genre ; mais ce fut seulement en 1881 que le projet d'organisation d'une Condition des soies commença à être pris en considération. Il fut soumis au 1er Congrès des Sériciculteurs, Filateurs et Marchands de soie, réunis en 1883 au Ministère de l'Agriculture et du Commerce. Mais, bien que souvent discuté, il n'eut pas le succès qu'on espérait.

En 1894, un nouveau projet fut déposé à la Chambre des Députés : voté immédiatement, il fut aussitôt approuvé par la Chambre des Pairs.

La loi fut promulguée le 17 juin 1895 sous le No 32 ; et le règlement relatif à l'organisation de la Condition des soies fut déterminé par le décret No 93, du 3 juillet 1895.

Après avoir choisi des fonctionnaires expérimentés, le Ministre de l'Agriculture et du Commerce fit commencer aussitôt la construction des Conditions publiques de Yokohama et de Kobé. En même temps, il chargeait le Consul du Japon à Lyon de commander à des constructeurs spéciaux des appareils dessicateurs, système Talabot-Persoz-Rogeat, adoptés par toutes les Conditions d'Europe et d'Amérique. Il fit venir aussi tous les appareils nécessaires pour les opérations du titrage et du décreusage.

L'arrêté ministériel relatif à l'application de la Loi sur la Condition publique des soies, et les dispositions concernant les opérations de cet établissement furent déterminés après avoir bien examiné les règlements des Conditions d'Europe et d'Amérique, et particulièrement ceux de la Condition de Lyon, qui ont servi de base principale aux nôtres.

Suivant l'article 15 de l'arrêté ministériel, la soie de qualité médiocre ne peut être soumise à aucune des opérations du pesage, du conditionnement ou du titrage, afin de stimuler les filateurs à perfectionner leurs produits.

Nous avons adopté le système métrique pour les opérations du pesage et du conditionnement. Des bulletins, conformes aux modèles européens, sont remis aux requérants, afin que tous les commissionnaires et consommateurs étrangers puissent acheter nos soies en toute confiance.

La construction de la Condition des soies de Yokohama, l'installation de tous les appareils et l'aménagement intérieur furent terminés en 1896. L'inauguration de l'établissement eut lieu le 5 août; et les opérations commencèrent dès le jour suivant. Depuis, des soies nous ont été présentées aussi bien par les producteurs et les courtiers que par les acheteurs. Mais, tandis que le nombre des échantillons soumis au titrage va toujours en augmentant, les opérations du pesage et du conditionnement restent sans importance et semblent n'être pas encore entrées dans les usages de notre marché.

Cependant, nous aimons à croire que les intéressés finiront par comprendre que toutes les opérations de la Condition sont utiles au commerce des soies, et que le gouvernement, en ne percevant aucun tarif, n'a d'autre but que d'en propager l'applica-

tion loyale et conforme aux méthodes européennes. Nous sommes convaincus que le nombre de nos opérations s'accroîtra de jour en jour, et que nous aurons bientôt la satisfaction d'obtenir des résultats aussi bons qu'en Europe.

Notice: La Condition des soies de Kobé a cessé d'exister à partir du 1er avril 1901.

◉本邦生絲檢査所の沿革概要

夫れ生絲檢査所は生絲賣買者に對し生絲の正量原量及品位檢査を公平確實に施すの一大機關にして之れが公立たるを要するは世界各國當業家の業已に認むる所なり而して我邦に於ても其設立の必要を知る者ありしが抑も此問題の顯はれたるは明治十四年にして越へて十六年農商務省に於て生絲改良諮問會を開かれたる際當業者より之を建議せるものあり其後屢々該問題を討議せしが其檢査の方法に就て意見を異にして容易に決定するに至らざりき其後屢々該問題を討議するあるも其機未だ熟せずして止む然るに明治廿七年に至り生絲檢査所法案は衆議院の提出に成り直ちに兩院を通過し全廿八年六月十七日法律第三十二號を以て生絲檢査所法を發布せられ七月三日勅令第九十三號を以て其組織に關する官制を定められたり然るに明治廿七年の帝國議會に該法案を提出したるに貴衆兩院を通過し同廿八年六月十七日法律第三十二號を以て生絲檢査所法及其組織に關する官制を發布せられたり

農商務大臣は生絲檢査事業に經驗ある技師を任命し直ちに生絲檢査所の設計に着手せしめ之れと同時に里昂駐在本邦領事に托し歐米諸國に使用せらるゝタラポー式乾燥器及品位檢査器其他練減釜等を里昂の專門器械師に注文せり生絲檢査所法施行細則及檢査規程の如きは歐米諸國生絲檢査所の細則規程等を調査し主なる佛國里昂生絲檢査所規則を參酌し編成したるものなり殊に我生絲檢査所法施行細則中第十五條の如きは生絲品位の精粗混淆を豫防する爲めに設けたるものにして我製絲の改善を促し又正量及び原量檢査の如きはメートル式重量を用ひ歐洲式檢定證書を交付し以て內外生絲商は勿論海外需用者が安全に我生絲を取引するの便に供するなり

横濱生絲檢査所建築の工事竣成し器械据付其他の準備全く整ひ明治廿九年八月五日を以て器械の運轉式を行ひ翌日より檢査の請求に應ぜり爾來該檢査所の狀況は製產者及內外商の檢査を請求する者日に月に多くして品位檢査の件數に著しく增加しつゝあり而して正量及原量檢査は今尚ほ僅少なり蓋し商業上の習慣を保守するに由ると雖も我生絲檢査所の施行する檢査の正確なるを了解し且つ政府が此正當なる方法を內外に普及せしむるの目的を以て手數料を徵收せられざるの趣旨を詳知するに至らば內外の當業家は之れが檢査を請求する者續々起りて遂には外國と同一の好結果を見るは期して待つべし

但し神戸生絲檢査所は明治三十四年四月一日閉鎖せり

◉統　計（Statistique）（Statistics）

◉三十四年十一月中生絲類及絹物類輸出入前年對照表（大日本外國貿易月表に據る）

種目	三十四年十一月分 數量	三十四年十一月分 價額	三十三年同上 數量	三十三年同上 價額	三十四年一月以降累計 數量	三十四年一月以降累計 價額	三十三年同上 數量	三十三年同上 價額
輸								
生絲	九、一八〇斤	八、六七〇、〇四円	九、五一〇斤	八、六〇〇、〇〇円	九、九一〇、〇〇斤	四、九七〇、〇〇円	九、九一〇、〇〇斤	四、九七〇、〇〇円
製糸絲	二四、六五九	二〇〇、〇五〇、八〇	二〇、〇〇〇	一〇八、〇〇〇、〇〇	五、五七、三六六	四、八五〇、八〇	五、五七、三六六	四、八五〇、八〇
屑絲	六六、七六六	四六、〇五四、五〇	四六、〇〇〇	二六、〇〇〇、〇〇	六六、七六六	二六、〇五四、五〇	六六、七六六	二六、〇五四、五〇
繭	一三	二、四八〇、三〇	一三	二、四八〇、三〇	一三	二、四八〇、三〇	一三	二、四八〇、三〇
羽二重	一、三三、三〇九	三、四〇、七六九、九	一、〇一七、六六〇	一、〇一七、六六〇、〇〇	一、九四〇、六六一、九	一、四九七、四一七、六六	一、九四〇、六六一、九	一、四九七、四一七、六六
甲斐絹	一、三〇六、三六六	一、〇〇九、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇九、〇〇〇	一、〇〇九、〇〇〇	一、〇〇九、〇〇〇	一、〇〇九、〇〇〇
他の諸絹布	一〇、八〇〇	八、〇〇〇、〇〇	九、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇	一〇、八〇〇	八、〇〇〇、〇〇	九、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇
組製手巾	五、八〇三打	一、八〇二、四〇一	一、〇〇〇打	四〇、〇〇〇、〇〇	五、八〇三打	一、八〇二、四〇一	一、〇〇〇打	四〇、〇〇〇、〇〇

出	輸	入
刺繍絹布	繭	其他諸絹製品
他の諸絹製品	生糸	他の諸絹布
計	柞蠶絲	絹綿天鵞絨
	絹織絲	絹綿屑子
	紬	繭
	紬織	絹
	紬糸	計

（參照）自三十四年一月至十一月輸出入品價額連月比較表

月次	輸出	輸入	合計	輸出に比し輸入は増	輸出に比し輸入は減
一月	一六、六七七、五五一圓	一八、五四八、三五九圓	三五、二二六、八一〇圓	二、〇四五、九七八圓	
二月	一七、八五二、九八八圓	二、五三二、三五九圓	三〇、三八五、三四七圓		一五、四二六、六二九圓
三月	二一、六五八、六四四圓	三、二六九、三四七圓	三四、九二七、九九一圓		一八、三八九、二九七圓
四月	二三、七三二、七七七圓	三、四六九、一四一圓	三七、二〇一、八四八圓		二〇、二六三、六三六圓
五月	二二、四四四、五六八圓	三、一四〇、〇六一圓	三五、五八四、六二九圓		一九、三〇四、四七七圓
六月	二一、八五五、四三一圓	三、〇二一、九二一圓	三四、八七六、三五二圓		一八、八三四、四一〇圓
七月	二〇、四四六、四三一圓	三、二四九、八四六圓	三三、六九五、二七七圓		一七、一九六、五三〇圓
八月	二三、八〇四、一四九圓	三、二六九、一三一圓	三六、三七三、二七八圓		二〇、一〇四、一四八圓
九月	二三、八六四、三五六圓	三、二四〇、〇四一圓	三六、一〇五、三九七圓		二〇、八二四、三五五圓
十月	二五、二七七、八七一圓	三、一八四、四四一圓	三四、四六一、二一二圓		二二、〇九二、七七〇圓
十一月	二五、〇〇五、九六六、三六	三、一七〇、四六七圓	三四、一七〇、〇〇六、〇〇		二二、八九五、八四〇圓
過計	三三七、三五八、八六六、三五五	三二、九九八、八三〇、八〇	三六五、四〇八、八三一、三三		二、九五一、二五〇、八七

（備考）一昨三十三年十一月中は輸出二千十萬三千八百九十九圓七十二錢輸入一千七百三十八萬四百三十八圓六十八錢にして輸出超過二百七十二萬三千四百六十一圓四錢なり

●問答（Questions et réponses）（Question Box）

●桑樹害蟲驅除法に就き質問

山口縣豊浦郡岡枝村　大日本蠶絲會員　德賀源吉

（一）桑梢刈截後俗に云ふ米蟲に類似せし害蟲株に生ぜる所の新芽を喰ひ途に桑樹を枯すに至る之を驅除する方法の教示を請ふ

（二）蠶兒の五齡中桑葉の裏面に綿に似たる蟲類附着せり當地方にて之をクヲヲラミと稱す此を蠶兒に食せしむれば害あるものなるや若し害ありとせば

驅除法御教示を乞ふ

大日本蠶絲會技藝委員　中川久知

答

(一)送付の標本を見るに此害蟲は鞘翅目中象鼻蟲科に屬するヒメゾウムシと稱するものにして春蠶飼育の爲め切り取たる枝の殘部より芽を伸長せんとする頃潛伏所(後文に詳らかなり)を出て嫩芽を害し甚しきは一本の新條だも生ぜしめざるに至るとあり此際驅除せんと欲せば先つ適當の受器を選び器底に水を以て練りたる粘土又はトリモチの如き粘質のものを敷き桑樹に觸れざる樣靜に此受器を樹下に裝置し急劇に樹を振盪するときは蟲は此器中に墜落して粘質のものに付着し再ひ飛揚せざるを以て驅除を卒りたる後熱湯を器に注きて蟲を殺すべし

右の驅除は一時の應急手段にして此蟲の發生したる畑に於ては冬期中此蟲害に對する豫防をなすにあらざれば翌年再び其害を被るとあるべし抑も此蟲は前述の時期に於て芽を害したる后は其枝中に幼蟲を生じ幼蟲は皮下を食して成長し處々に長さ四五分の長形なる孔を木質中に穿ち其孔底にありて成蟲に化し孔は木屑を以て閉塞せり故に冬期に於ては此蟲の棲息する所は全く枯枝となり居れり依て冬月善く桑園を調査して枯枝を悉く切り取るときは翌年此蟲の害を被むるとなき最良の豫防となるものなり

(二)クワヅラミの蟲體より出てたる白色物は殊に蠶兒に與へて有害なるや否やを試驗せずと雖も此蟲の害に罹りたる葉は概ね捲縮し滋養缺之するを以て蠶卵に與へざるを以て可とす而して左手に籠の如きものを携へ右手にて靜に此被害葉を摘取り籠中に投し熱湯を注きて蟲を殺すべし

●蠶兒飼育術の件に就き質問

廣島縣安藝郡奥海田村　大日本蠶絲會員　久留島平治郎

蠶兒四五齡の蠶沙をシットリ青く上らしむべしとは育蠶上の要訣なりと聞く如何にせば此の如くならしむるを得るや空氣、火力の使用より給桑の法に至るまで詳細御示教を仰ぐ

大日本蠶絲會技藝委員　町田菊次郎

答

四五齡の頃蠶沙をシットリ青くせしむるには第一蠶室の構造、第二蠶兒に適當する給桑量と到桑の併行、第三空氣の調節、第四火力の利用なり今一々之か解說を與ふるは若干の紙數を費すを以て今假に簡單なる答をなさん蠶室は空氣の流通よく寒暖乾濕を自由に調和する樣構造すること、桑は蠶兒の食慾に伴ひ其食盡したるを好機として次回の給桑をなすこと、空氣は食桑量の多寡と、蠶兒の起盛眠即ち白青黃の三時期に順し宜しく加減酌酌して蠶體の緊緩其適度を保たしむる樣作爲すること、火力は食桑を助くる爲め適温を作り又は殘桑を乾燥せしむる効用を全くすること以上の注意により飼育せば其好成績を奏するに至るべし

●風穴秋蠶飼育法に就き質問

島根縣八束郡講武村　大日本蠶絲會員　桑谷藤太郎

我地方の秋蠶飼育季節たる重に八月下旬なるを以て炎熱甚しき候なり然るに蠶兒二三合頃迄は發育至極宜しきも四五齡に至り彌々炎熱酷しきを加へ正午十二時頃より日沒迄は外温華氏寒暖計九十四五度乃至九十七八度に達せるとあり然る時は蠶兒次第に軟弱に陷り擧動不活潑となるを以て此の際には給桑の回數を增加し室內に撒水し屋根には生葉の繁れる樹枝を以て掩ひ室の周圍には早朝日出前に撒水し專ら冷氣を與ふるの方法を爲すと雖も上簇に至らずして一時に斃死するの慘狀を見ると少からず是れ正しく過熱に耐ゑざるに由るものと考らる如此場合には如何なる方法を爲すべきや

大日本蠶絲會技藝委員　土屋泰

答

秋蠶飼育中氣温九十度以上に昇りたる時の保護法は質疑者の施せる所を以て略ほ盡せりと云ふべし然れども尙一つの施すべき方法は濡桑を給與すること是なり即ち前述の場合には臨時に清水に撒布したる桑葉を給與すべし但し午後四時以後は濕度上昇するを以て濡桑を給すべからず又桑葉には豫め撒水し置くべからず必ず給桑前に於てすべし且日中高温に過ぐる時は蠶兒疲勞の爲食桑量反て減少するの傾きありて日沒後より夜間に於て回復するものなれば特に給桑に注意し過不及なき樣取扱ふことを要す夜間は食慾旺盛なれども一回に多量給與することは最も忌むべき事なれば事情の許す限り可成南戶障子等を開放し小量つゝ給桑すべし

●蠶座乾燥後の注意に就き質問

山形縣西置賜郡鳳凰村　大日本蠶絲會員　菅野庄助

蠶兒を起臥せしむる藁座を火力にて乾かすと日光にて乾かすとを問はず温氣のある内に蠶兒を入るれば害ありとして其冷却するを待て使用し來れり温氣のあるものに蠶兒を入るれば果して害ありや御明教を仰ぐ

大日本蠶絲會技藝委員　宮原忠正

答

蠶座の温氣あるものは蠶兒を入るれば害ありと稱し古來之を用ゐざるを習慣となせり蓋し温氣あるものを用ゐれば自然蠶沙の蒸熱醗酵を起し易きが故なり故に其冷ゆるを待て用ゆるを安全なりとす

島根縣八束郡忌部村大日本蠶絲會員　周藤誠一

●眠名其他の件に就き質問

(一)蠶兒の就眠に對し種々の異名あり其出所を問ふ

第一眠獅子の休、　第二眠鷹の休、

第三眠船の休、　第四眠庭の休、

(二)蠶卵粒の大なるものは飼育困難なりと云ふものあり果して其信否如何若し信なりとせば其理由御明示ありたし

(三)眠中は動搖を忌むと云ふものあり事實なるや果して事實なりとせば如何なる理あるや

大日本蠶絲會技藝委員　吉池慶正

答

(一)蠶兒就眠の異名は昔日廣く全國に行はれしが未だ其出所確實なるものを見聞せずと雖も恐らくは佛家の唱導に係るものなるべし上垣守國翁の著はせる養蠶秘錄に左の一節あり

或書云むかし天竺舊中國に霖異大王といへるあり后を光契夫人と云ふ一人の姫あり金色姫といふ后薨じ給ふて後大王又新に后妃を具したまふ此后妬ふかく姫を嫉みて又大王に讒言し姫を獅子吼山といふ所に捨させたまふ然るに天の加護にや有けん恙なくまし〳〵て獅子に乘りて舊中國に歸らせたまふ依て又鷹群山といふ所へ捨たまふ此時多くの鷹どもの來り肉を供じて姫を育みける大王の臣下此よし遙に傳へ聞密に姫を供奉して都に歸る后又姫の歸るを惡み海眼山と云ふ島へ流したまふ此時漁夫姫を助けてもとの都に送りける后大に怒て臣下に命じ御殿の庭を深く堀て姫を埋め殺させけるに其後土中より光明赫けるをあやしみ大王堀らせ見たまふに彼姫未た恙なくおはせしかば又桑の木のうつほ船に乘せ滄海へ流したまふ然るに此船日本常陸國豐良港へ流寄る浦人之を助け介抱しけるに幾程もなく彼姫空しくならせ給ひ其靈魂化して蠶となるとかや此故に蠶初の居起を獅子の居起といふ二度めの居起を鷹の居起三度めを船の居起四度めを庭の居起といへるは彼姫天竺にて四度の難に遇たまひしことをかたどりてかくは名けし事とぞ

(二)蠶卵粒の大なるものは比較的飼育困難なるものゝ如し是れ蓋し卵粒の大なるものは從て蠶體も肥大に其結繭も亦大にして絲量も豐富なるによるもの即ち換言せば進化の度高きに基くものなるべし今參考の爲に各種蠶卵一千粒の重量を掲載せん

金黃種	一分九厘八毛	赤熟	一分四厘二毛
青　熟	一分三厘七毛	鬼縮	一分三厘七毛
小石丸	一分二厘八毛		

(三)眠中動搖を忌むは蠶兒の就眠の際して絲縷を吐出し體軀を定着せるものを動搖し併せて氣管、皮膚其他のキチーン質新陳代謝しつゝあるに當り之に外來の刺激を與ふれば其蛻皮機能をして停止せしむるの嫌あるを以てなり

福島縣耶麻郡木幡村大日本蠶絲會員　佐藤八十吉

●病蠶の件に就き質問

(一)飼育中異常なく滿足に上簇せる蠶兒の結繭せずして簇中に斃れ俗の流れ蠶となるもの非常に多く爲めに日夜辛苦飼育の結果も殆んと半に過ぎざるとあり是れ五齡中蠶兒を害せしによるものなるか又上簇中に於ける出來事なるか其病原及び之が豫防法を問ふ

(二)簇中に結繭せずして流れ蠶となるものは熟蠶拾ひ取りの際見分るとを得るものとせば如何なる狀態のものが然るや簡易に撰別する上簇法を問ふ

(三)一二三四齡共起縮病の一頭も現はれざるに五齡二三日目に至り起縮の多く發生するは前齡中の病源によりて發するか又四眠中の乾燥其他の害により發するものなりや

(四)病毒の附着せるものにフオルマリン液を撒布して効あるものとせば上簇室の病蠶の斃死せる上に之を撒布せば之を洗滌せざるも差支なきや又蠶室に附着せる斃蠶の跡も之を撒布せば其まゝ飼育に用ひて差支なきや

(五)石灰水を以て蠶室を洗滌せば消毒の効なきや

答　大日本蠶絲會技師委員　農學士　石渡繁胤

(一)上簇中の斃蠶には所謂流れ蠶軟化病のものあり何れも上簇中俄に起りたるものにあらず

但し上簇中濕氣高く空氣の流通あしければ誘因となりて病蠶を生ずること多し

(二)病勢の迫きたらざるものにありては見分困難なるべし

(三)起縮の原因種々なれ共微生物の寄生に因りたるものなれば前々より寄生を受けたるものゝ四眠中に病勢の進み蛻皮後發育する能はざによるものなり

(四)病蠶斃死したる上にフオルマリン液を撒布するには多量を用ゆべし蠶兒飼育上清潔は最も貴ぶところなるを以て洗滌するに若くはなし

(五)水百分に付石灰二十分以て水液を以てせば消毒の効あるべし

●空頭蠶其他の件に就き質問　愛知縣中島郡小信中島村　大日本蠶絲會員　大津憲史

(一)空頭蠶は總て傳染性の細菌より起るものなるや或は若し傳染せざる空頭蠶ありとせば前者との識別方法如何

(二)蠶種檢査法の母蛾病毒檢査は單に微粒子毒のみの檢査なるや又は硬化病軟化病等の病毒も共に檢査し得らるゝものなるや

大日本蠶絲會技師委員　農學士　林驛作

(一)空頭蠶は細菌の寄生によりて生じ從ふて傳染性を有するものなり然れども或る他の原因によりて食桑せざるもの例へば蛆害に罹りたるために食慾を失ひたるものゝ如きは其體内に食桑を留むるとなきを以て體は透明の觀を呈すれども此の如きものは全體透明となるを以て前者との區別は明かなり

(二)蠶種檢査法の母蛾檢査に於ては單に微粒子毒の有無を鏡檢するものとす其他の病毒を檢査することは煩る困難なるものなり

●產業組合法の件に就き質問　京都府中郡三重村　大日本蠶絲會員　糸井德三郎

產業組合法に基き蠶種生產及び販賣をなす組合を設くることを得るや若し設くることを得れば是れが方法規則等詳細御敎示を乞ふ

答　大日本蠶絲會技師委員　農學士　月田藤三郎

蠶種を製造して之を販賣する組合は產業組合法に依り販賣組合として設立することを得べし此種の組合に在りては組合は各組合員の生產したる種繭に對し組合が豫め定めたる標準に依り相當代金を支拂ふて之を買收し之を原料として蠶種を製造して需用者に賣却するの方法に依りて組合の事業を執行するを通例とす而して斯くして得たる蠶種賣上代金は是れより種繭代金、組合費用、金利等を引去り尙ほ剩金(純益)あるときは法定準備金を積立て且つ組合員の持分又は出資に應じ分配すべきものとす若し剩餘金多額なるときは更に組合員の差出したる種繭の代金を標準として再分配を爲し又は特別積立金として積立つべきものとす

組合の仕組は組織の如何設立者の意思、蠶種製造販賣上の地方的慣習等に依り一樣にするを得ざるの事情あるを以て其規則の如き玆に之を揭くること難し質問者實際に組合を設立せんとせば宜しく本會報第百四號に揭げられたる產業組合法、同法施行規則及摸範定款等を參照して定款を作成せらるべし

◉絲況 (Marché des Soies) (Row Silk Market)

●横濱市場

東北方面に於ける蠶絲生產地方は寒風浙瀝、飛雪紛々、斯業の操作に便ならず、關西方面は此困難乏しと雖も、短日長夜の天公の配劑は止むを得ず就業時間を減縮せしめたるを以て、絲況の活躍せざる限は强て燈光を捕へて繰絲をなすもの稀なるにより、孰れも繰絲高多からず、之に加ふるに原料購入の不充分なる製絲家は、既に繰車をして休眠せしむるに至りしを以て、横濱市場に輸送する絲荷も之を前數月に比すれば、遞次減少せるは洵に止むを得ざるの趨勢なりと謂ふべし。

絲況は本月初旬にありては米國よりの注電間斷なく來りしを以て、活氣を帶び價格も多少の昂騰を示せりと雖も、中旬に至りては商況不振に陷り、相場も

之に伴ふて低落の狀を示せり、其下旬に至りても尚不振の情性を繼續して刷新の運に至らず、唯歲末に接しては新年に於ける豫約頻々として行はれ、前途多望を以て舊年を送くりたり、然り而して前月よりの持越荷數は二萬四千二百〇一個、入荷は一萬三千八百〇七個、之を合計すれば三萬八千〇八個にして、此内賣了せるもの一萬三千八百十二個、地方に積戻せるもの一千四十九個半なるを以て、之を合併すれば一萬四千八百六十一個半となり、翌月に繰越せる數は二萬三千百四十六個半なりとす、顧て客年本月に於ける商狀如何を調査するに、入荷一萬二千二百二十二個、地方積戻七百八十四個半、賣了一萬〇六百四十八個にして、入荷に於て本年より一千五百八十五個、地方積戻に於て二百六十五個、賣了に於て三千百六十四個少かりし、又其價格を對照するに、客年最も高位を占めたるものは信州五洲館の器械太にして九百三十五圓、低價は上總矢指組七百二十圓なりき、本年の高價は伯州米子製絲會社の器械太にして一千十圓を示し、低價は岩代協立三人娘折返にして七百四十五圓なり、故に其高價に於て本年は去年より七十五圓高く、低價に於て二十五圓貴きを見たり、又以て本年の客年に比して如何に商況の好調を帶び、價格の均衡を保てるかを知るに足るべし。今左に本月中に於ける生絲集散表を掲げて參考となさん。

明治三十四月自十二月一日至同三十一日生絲集散表

種別	持越	入荷	賣了	積戻	繰越
器械	一七、三四八個	一〇、四八六個半	一〇、九二八個半	一、〇一九個半	一五、八八六個半
座繰	四、五〇六	一、七〇六	一、六七七半	二二	四、五一二半
折返	二、〇六三	一、五九〇半	一、二〇七	五	二、四四六半
雜絲	二八四	二四	—	三	三〇五
合計	二四、二〇一	一三、八〇七	一三、八一二	一、〇四九半	二二、一四六半

明治三十四年自十二月一日至同三十一日生絲集散日別表

	入荷	手合	賣了	引戻	輸出	地積戻	國名	製産者	種別	最高價	最低價	狀況
一日	四六三個半	三、七〇六半	三五三	一、四四	七〇	七五	信州	六文舎製		九〇〇	七〇〇半	日曜日
二日	四〇〇	三、七〇六半	三五三	一、一八三	—	四八	岩代	水社		九〇〇	七〇〇	重に米國向活氣を帶び前週に比し五七圓高く市場曙況を驚り前日來の好況を持續し商勢盛況なりき
三日	三八八	一、〇〇三半	九九半	一、〇〇八	二六	—	信州	伊那社		九〇〇	七〇〇半	
四日	二〇二	九九半	一、〇〇八	二六	—	—	岩代	共同社		九〇〇	七〇〇	
五日	四〇一	六六三	三、三六四	三三	七一	二六	雲州	斐協立三人娘		九〇〇	七〇〇	適當品は續て商談行はれ氣配圓滑なり
六日	三〇三	九九九半	三、三六四	四七	—	六六半	信州	羽前櫻館		九〇〇	七〇〇半	市場落付たるが如しと雖も相場は手堅く維持せられたり交通座繰一滑み買進みたるか以新規注文方盛座繰相場手堅く賣維持されしも補充買に止まり市面靜なり
七日	〇八〇三	三六四半	七七	六八	三〇三	六六半	信州	長野製絲館		九〇〇	七〇〇半	
八日	—	—	—	—	—	—	武州	共同社		九〇〇	七〇〇	日曜日
九日	三五八	三六三	一、二六三	一、四〇	—	二九	岩代	甘樂郡共同屋	×□×□×□+□+□	九〇〇	七〇〇	座繰は又五圓高を示したれども一般に保合柔なり氣配は概して保合市面閑散なり
十日	二六八	一六九半	三六三	一、九〇三	—	七半	信州	甘樂郡共同屋		九〇〇	七〇〇半	
十一日	四三一	一六九半	三六三	一、三九	—	二九	上州	山本製絲		九〇〇	七〇〇	前日同樣の景況を示す
十二日	六六八半	二六四	六六半	二七	—	七半	岩代	細川製絲		九〇〇	七〇〇半	相場幾分の下押をなす

備考

一、表中單位個は九貫匁を指す

二、持越とは客月より本月に持越したるものにして本月一日の調査、繰越とは本月より翌月に繰越すべきものにして本月末日の調査に係る

三、前月分の繰越と本月分の持越と其數一致せざるは商談中のものを賣了せしに依る

四、繰越以外に商談中のものありと知るべし

五、賣了中米國に輸出せるものは五千六百四俵にして歐洲に輸出せるものは二千六百三十五俵なりとす

但し一俵は十六貫匁なりと知るべし

尙左に生絲集散日別表を示すべし

△□○は器械絲　×は座繰絲
△は器械太絲　+は折返絲

十三日	三二	七三	七六半	一六〇	—	四五	市場前日に異ならす
十四日	九九一	七七	三九〇半	一四二	二、一五五	八三半	市況沈靜稍々商談なし
十五日		—	—	—	—	—	日曜日
十六日	四九〇	二四七	三三九	五五	—	八三	適當品は商談行はれたるも價格は十圓安にて市況振はざりし
十七日	四八三	一七五半	一九七半	七四	七八三	三四	賣買相互の相場折合はず爲に市場閑散なりし
十八日	五〇五	九六	三四二	一〇三	—	—	市場沈體にて相場下押の傾向あり
十九日	四三六	一四二	一〇三	七一	一三	四八	市況昨日と同樣館沈せり
二十日	三三七	一四七半	一八〇	一六四半	—	九七半	前日に同じ
廿一日	七七	七四	二九五半	四九	—	六	商況沈靜前日に異ならす然れとも座繰一番は上進の傾きあり
廿二日		—	—	—	—	—	日曜日
廿三日	四一〇	三四八	一八一	八六	—	七〇	新規の注文も現はれす依然見送の姿なり
廿四日	一、〇二二半	三六九半	八八半	二〇	二九五	一五	當用口の取入に止まり絲況甚振はす
廿五日		九	五三	—	—	—	本日はクリスマスにて外國商館休業なりし
廿六日	五三三	一六四	三四三	一六	—	二九	依然として商業不振なり
廿七日	四〇一	一五六	一四八	一三	五八七	六八	前日同樣價格も下落の氣味なり
廿八日	四四〇	五二三	五九四半	七九	一六〇	三五	當用口の取入れに止まり市場沈靜なりし
廿九日		—	—	—	—	—	日曜日
三十日	四九八	五〇半	三五四半	三四	—	四一	年末に迫りたれば多少買氣現はれたれとも新年に繰延へたり
三十一日	五七二	—	—	—	四八〇	—	本日は新年初商内の豫約にて賣了手合共になし手緩なる歳末なりき
合計	一三、八〇七	九、九六八半	一三、八二二	二、四三三半	八、三二九	一、〇四九半	

周防	岩國製絲	□	九四〇
上總	君津製絲	×	七八〇
信州	日本館	□	九二〇
同	東鷲湖社	□	八六五
—	—		
伊豫	白瀧製絲	□	九八〇
肥後	肥後共同	□	八九〇
同	松葉相	□	九六二半
信州	城面社	□	九二〇
同	窪田館	□	九五五
信州	精工館	C	八七〇
美濃	碓水社五人娘	×	九四五
上州	御國社	□	九三〇
信州	来子社三袋	□	一、〇二〇
伯州	共同三馬	+	七五五
岩代	埼玉製絲	□	一、〇〇〇
武藏	共同一馬	+	八三五
岩代			
—	—		
雲州	半田力士	□	九八〇
三州	矢崎製絲	C	八六〇
伊豆	城北社	○	八九五
相州	瀬進製	×	八八〇
伊勢	中川製絲	○	八九〇
信州	清流館	□	八七五
信州	松尾製絲	□	九五〇
甲州	山栗社二三九	□	八八〇
岩代	共同一馬	+	八二〇
同	協立三人娘	+	七四五
伊豫	赤松一製絲	□	九二五
陸前	日頃市製絲	⊙	八八五
—	—		
信州	岡谷製絲	□	九二〇
同	東行社	□	八八〇

明治三十四年生絲集散月別表

月別	持越	入荷	賣了	積戻	繰越	輸出
一月	三九、一七二俵半	七、四二三俵半	一〇、〇〇三俵半	二〇七俵半	三六、四二二俵	五、〇五〇俵
二月	三六、四二二半	四、五三三半	一四、〇二四半	一、〇七六	二五、八五五半	八、三九四
三月	二五八、五五半	六、一〇五半	一〇、八三三半	九五四半	二〇、一七二半	四、五一一
四月	二〇、一七二半	八、七一五半	一四、四二四半	一、〇〇二	一三、四六〇半	七、四四八
五月	一三、四六〇半	七、五〇七半	一二、六〇一半	一、〇七二半	五、九七一半	七、一二九
六月	五、九七一半	五、四四八半	六、〇二八	一、九二七半	三、七八五	四、八一九
七月	三、七八五	一四、八三三半	七、一四三	五八七半	一〇、七四三	二、八五七
八月	一〇、七四三	二一、二〇九	一七、五八八	八一五	一三、二三一	八、六八三
九月	一三、二三一	一七、九八六半	一〇、一一一	四二八	二〇、六七八半	六、三九六
十月	二〇、六七八半	二〇、五八六半	一六、四七九半	六九〇	二三、六八一	五、三六五
十一月	二三、六八一	一六、六三一半	一五、九六七半	四九九	二四、二〇一	九、九四五
十二月	二四、二〇一	一三、八〇七	一三、八一二	一、〇四九半	二三、一四六	八、二三九
合計	—	一四四、七八七	一四九、〇〇六半	一〇、三七二	—	七八、八三六

Notice.

We promies you that we will inform the raw silk market from the next number(in English and French).

●明治三十四年に於ける蠶絲貿易

顧れば過る明治三十二年は蠶絲貿易活躍して、突飛又突飛し遂に一千五百圓てふ空前の大暴騰を告げ、賣買兩者をして自ら驚歎措かざらしめたり、越て三十三年に至りては春來絲價低落に低落を重ね未曾有の下廉を來したるのみならず、市況は眠るが如く死せるが如く阜頭常に數萬の絲荷を滯積せしめたり、雨後に晴あり治極て亂生ずるは物の數なれば又止むを得ざりしならんか、實に三十四年は未曾有の不況なりし三十三年の後を承け、三萬六千餘個の絲荷を引繼がれたり、然るに蠶絲需要の曙光米國に顯はれ、三十四年本邦の蠶絲貿易史をして圓滿にして秩序ある光彩を放たしむるに至れるは賀すべく慶すべきの事なりとす、蠶絲需要の米國に起りたる原因は近年農作物豐穰を告げ、農家の財產充滿し從て經濟界の好況を來したるにより、急に萎靡として振はざりしリボンの流行勃興し、之れと同時に幅廣物其他總ての絹布類孰れも賣行宜しかりしに基かずんばあらず、歐洲は經濟界多少の暗潮低流するありて、絹物の需要盛ならず、從て蠶絲の賣俏甚鈍く、價格の如きは歐洲向細絲は米國向太絲乃至座繰の下に屛息するが如き奇觀を呈したるは全く是れが爲なり。

當年に於ける養蠶　歐洲は甚しき不作なるにはあらざりしも亦豐作なるにはあらず、支那は五六分作なりと稱せられ、我國も亦春蠶は槪して六分作位なりしも、夏秋蠶は豐作を告げ僅に春蠶不況の一分を相補ひたるは疑なき所なり。

翻て製絲家の現狀如何を觀察すれは、旣往繭購入競爭の弊を覺りたると、經濟界暗雲覆ひ銀行は貸出を謹り、問屋は資金を調達せざりしとにより、蠶作の不況なりしにも拘らず、繭の價格は三圓五六十錢乃至四圓二三十錢の間にあり、比較的廉價なりしと云ふべし、蓋し信州地方の製絲家が日本銀行に對て資金融通の運動をなせしは實に此時にあり、此の如き狀況なるを以て信用ある資金ある製絲家は、廉價の原料を相應に購入せるも、之に反せるものは幾分上進せる品位下劣の繭を購求せざるべからず頗る苦境に陷れり、故に前者は今日の絲價に於ても原料、製造費資本に對する利子、販賣其他に要する雜費を控除し、尙百斤八九十圓の純益是れあるべし、之れを以て製絲家に採りては本年は先以て佳良の年柄なりと謂はざるべからず、殊に販路は坦々として砥の如く、大下落なく大突飛なく、從て製すれば從て賣れ、和氣靄々を以て始り穩波洋々を以て終れる稀有の商況なりし、蓋し製絲家が海外の需要多きにも拘らず、猥に價格を强張らざりしは、經濟界の不況は資金の廻收を速しめたるにも依るべしと雖も、製絲家も亦多年の經濟上只管價格を昂騰せしむるの不得策なるを覺りたるに出づるものなりとす、是れ洵に蠶業界の爲に嘉すべき傾向にして、吾人は此傾向こそ蠶絲貿易の浮沈常なき危險の性を變じて、着實の質となすものなりと信ずるものなり、吾人は實に此三十四年は蠶絲貿易史上に特筆大書して將來製絲家の方鍼とし龜鑑となさんことを希望するものなり、若し夫れ毎月に於ける蠶絲の商況は會報上に連載して報道せる所なるが今左に其大要を摘錄し參考となさん

一月　初商內低價ながらも一千有餘個を販賣し、續て歐洲向の注文遂せしを以て相應の賣行きあり、價格も幾分舊臘より十圓方騰貴を見しが、中旬に至りて買人減じ、市價四五十圓方の低落をなせり其月末に及び米國よりの注文に接し、市場は活氣を帶び、相場上高を現はせり、此月尤も高價に賣れたるは伯洲倉光製絲器機太絲にして九百二十圓なりし。

二月　初旬に於ては歐米向共多少の注文ありて順境に對ひ、其中旬に進みては益好況を呈し、甲九十番躍進し各外商をして態度を一變せしめ、市場は頗る繁忙を加へ、價格も二十圓方上進せり、下旬に至りては絲價更に十圓方騰貴し益好調を帶べり、此月最も高價に賣行きしは伯州末子製絲及び雲州東雲館にして共に器械太絲價格は九百十五圓なりし。

三月　上旬は前月來の好況を持續し、價格は貴きにあらざるも販路は平滑にして賣行高多かりしが、中旬に至りて氣勢稍挫し、價格下向となれり更に下旬に至りては不振を挽回して好景を呈するに至れり、此月伯州小川器械太絲は最も高價を現はし、九百三十圓に賣行きたりと云ふ。

四月　初旬に於ては價格は低廉なるも相應の賣行あり、中旬に至りては一日二千個以上の賣捌行はれ、相場も幾分の上進を見たり、下旬に至りては市場稍沈靜の姿となれり、而して歐洲向の注文なく細絲は二三十圓方下落し、之に反し上州座繰は米國注文の爲二三十圓昇高しけり、此月高價に賣れたるものは伊豫の白瀧製絲八百九十五圓なりき。

五月　初旬に於ては前月中末以來人氣銷沈の姿を引續きたりしが、忽にして恢復し價格も幾分の上進をなせり、尋て中旬、下旬に至りても大取引行はれざりしが、適當品は相應の價格を保ちて賣買ありき、此月最も高價なりしは器械太絲の甲州蓬陽社、器械細絲にて三河の奧津製絲、羽前の多勢製絲、羽前の鈴木製絲等にして孰れも九百圓なりし、而して此月新絲の初荷として駿州沼津製絲は二括を金子商店に送くれり。

六月　本月に至りては新舊蠶絲の代謝期なるを以て、絲荷は稀少となり、注文あるも應ずる能はず、賣買兩者の間共に適當の姿勢を採りて持重せり、中旬、下旬に至りては漸次新絲の入荷あり、市場

も活氣を帶びたりしが月末に及び、海外爲換の變調により形勢の頓挫を來せり、此月最も高價に賣れしは尾張愛信社駿州の塚本製絲にして共に器械細絲九百三十五圓なりと。

七月　客月末以來海外爲換の變調の爲めと、外商は本邦養蠶の豐況を歐米市場に誤傳せしとを以て、海外の機業者は暫らく傍觀せしを以て市場日に非にして氣配沈滯せしも、漸くにして本邦養蠶の結果知悉せられ、月尾に至りて市況頓に頭を擡げ愁眉を開かしめたり、此月最高價に賣行しは遠州日東社にして器械細絲九百三十五圓なりと。

八月　上旬は米國よりの注電頻に至り市場頗る活氣を帶び、價格も日一日昂進の狀を示せり、其中旬に至るや價格も頓に三四十圓方の騰貴を示し、殆んど每日一千個以上の販賣行はれたり、然るに下旬に至りては市況何となく逡巡の姿あり、價格も亦十圓內外の低落の狀なりき、此月最も高價に賣れたるは信州器械絲太の松葉軒にして九百八十七圓五十錢なりき。

九月　初旬に於て絲況活潑ならず逡巡の色ありしに際し、米國大統領遭難の報に接し、急に大頓挫大暴落を致せり、然れども須臾にして米國政界の事情了解せられ、動搖せし人氣は平穩に歸するに際し、米國よりの注電に接せしを以て、市場は活氣を呈し絲價は上進せり、暫らくして大統領逝去の訃來るや、再び絲況は沈淪して越て下旬に至り米國よりの注文達し、價格は高まり商談も頗る々として行はれたり、此月高價に賣行きしは伊勢の丹羽製絲にして器械太絲一千圓なりと云ふ。

十月　上旬は先月よりの繼續したる市價の保合ひ相應の賣行なりしが、中旬に至りては市場沈靜氣配甚面白からず、漸く補充買のみの觀あり、越て下旬に至り米國よりの入電に接し大手腕を振ひ、一日殆んど三千個近くの取引行はれ、市場活躍し價格も騰貴せり此月高價に賣りしは伯州米子の製絲器械太絲にして一千圓なりし。

十一月　初旬に於ては商況沈靜し價格も低落の姿なりしが、中旬に至りては各商館共に注電に接せしを以て、市場も活潑の價格に上進の狀なりき、越て下旬に至りて暫らく靜穩なりしが、廿五日以後廿八日まで每日一千個以上の大手合あり、殊に廿八日に無慮二千三百個に達せり此月價格の最も高かりしは丹波の郡是製絲にして九百八十圓なりき。

十二月　初旬に於ては絲況益好調にして相場の十圓高を示したり、殊に上州坐繰は賣行最も宜しく得意の境遇なりし、中旬に入りてより注文少く價格も幾分下落の傾向あり、下旬に至りては坐繰の賣行なりしも、概して市況甚振はざるの姿なりし、然れども月末に至りては新注達したるもの丶如く、新年の豫約に賣買兩者共に忙殺せられたるを見たり、此月最高に賣りしは伯州米子製絲太絲にして一千〇十圓なりき。

此の如き狀況なりしが今之を一括して數字にて臚列すれば實に左の如くなりとす。

前年度より繰越高	三九、一七二半個
入荷高	一四四、七八七半
賣了高	一四九、〇〇六半
積戾高	一〇、三七一半
翌年度に繰越高	二三、一四六半

倘左に最近五年間の蠶絲輸出の統計を掲げて參考となさん

年次	數量	價格
三十年	六、九一九、八六一斤	五五、六三〇、四六〇円
卅一年	四、八三七、三二九	四二、〇四七、四一一
卅二年	五、九四六、九一一	六二、六二七、七二一
卅三年	四、四八三、一二一	四三、二一五、四六二
卅四年	八、六九四、五九七	七四、六三七、四八〇

養蠶の結果良好ならざりしに此の如く輸出高の增進せるは全く三十三年の絲況沈滯の爲に或は製絲の形に於て或は繭の儘に於て昨年に持越したると當年內地絹織物の賣行澁滯せるを以て地遺絲を輸出用に轉換したるものとに據るべし、然れども輸出絹織物の好景に伴ひ原料に消費せるものも蓋し寡少なからざるなり、實に本年絹織物の輸出高を前記蠶絲輸出高に合併すれば無慮一億圓以上に達せるを見る、蠶業の發達洵に慶すべきものあり、將來益健全の發達を遂げ、國家の實力を涵養するに至らんことを祈る

●紐育市場　（客年十一月三日報）

生絲市場は絹織物の景況大に引立ち來りたるより頗る盛況を呈し各外國市場に於ける當國の買收高は益々增加の傾向にして過る三四ヶ月間に於ける當國の取入れ高は却々多量に上りたるに徵するも今後の好景氣は想ひ遣らると云ふものあり、併し今週の商內は存外微少にして此好景氣の際稍々奇異の感あるも是れ機屋を初め一般買人の今後或は相場の下落せんとを見越してより斯くは買進みながら急に其の取入れをなさんとせざるによるべく是れ二三絹物商人の春季物の需要期節を眼前に控へ乍ら未だ急に其の取入れをなさんとせざると好一對にして果して彼等の想像通り相場の小緩みを呈すべきや否やは當業者の見込みの異なると共に遽に斷言し難きも目下機屋の手持在荷も漸次不足を來したる折柄原料生絲今後の賣行きは益々盛大に趁くべしと云ふ

●里昂市場　（客年十一月廿三日報）

當地機屋の內氣を窺ふに不相變原料の買入を控へ目になし進て取入るゝの勇氣あるを見ず左れば歐洲の製絲家は孰れも各自の荷物を負ひて客人を待つもの丶如し從て里昂市中の相場は稍氣重くして行き惱みの姿なれ共底意は左迄甚しき安氣を見せずして結局は持合居れり

倚て將來の商況は盛衰何れに赴くべき乎元來市場の再振は十月には現はるべしとは人々の豫期し居たるに反し毫も其機を見ず而して十一月も引續き賣行の不活潑を見せ强氣の人迄をも弱からしむるに至れり然らば十二月には再振の機の至るべき乎或は例年の如く此月には繁榮なる賣買を見るも知るべからず何分にも世上一般の商賣は何業を問はず不振の今日なれば我生絲界は他に比しては割合不幸の薄き方なるべし現に毛絲の如きは不景氣絹物商業に比し一層を加ふるに至れり

●上海市場　（客年十一月三十日報）

市況は先般來沈靜に沈靜を重ね殆んど買聲すら絕へん姿にて匕里絲も久しく手合を見ざりしが或る一部の賣人に稍々持餘したる氣味にて相應の直入れあらんには賣應せん意嚮の折柄頃日來の爲換相場の變動は對倫敦一兩に付き二片の下落を來せし爲め自然買人も幾分か氣乘り工合となり漸く二三口の取引纏まるを見るに至れり尙蒸汽絲併に手繰絲にも相應に買進み此處二週間の總計は三千五百俵となれり

外報（Nouvelles étrangeres）（Foreign News）

●新式製絲機械の發明（在里昂帝國領事館報）

伊國マシヤニコに於ける製絲撚絲兼業者ギステンソニー兄弟會社の改良に依る新式製絲法は大に同國製絲業界の注意を惹き爲めに同國各地方の斯業者にして其工場を視察するもの尠からざる由なるが今其改良法の要點なりと傳ふる所を摘示せんに新式製絲法の特色は繰製生絲の揚釜に達する前に於て充分に之を乾燥し其濕氣を除き而して後舊來の普通製絲法に於けるが如く繰絲に釜角を生ずる弊害を忌避するにあり故に新式製絲法は乾燥器の外に絲類擦除器を適宜設備するに於ては一般の製絲法に於けるが如く揚釜の生絲に再繰及び絲類擦除の手數を加ふるを要せずして直ちに製織に適する生絲を得べく而して又單に擦釜に代ゆる絲管を以てせば均しく絲管の生絲に前記の二作業を省き直ちに撚製適用の生絲を得るの便あると同時に工銀と時間とを節減するの益あるが如きは即ち新式製絲法の主眼とする所にして該新式製絲法の改良者たる前記兄弟會社の實驗に依れば其製絲法は生絲の製産費に對し一基に付一法乃至一法五十仙の節減を與ふべしと云ふ而して該會社が伊佛兩國に其獨占を有する該新式製絲法に因り其工場に於ける繰製釜の内六個を改造し以て繰製したる生絲は完全なる品位を有するものと檢定せられたりと云ふ

●世界の生絲産出概算額（據獨逸官報）

生産者社會の說に據れば本年七月一日に始り明年同月同日に終る新絲産出期に於ける全世界の生絲産出概算額は千五百六十二萬三十基にして一昨年度の千六百五十三萬六千基及昨年度の千七百六十五萬八千基に比して減少せり而して本年收獲の昨年度に優る見込あるものは全歐洲中一の匈牙利あるのみ（昨年度の産額十一萬六千基に對して本年度産額十二萬八千基の豫定）伊太利は僅に二百八十五萬基（昨年度の三百二十七萬五千基に比し一割二分五厘減）佛國は六十二萬基（昨年度の七十三萬六千基に比し一割五分減）西班牙七萬五千基（昨年度八萬四千基に比し一割六分五厘減）奧地利は十七萬基（昨年度の十九萬四千基に比し一割二分減）を産出し歐洲の概算總産出額は三百八十四萬三千基（一昨年度は四百四十萬五千基昨年度は三百卅六萬三千基）にして小亞細亞地方中部亞細亞の請邦は千八百三十基（一昨年度は七百五十五基昨年度は千七百八十四基）を産出

支那日本印度は（九百九十五萬基）昨年度は千三十七萬六千基一昨年度は千百五十九萬七千基）を輸出すり特に之を港別と爲せば上海四百三十萬基）昨年度は同額一昨年度は五百四十五萬五千基）廣東二百萬基（昨年度は百八十六萬六千基一昨年度は二百二十五萬基）横濱三百三十五萬基（昨年度は三百九十萬基一昨年度は三百五十四萬二千基）ベンゴール三十萬基（昨年度は二十八萬基一昨年度は三十五萬基）なり

右の如く本年度の豫定額は前年度に比し減少するの外新絲期の初日即ち七月一日に於ける全世界の在荷高は九十六萬基にして昨年度に比し四十萬基を減したるは亦注意すべきなり

而して前年度の殘存高に毎年の新産出額を加算せば其總額一昨年度は千八百五十二萬五千基昨年度は千七百八十萬百十四基にして本年の在荷總額は昨年度より百三十三萬基少く一昨年度に比し百九十五萬基少しと云ふ

●伊國生絲製造工業に使用する幼者の數

里昂生絲新聞に掲載する所によれば伊太利に於ては婦女及び幼者の勞働從業法を新に設けんと目下之が得失に就て研究中なるが同國政府の考案には總て諸工業場にて使役する幼童の年齡を十二歲とし此年齡に以下のものは使用すべからずとの法律を設くる事決したるより未聞蠶絲業組合は此制限に對し抗議を爲したり而して同組合の調査せし處に據れば組合中にある處の六百四十六箇所の製絲場に於て現時使用する男女工を其年齡に從ひ區別せしを見るに左の如し

九才より十才	二千百四十七人	全數に對し二分二厘六	
十才より十二才	八千百七十六人	同	八分七厘四
十二才より十五才	一萬八千五百廿五人	同	一割九分七厘九
十五才より廿一才	三萬四百九十人	同	三割二分五厘八
廿一才以上	三萬四千二百七十四人	同	三割六分六厘三

此統計表に揭たる人員は官報の統計數（十七萬二千人）に比しては殆んと其の半數に過ぎざることなるが右の中廿二歲以下の幼者は粗々三分の二弱を占む即ち製絲場にて使役する處の多分の職工は十二歲以上廿一歲以下の小女なるを見る左れば同國の製絲業には幼女の勞力最も必要なるを知り得るなりされば前記の組合より國會調査委員長に宛て上申せし反對理由書にも若し十二歲以下を使用すべからずとせは第一に之が爲に農家の小女は今日製絲業に依り得る處の賃銀を失ふが爲に家内全體の爲に一の所得を奪はるゝに至るべし第二には幼者の從業廢止さるゝが爲に製絲工業は次第に從業者を失ひ遂には工業全體の衰滅を來すの恐あり第三は衣食の費を失ふが爲に海外の移住民を增加し國力の減衰を招くに至るべし云々（生絲日報）

◉雜報（Nouvelles diverses）（General News）

●評議員會

大日本蠶絲會に於ては舊臘二十五日神田區錦町一丁目三河屋に於て定期の評議員會を開設せり、來會者は松平會長を始めとし、芳賀徳四郎、本多岩次郎、外山亀太郎、小畑岩次郎、吉池慶正、辻鳴太郎、月田藤三郎、角田喜右作、土屋泰、佐野安太郎、芝山直清、下田伊左衛門（いろは順）の十二名にして、三十五年度の收支豫算を審議し、異議なく原案の通可決せり、尋て蠶絲業者奬勵法として、共進會、品評會等の方法あれども、今や既に諸種の弊害生じ、當業者倦厭を來したる傾きあれば、更に斬新なる方法を講究して奬勵をなすの要なきやとの諮問に對し、大體必要と認め、其方法等に就ては理事者に次會の評議員會までに、案を具し提出せられたしとの論に逐決し、是にて會を閉ち別室にて晩餐をなせり。

●北信支會創立總會幷に發會式

大日本蠶絲會北信支會は既に規則を制定し、活動の緒に就きたるも、此會の要路に立てる人は、皆是れ身自ら蠶桑の局に衝たるの人なりしを以て、多忙の爲め發會式を遲延せしが、客年十二月八日長野市城山館に於て創立總會並に發會式を擧行せり、此日來賓は本會の特派に係る桑事農學士本多岩次郎氏、横田同縣書記官、澤柳參事官、青山上水内郡長、伊藤上高井郡長、同縣屬官、郡吏、南條蠶絲組合聯合會長、羽田輸出絹織物組合長、農事試驗場員、農會員、其他實業團體の代表者等百有餘名なりき、而して創立委員長林清作氏は開會を告け議長として丸山德三郎氏を推薦し、會則及び諸般の報告、創立費の處分等を議し、尋て幹事長の選擧をなし、併せて明年春期總會の場所を上高井郡に定めたり、是より幹事の選擧をなし、當分創立委員をして其職務を採らしむることゝなし、此に於て局面一轉發會式に移り、林幹事長の發會の式辭あり、次に本多本會參事は會長松平男爵の祝辭を朗讀せらる、之に繼て横田長野縣書記官は一場の演述を試みし、夫より青木蠶絲檢査所主事の祝文代讀其他祝辭演說數番あり、最後に三本幹事答辭を朗讀し、終て祝宴を催せり。

發會の辭

帝國の風土先天的に蠶業に恰適し國家經濟の首位たるや喋々を要せず蠶事模範の開發通商互市の當初に於てすら生絲は重要品と賞せられし處なり爾來貿易隆盛に從ひ漸々養蠶蕃殖進歩生絲の增額と共に海外需要の實狀を察知し協會の工業を併行するの利益を悟る茲に於て乎我國蠶絲業界は其緒の卑見を破り宇内の形勢に鑑み精密養蠶の術繭絲染色機織の工藝學理經濟實に裏雄を來せり顧ふに將來分業的に進路を採らざるべからず果して然らば養蠶家製糸家繭絲家染織家各相待て内外商機關聯共益如何なる攻究し解結貫通以て讀業なる確乎たらしむるの方策を講ぜざるべからず然るに目下本縣の狀態養蠶は農會に組し製糸繭絲機織等重要物產相合依の下に團體を設くるも各其間に壁壘存しと雖も相結し提携以て共に改良を謀するの機に乏しゝんず分業の實ありと謂ふべけんや是も隔々孤獨の業のみ嗚呼危き哉。

大日本蠶絲會は斯業海の發達として中央に屹立し今や學術鍛練經濟使才の請士輩續出して經營する處其光明四方に發散しつゝあるを覩る故に本縣北隣四郡一市の有志相謀り此提案を指的し能率確針を以て方向を一定し航路進行遂に大富周の叡智に達せしめんことを冀望し以て本會に請ひ名けて北信支會と稱し茲に謹て發會の式を擧ぐ

明治三十四年十二月八日

大日本蠶絲會北信支會幹事長　林　清　作

祝　辭

茲に本日を卜し大日本蠶絲會北信支會、發會式を擧行せらるゝ押も本會か地方に支會を有する十有二恰も樹物の根幹と枝葉に於て如く双者相俟て蠶絲業の改良を促進し來れり然るに本邦蠶業の中樞たる北信地方一市四郡の有志實員諸氏茲に觀る所あり同志を糾合し北信支會を設立せられ本會更に一段の光彩を加ふ蓋し北信支會創立の際は經濟非運に陷り見る能はざるに加ふるに蠶作不況を告げ金殺の事業多くは殘磨或は挫折せしも尚ほ今日の如く諸氏茲に奮起を排し萬障を凌ぎ茲に盤固なる支會設立を見る是れ特り本會の至幸なるのみならず洵に國家の慶事にして深く慶賀せざるべからざる所なりとす然れども所在に於ける公共團體の事蹟か積るに之れか始むるに易か

答　辭

本日當北信支會發會式に際し大日本蠶絲會長代理として愛事農學士本多岩次郎君光臨を忝ふし且つ本縣高等官を始め貴賓諸君の御貴臨を得て斯の盛會を視加ふるに盤篤の親交有益の商談か期はる實に感謝に堪へず深く當會の光榮とし一同の滿足する處なり爾來當會名譽の責を負ひ諸君の翼賛を仰ぎ帝國蠶絲業上に努力盡瘁せんことを期す一言以て答辭となす

明治三十四年十二月八日

大日本蠶絲會北信支會幹事　三木茂右衛門

●北信支會役員

前項創立會に於て選擧せる役員の姓名は左の如し

幹事長　林　清作

第一部幹事　小出　金右衛門　第二部幹事　三木茂右衛門

第三部幹事　養田恒三郎　第四部幹事　牧野庄右衛門

●更正富山縣支會規則

客年十一月大日本蠶絲會富山縣支會が總會を開き、刷新せることは既に前號に記載せる所なり今左に更正規則を掲けん

第一章　總則

第一條　當支會は本會に準拠し大日本蠶絲會富山縣支會と稱し事務

所な當山縣縣内に置く

第二條　當支會は本會の趣旨を遵守し以て蠶業上の經驗智識を交換し蠶絲の改良進歩を圖るを以て目的とす

第三條　當支會は第二條の目的を達せん爲左の事項を擧行するものとす

第一項　地方蠶絲業者を勸誘し本會に賛入せしむる事

第二項　地方蠶絲業の隆盛を企圖せん爲時々蠶絲に關し學術名望ある人士を招聘し演說講話會等を開くものとす

第三項　蠶絲業の振起改良を爲毎年一回蠶種生絲繭の三品評會を開くものとす

但し品評會に關する規定は評議員に於て之を定む

第四項　毎年二回以上各部落に於て研究會を開く

但し研究會に關する細則は別に之を定む

第五項　地方蠶絲業に關する諸般の調査をなし本會に報告するものとす

第六項　地方蠶絲業者中發明或は改良せし器具及び方法等を當支會に出すときは之を審査し有益と認むるものは更に本會の審査を請ふものとす

第七項　特に當支會に限り必要と認むる論說通信等寄贈する者あるも又は有益と認むる事柄は評議員會に諮り時々印刷に附し會員に頒付することあるべし

第二章　會員

第四條　當支會は特別會員及び通常會員の外に支會限の特待會員及び爲賛會員を置く

第五條　特別會員及び通常會員は本會の會員たるものとす

第六條　特別會員は蠶絲業に對し傑大の功績又は學識名望ある人にして特に當支會の推薦したるものとす

第七條　爲賛會員は當支會の目的を賛賛し會員として一時金參拾錢を前納するものとす

第八條　當支會へ入會せんと欲する者は會員の種別及び住所姓名を評記し届出づるものとす

但し退會せんとするものは其理由書を附し届出づるものとす

第三章　役員

第九條　當支會は役員を定むること左の如し

幹事長一名　幹事五名　書記若干名

但し幹事長及び幹事の任期は滿二ヶ年とす書記は無任期とす

第十條　幹事長は評議員會に於て特別會員より推薦し幹事は評議員會に於て通常會員中より選擧す書記は幹事長之を選任す

第十一條　幹事長は當支會一切の事務を總理し會員の集金送附等一切の事務を監督し幹事は幹事長を補佐し當支會の事務を分擔し書記は幹事の指揮を請け當支會の庶務に從事するものとす

第十二條　役員は書記を除くの外無給とす書記は相當手當を與ふるものとす

第四章　評議員

第十三條　當支會は評議員貳拾名を置く任期は二ヶ年とす

但し評議員は本會會員より選擧するものとす

第十四條　評議員會には經費豫算規則の改正等重要なる件を評議議定するものとす

但し評議員會に關する議事細則は別に之を定む

第十五條　評議員會は定期總集會の後に開き其他幹事長の必要と認むるとき又は評議員三分の一以上の請求あるときは臨時開會するものとす

第十六條　評議員會は三分の一以上出席せざれば議事を開くことを得ず

但し招集二回に及ぶ時は出席員を以て之を開くことを得

第五章　委員

第十七條　當支會に技術委員及び地方委員若干名を置く地方委員は評議員會に於て選定し當支會幹事長より囑托するものとす

但し任期は二ヶ年とす

第十八條　技術委員は學術技藝に關する事項の調査をなすものとす

第十九條　地方委員は當支會の事業を擴張し其他地方會員の會費を取纒め當支會へ送附等を爲すものとす

第二十條　地方委員に要する通信其他諸費は實費を支拂ふものとす

第二十一條　章六章　會報

會報は本會の會報を以て之に充つ

但し有益の通信論說と認むる者は幹事長之を詮評し本會に回送し其會報に掲載を請ふものとす

第七章　集會

第二十二條　毎當支會は毎年一回定期總集會を開き會務の成蹟經費精算報告及び評議員の選擧等をなすものとす

但し會場及び日時は豫て報告するものとす

第八章　雜件

第二十三條　總て物品金員等を當支會に寄贈するものある時は本會に報告し寄贈者の姓名を紀簿に錄し永く保存すべし

但し寄附者に對し特に謝狀を贈るものとす

第二十四條　當支會の會計は一月一日より十二月三十一日迄を以て決算報告するものとす

第二十五條　總て會員たるものは本會は勿論當支會の名譽を毀損するか或は本分の義務を盡さゞる時は其理由を附し通常會員は本會の處分を申請し單に支會員たるものは評議員會の決議を以て除名することあるべし此場合に於て既納の會費は返付せず

●富山縣支會役員

總會に於て選擧せし役員及び評議員の姓名は左の如し

幹事長　加藤則有

幹事　藤澤助太郎

村杉虎次

石川正夫　柴地助

松本七兵衛

評議員　大野正道　橋爪治郎作

沼田平作　中野宇平

坂東義一　大波藤兵衛

岩城甚之丞　中田寅吉

中松宗五郎　木波慶太郎

渡邊讓三郎　石場正行

秦龜次郎　堀宗平

青木吉賀　小藤家世

山河次吉郎　林昌作

長澗脩平　秋木重治

客年十一月五日本縣廳樓上に於て評議員會を開き幹事長加藤則有幹事村杉虎次藤澤助太郎石川正夫菊池助松評議員橋爪治郎作沼田平作中野宇平岩城甚之丞中田寅吉中松宗五郎木波慶太郎渡邊讓三郎石場正行秦龜次郎堀宗平林昌作の諸氏出席し規則の修正、經費、地方委員選定其他に就き協議せり

●下伊那支會評議員會

客年十一月十六日仝評議員會を下伊那蠶種同業組合事務所内に開く參會するもの市瀬幹事長以下十名にして市瀬幹事長議長となり左の件を議定す

一秋期總會を十二月七日八日の兩日飯田町繭市場内に開會すると

二女子蠶業講習の必要なるを認め當支會の事業とし明三十五年二月中郡下喬木、上郷、松尾、瀧江の四ヶ所に開設し壹ヶ所の會期を六日間とし講師は郡農事試驗場養蠶部技手大久保久逸氏及蠶種同業組合書記横前鰕太郎氏の出張を請求すると等を決議し閉會せり

●下伊那支會秋期總會

客年十二月七八日の兩日秋期總會を飯田町繭市場樓上に開き市瀬幹事長開會を報じ併せて評議員會に於て決議せし女子蠶業講習開設の件及び之が必要なる理由を演說し次に講話に移る講師は木縣技師植崎鎰太郎氏及び東京蠶業講習所技師芝山直清氏にして斯業上に關する有益の講話あり來聽者は兩日共四百餘名なり

●產業組合模範定款（農商務省農務局調査）

無限責任何々生產組合定款

第一章　總則

第一條　本組合は蠶室蠶具消毒器、繭乾燥室及び繭貯藏庫を備て之を組合員に使用せしむるを以て目的とす

第二條　本組合は無限責任何々生產組合と稱す

第三條　本組合の組織は無限責任とす

第四條　本組合の區域は何縣何郡何村とす

第五條　組合員たる者は本組合の區域内に住居し且獨立の生計を營む者に限る

第七條　組合財產に對する組合員の權利は拂込濟出資額に應するものとす

第二章　出資及び準備金

第八條　出資一口の金額は金二十五圓とす

第九條　出資の第一回拂込金額は一口に付き金五圓とす但新に加入する者に付きては現在組合員の拂込濟出資額と同額とす

第十條　第一回拂込後は剩餘金より拂込に充つるものゝ外組合員は出資各口に付き毎年八月中に金五圓を拂込むことを要す

第十一條　組合員其出資の拂込を怠りたるときは期日後一日に付き拂込むべき金額の百分の一に當たる過怠金を徵收す

第十二條　準備金の額は出資總額と其額應に達する迄毎年事業年度の剩餘金の四分の一を積立つるものとす

第十三條　加入金、過怠金及び第四十五條に依り拂戾を爲したる持分の殘額は之を準備金に繰入るゝものとす

第十四條　剩餘金より準備金に積立つべき金額を控除したる殘額の少くとも二分の一は特別積立金として之を積立つるものとす

特別積立金は組合の事業に必要なる設備費の償却及び總會の決議に依る臨時の支出に使用するものとす

第十五條　準備金及び特別積立金は總會の承諾を經たる銀行若くは一個人に預入れ又は之を以て國債證券を買入るゝの外他に之を利用することを得ず

第三章　組合の機關

第十六條　本組合に理事三名監事一名を置く

理事は組合員一名を互選す

第十七條　理事の任期は三箇年とし監事の任期は一箇年とす但再選を妨げず

補缺選擧に依り補任したる理事又は監事は前任者の任期を繼承す

第十八條　辭任其他の事由に依り理事又は監事に缺員を生じたるときは通常總會を俟つこと能はざる場合に限り臨時總會に於て補缺選擧を爲すものとす

總會が理事又は監事の解任を議決したるときは同時に其補缺選擧を爲すことを要す

第百拾五號　雜報　七十一

第十九條　總會は通常總會及び臨時總會の二種とす

通常總會は毎年一回一月之を開く

臨時總會は左の場合に於て之を開く

一　理事が必要と認めたるとき

二　監事が產業組合法第三十四條に依り必要と認めたるとき

三　總組合員五分の一以上より會議の目的及び招集の理由を示して請求したるとき

第二十條　總會の招集は少くとも一日前に書面を以て組合員に之を通知することを要す

前項の通知書には招集者之に記名することを要す

第二十一條　總會は總組合員の半數以上出席するに非ざれば開會することを得ず

第二十二條　總會の議長は組合長之に當たる組合長事故あるときは理事の一人之に代る但總會に於て必要と認むるときは出席組合員中より之を互選することを得

第二十三條　組合員は五人以上を代理して議決權を行ふことを得ず

第二十四條　總會の決議錄は理事之を作り議長及び監事之に記名捺印することを要す

第二十五條　總會の議事に關する細則は總會に於て之を定む

第二十六條　理事及び監事は名譽職とす

理事及び監事は正當の事由なくして辭任することを得ず

第二十七條　理事は總會の決議を經て技術員を任用することを得

第二十八條　本組合に書記二名を置き理事之を任免す

書記は理事及び監事の命を承けて庶務に從事す

第二十九條　第四章　事業の執行

本組合の事業年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る

第三十條　消毒器、乾燥室又は貯藏庫を使用せんとするときは組合員は使用の期日及び時間を記載して理事に申出ることを要す但消毒器を使用せんとするときは蠶室の面積并蠶具の數、乾燥室又は貯藏庫を使用せんとするときは繭の數量を附記することを要す

理事に前項の申出に依り各組合員の使用の期日及び時間を定めて豫め之を通知することを要す

第三十一條　組合員は出資一口毎に一事業年度内乾燥室を使用して生繭二十貫迄を乾燥し及び貯藏庫を使用して乾繭七貫迄を貯藏することを得

第三十二條　組合員消毒器、乾燥室又は貯藏庫を使用したるときは其使用料を支拂ふことを要す

消毒附屬の藥品に付きては別に實費を支拂ふことを要す

第三十三條　前條の使用料及び實費は使用を終りたる後一箇月以内に之を支拂ふことを要す

組合員前項の支拂を怠りたるときは期日後一日に付き其支拂ふべき金額の千分の三に當たる過怠金を徵收す

第三十四條　組合に餘剩あるときは總會の承認を經たる銀行若は一個人に之を預入るるものとす

第三十五條　事業執行に關する細則は理事之を定む但使用料に關する規定は總會の承認を經ることを要す

第五章　剩餘金及び損失分擔

第三十六條　剩餘金は準備金及び特別積立金に積立つべき金額を控除したる後に非ざれば之を組合員に配當することを得ず

前項の配當又は分配は各組合員の出資額に應じ年五分以下とす

第三十七條　組合財產が組合の債務を完濟するに足らざるときは組合員は出資額に應じ損失を分擔するものとす脫退したる組合員の損失分擔の割合亦同じ

第六章　加入及び脫退

第三十八條　新に組合員たらんとする者は毎年一月乃至三月中に加入申込書を理事に差出すことを要す

第三十九條　新に加入したる組合員は加入金を差出すことを要す

加入金の額は前事業年度末に於ける各組合員の出資に對する持分

額より其拂込濟出資額を控除したる額に依り出資一日毎に之を定む

第四十條　理事加入申込書を受けたるときは理事は其旨加入者に通知し出資及び加入金の拂込を爲さしめたる後組合員名簿に記載を爲すことを要す

理事は豫め定めたる利息の支拂を約せしめて二箇年以内前項の拂込の延期を許諾することを得但出資金額拾圓加入金額五圓に滿たざるときは此限に在らず

第四十一條　組合員其の持分を讓渡さんとする者ある場合には理事に讓受人が組合員なるときは總會の決議を經て之を承諾し讓受人が組合員に非ざる者なるときは書面を以て總組合員の同意を求め其同意ありたる後直ちに其旨讓渡人及び讓受人に通知し且つ組合員名簿に記載を爲すことを要す

第四十二條　組合員脱退せんとするときは少くとも其事業年度末十箇月前に其旨理事に豫告することを要す

第四十三條　死亡に依り脱退したる組合員は被相續人が直ちに加入の手續を爲したるときは組合は被相續人に對する持分の拂戻計算を爲さずして之を被相續人と同一の權利を有し義務を負ふものと看做す此場合に於ては加入金を差出すことを要せず

第四十四條　組合員左の事由の一に當たるときは總會の決議に依り之を除名す

一　出資、加入金の拂込又は使用料賃金の支拂を怠り期限後一箇月以内に其義務を履行せざるとき

二　組合の事業を妨ぐる所爲ありたるとき

三　犯罪其他の所爲に依り信用を失ひたるとき

第四十五條　組合員脱退の場合に於ける持分の拂戻は其拂込濟出資額に止るものとす

第七章　組合の解散

第四十六條　本組合解散したるときは理事其清算人となる

第八章　附則

第四十七條　本組合設立當時の理事又び監事を定むること左の如し

但し第一回通常總會に於て之を改選す

理事　何　某
理事　何　某
理事　何　某
監事　何　某

●大日本蠶業義會

蠶業智識の普及を圖らん爲門脇永太郎氏等發起により大日本蠶業義會なるものを設置し蠶業界知名士を講師になし講義錄を發行すと蠶業界智識の欠乏を訴ふる今日洵に美擧と云ふべし吾人は切に本會の長に隆昌の域に達せんことを望む事務所は東京市本郷區駒込曙町十六番地なり

●諸會一束

▲三重縣蠶病消毒法講習會　明野農事講習所内に於て十一月十五日より同月廿一日まで開設せられたり學科は蠶病論、消毒論、微生物學、實習は瓦斯消毒法、溫熱消毒法、液體消毒法等なり而して同月廿一日修業證書授與式を行ひ三浦同縣技師臨席せり尚本日修業生の發起に係る三重縣蠶病消毒研究會の發會式を擧げ樋口農事講習所長及び三浦同縣技師の蠶病消毒上に關する有益なる演說ありたり（本會員西井讓氏報）

▲山形縣西置賜郡蠶業講習會　第三會を蠶桑村金澤寺に開設す講師は大日本蠶絲會技藝委員なる山形縣技師毛呂正容氏にして講習生八十餘名會期は十一月一日より同十九日まで二十日間學科は蠶體生理蠶體病理及び養蠶法等の大意なり而して二十日には修得證授與式を行ひ郡長代理坂部書記其他郡吏、町村長等數名の臨席あり坂部郡長代理は證書を授與し終て式辭を述べ毛呂講師の演說あり其他來賓の祝辭會員總代の答辭數番ありて式を終へ盛大なる祝宴會を催せり（本會員菅野庄助氏報）

▲西多摩郡蠶業家慰勞會　西多摩郡有志惣代橘口常彦瀨沼伊兵衛森田退藏氏等發起となり新潟縣主催一府十一縣聯合共進會開設に際し西多摩郡農會の囑托を受け出品物の取扱並保管等に盡力せられたる下田伊左衛門氏（大日本蠶絲會評議員）高崎治平氏（會特別會員）八巻善七氏（大日本蠶絲會通常會員）を招待し去る十一月十六日青梅町坂上樓に於て盛なる慰勞會を開きたり當日來會したるは府會議員郡會議員町村長郡農會町村農會代表者成蹟社幹事其他出品人等百數十名にして席上橘口常彦氏開會の趣意を述べ八巻氏の挨拶下田、高崎兩氏の共進會景況談等演述數番あり又杯盤交叉の間劍舞の餘興等ありて全く散會したるは午後六時頃なりし（因に云ふ下田、高崎、八巻の三君より成蹟社に對し金貳拾圓を寄附し成蹟社之を該慰勞會へ寄付したり）

▲茨城縣西ヶ原同窓會　本會は十月十三日關東實業大會開會を期とし本多、大林兩農商務技師の臨席を請ひ第一回大會を常盤公園清香亭に開き會則の議定及び役員の撰擧を行ひ終て懇親會を開き席上兩技師の有益なる談話ありたり（茨城縣西ヶ原同窓會報）

●人事彙報

▲佐々木忠次郎氏　本會技藝委員なる農科大學教授理學博士佐々木忠次郎氏は勲五等に叙し瑞寶章を授けられたり

▲福島金之助氏　下伊那支會員福島金之助氏は蠶業上に盡瘁し勞績を建設せられたることは既に記載する所なりしが近頃同郡泰阜千代兩村の有志者より左の感謝狀に銀盃を添へ贈られたり

今泰阜村西尾庄太郎氏外九名より送られる感謝狀を掲くれば左の如し

蠶業之盛衰者國可謂至大盛而其嗣育之法亦可謂重要也矣尊前信下條村福島翁還志於此道業緒論切磋有年終始風勉蓋如一日遂究蠶典而妙處質者所入驗克也於是乎欲而受業者絡繹數百人亦道之名譽也微我泰阜村實業總其講話受其實驗數年于茲其成績佳好而得良結果不啻勞也矣是則翁之勤績實可謂偉大也我輩不堪感謝之情因之贈銀壹個聊爲表酬功勞之微衷云雖希說納

▲森口德左衛門氏　福井縣遠敷郡奥名田村長森口德左衛門氏は公共の事務に勤勉したる廉を以て賞勳局より藍綬褒章を下賜せられたり其章記は左の如し

資性溫厚夙に村政に從ひ聲望あり町村制施行以來

再三選まれて村長と爲り克く地方制度の旨を體して自治の發達を圖り且つ心を農事の改良に注き試作場を設け種子を交換し肥料の適否を攻究し耕地を整理して收穫を增加せしめ養蠶傳習所器械製絲場を起して產業の振作を努め植樹規約を結びて林業を誘掖し父兄を勸諭して兒童の就學を勵まし養舍を建築して教育の普及を計り最も力を福谷坂本二道の改修に盡し尋で水害復舊土功及罹災窮民救助の事に勤勉する等執掌多年諸務整飭し部民輯和す洵に公同の事務に勤勉し勞效顯著なりとす依て明治十四年十二月七日勅定の藍綬褒章を賜ひ其善行を表彰す

▲鷹森倭文太氏　本會員なる靜岡縣人鷹森倭文太氏は石川縣羽咋郡立養蠶傳習所の教師に招聘せられ熱心に教鞭を執り養蠶も好成蹟を呈したるを以て同地の有志者は盛大なる送別の宴を張り生徒は歌仙具一箱に左の謝狀を添へ送くれりと云ふ

水鄙養蠶傳習所の開設に際し先生百黑の道を遠しとせず任ぜられ教師に承けられ當地へ來臨せられし妙技と深邃なる學理とを拜聽するの榮を得生徒の感悅何物か之に如かんや加之先生の赤誠無心なる生等の胸に銘じ捨てず深々致々能く短日月を以て幾多の學理と幾多の技術とを傳授し生等をして今日の榮あらしむ是豈先生の賜のにあらずや聞く先生近日滿身の名譽を荷ふて此地を去らんとす之生等先生に高恩の萬一を報ずるの道なし故に聊か地方名產歌仙具壹箱を右に獻し謹んで先生の健康を祈り且感謝の意を表す

▲坂本熊雄氏　本會員にして山梨縣人なる坂本熊雄氏は山口縣玖珂郡川下村へ蠶業巡回教師として赴任し懇切に指導せるに圓滿の効果を奏せしを以て左記の感謝狀に岩國縞七反を添へ贈られたりと云ふ

明治三十四年秋二季木村養蠶巡回教師として就任せられ日夜熱心に懇篤教授せられたる結果一同圓滿なる好果を收め得たるは畢竟貴下御指導の宜しきに適したるに據る其功勞誠に勝ちず玆に岩國縞七反を贈呈し謹て感謝の微意を表す

特別廣告

會員諸件

昨三十四年十二月中本會に入會せられたるもの左の如し

○名譽會員

東京	平田	東助

○特別會員

東京	和田	彦次郎	
靜岡	矢田部	强一郎	

○通常會員

東京	首藤	查一	
同	中村	廣助	
同	杉田	十七	
神奈川	宮代	清五郎	
群馬	新井	健作	
同	飯島	與市	
山梨	武下	茂嗣	
岐阜	伊藤	彌次郎	
同	曾根	太三郎	
長野	倉之助		
同	千野	啓助	
同	横田	治郎	
同	中村	利元	
同	福澤	勝熊	
同	田中	孝之助	
同	笠原	卯市	
同	長谷川	吾助	
長野	田中	武八	
同	山崎	吾郎次	
同	勝田	慶藏	
同	横山	久左衛門	
同	勝田	一郎兵衛	
同	坂本	清太郎	
同	萩原	長治郎	
同	林	茂	
同	諏訪蠶種同業組合		
宮城	佐藤	利助	
同	中村	善助	
同	伊東	愼敬	
同	加藤	勝平	
同	吉永	信次	
同	喜三郎		
同	清藏		
同	橫山	陽	
同	松館	巳代吉	
同	橫尾	太吉	
同	伊藤	庄助	
同	大石		
同	西保	平次郎	
同	古坂	仁太郎	
青森	鈴木	多七	
山形	馬場	寅次	
同	馬場	兵助	
同	加藤	源作	
同	鈴木	卯七	
同	石井	文藏	
同	中川	利作	
同	中川	吉三郎	
同	新野	良藏	
同	佐藤	權藏	
同	赤塚	善八	
同	近野	又清	
富山	米山	外次郎	
同	中川	庄次郎	
同	林	常次郎	
同	松永	貞太郎	
同	西村	宗俊	
同	山口	兵太郎	
同	久田	賢輝	
同	橋本	安治	
同	大木	太次郎	
同	高桑	與市	
同	中村	一平	
同	中野	宇平	
同	沼田	平作	
富山	西原	清	
同	谷内	有元	
同	中松	宗五郎	
同	秦	龜次郎	
同	岩代	甚之丞	
同	石場	正行	
同	渡邊	讓三郎	
同	平岩	文七	
同	河波	由次郎	
同	加藤	靜正	
同	石川	正夫	
同	堀	宗平	
同	小川	五三郎	
同	藤澤	助太郎	
同	辻	喜四郎	
同	久田	永一郎	
同	達夫	彌島	
同	清水	珠喜	
同	島尾	岑	
同	村田	嘉八郎	
同	藪田	農會	
同	赤木	恒三郎	
同	杵築	製絲場	
同	花田	啓太郎	

島根　山本　芳
德島（福岡　吉次郎
鹿兒島（鹿屋農學校
學友會

鹿兒島　桑迫　有之助
計　九十六名

右の内にて和田氏は吉邊慶正氏。首藤氏及以下二氏は岡多摩支會。宮代氏は賀藤英三氏。飯島氏は境野清衛氏。伊藤（彌次郎）氏は矢島正幹氏。千野（會之助）氏及以下十四氏は北信支會。諏訪蠶種同業組合は矢ヶ崎三彌氏。佐藤（利助）、中村善助の二氏は佐沼新作氏。佐藤（信次）氏は藤澤恭一氏。吉水、横山（清藏）の二氏は金森安之助氏。古坂氏は坂本彌三郎氏。鈴木（多七）氏及以下八氏は山形支會。赤羽氏は高橋佐吉氏。米山氏及以下三十三氏は富山縣支會。赤木氏以下三名は島根支會。鹿屋農學校學友會は樋子田淳一、氏塙れも紹介せられ矢田部、新井、武下、曾根、鍬原、林、茂、伊東、加藤（勝小）、松陽館、横尾、伊藤（正助）、大石、四保、佐藤（權藏）、近野、福岡、惡道。十七氏は各自に申込まれたり

又同月中本會規則第二章第五條に據り通常會員より名譽會員に推選せしもの左の如し

北海道　男爵　伊達邦成

又同月中死亡せられしもの左の如し

○特別會員　長野　荒井　相綏
新潟　田中　虎治　宮城　渡邊　六平
福島　石幡　豐吉
○通常會員
東京　下田　關三郎

又同月中本會規則第三十八條に據り本分の義務を盡さざるを以て除名せしもの左の如し

愛媛縣周桑郡國安村　藤原常太郎
福岡縣浮羽郡山春村　熊懷藤五郎
佐賀縣佐賀郡川上村　川副　常雄
同　同　久保泉村　堤　勝良
熊本縣下益城郡杉合村　內野喜一郎
宮崎縣北諸縣郡都城町　岩切　信一
鹿兒島縣鹿兒島市清水馬場町　樺山　吉二
同　鵜吸郡末吉村　川田　藤助
同　川邊郡川邊村　澤　精助
同　熊毛郡南種子村　柳田太之次
同　鵜吸郡末吉村　鎌田　靜助
同　同　河野　通俊
沖繩縣首里區金城村　松田　盛仁
同　同　同　新垣　恒通
北海道札幌區上手稻村　伊藤辰三郎

同　稻葉　運衛
藤堂光次郎

●正誤　本會報第百拾四號四十三頁上段六行、同下段十六行及四十四頁上段二十一行の△印は共に衛、同四十七頁上段十三行、福島町は井上村の誤りにして△印は衛

期本邦斯業之隆盛

男爵　松平正直
芝山直清
紫藤章
本多岩次郎
吉池慶正
池田憲
澁谷典二
篠鎌吉

恭賀新年

新會員諸君之幸福

恭賀新年　練木喜三

迫テ小生儀本春以後在京罷在候間此段御承知置被下度候

謹賀新年

明治三十五年一月
東京蠶業講習所　横田長太郎

二申小生儀本年ハ右ノ廣告ヲ以テ賀狀ニ換ユルヿニ致候條不悪御承引被成下度候也

恭賀新年

清國湖北武昌農務學堂　峯村喜藏
明治三十五年一月　中西留應

長野縣南佐久郡野澤町
蠶種製造業
恭賀新年　正道館　三浦多三郎

研究ノ爲メ宮城、福島兩縣各製絲場視査致シマスカラ年末年始トモ失禮致シマス
宮城縣亘理郡亘理町
蠶弘館主　馬場由

謹賀新年

大日本蠶絲會山形支會
幹事長　毛呂正容
幹事　松田宗兵衛
仝　金子孫左衛門
仝　伊藤道三
仝　三條吉之助

明治三十五年一月元旦

謹賀新正

辯護士　大島實太郎

東京府農會　佐々木甚七郎

賀正

東京府第四課　生方五郎
門脇永太郎
西條仁義

謹賀新禧

併稿本會隆盛

風穴蠶種秋蠶製造業
信濃國南安曇郡豊科村
○夏蠶原種月種名稱白繭青熟框製一枚五十錢

中島多壽太

恭賀新年

熊本縣菊池郡役所　多賀甚太郎

本社ハ向後草花穀菽等ノ種子ヲ以テ御年玉ト爲シ其栽培法ヲ記述シテ賀狀ニ替ヘ候間此段華客諸彦ヘ敬告仕候

明治三十五年一月元旦

北辰社支部
埼玉縣比企郡松山町田端改　木村茂三郎

恭賀新年

生徒及見習助教授（月給拾圓乃至拾圓）募集縫記及講義錄讀者募集ノ規則書ハ郵券要封入
東京本郷根津八重垣町四七　東京農蠶學院

東北清涼之地ニ於テ製セル蠶種ハ如何ナル結果ヲ奏スルカ當園ハ殊ニ蠶業篤志之士ニ試育ヲ勸ム
陸中國鹿角郡大湯湯局區內大湯　蠶學園

廣告依賴者に告ぐ

本會報へ廣告御依賴の諸君にして往々毎月中旬後に至り御申込相成候向も有之不得止翌月ならでは掲載致し兼候に付き必ず毎月十日までに原稿に廣告料金を添へ御送付相成度爲念廣告候也

大日本蠶絲會

謹賀新正

新案噴霧器

壹個定價金拾圓　安全堅牢

A造せしものにして「a」に附着するもの
B は「イ」の內部の掃除口の螺旋を新案せるもの
C は「イ」及「ロ」の內部の瓣を自在に取り出し得る機改造したる改良瓣なり
D は「ロ」の下部に新に案出せる掃除口の大螺旋にして「d」に附着するもの
E は ニッケル鍍金の鋼鐵棒にしてABCDの螺旋を回轉するものなり

圖解

本器は弊店の組立解放自在なるが故に器中の掃除は容易に行ふを得且つ構造簡單なるが故に堅牢確實なること既に新案に成りて公認する處にして其噴出する細霧は一定不變なるが故に一度御使用の後は他品を使用に堪えざるの感あらしむ

輕便完全實用的專門大家

の實驗上公認する處にして其噴出する細霧は一定不變なるが故に一度御使用の後は他品を使用に堪えざるの感あらしむ

新案輕便網付消毒燈

箱付壹具正價
（五號）金壹圓三拾錢（立連）（三連）金壹圓四拾錢（立連）一圓四拾錢

本器は東京蠶業講習所の案出に則りて造作したる

効堅牢不變改良網

燈は有效にして至廣用消毒に取替えるが故に從來使用し來りし網の如く煙媒等の爲めに奏効を減少せしむるの憂ひなし

至廣有優美

の安全實節に迫りての御注文は製造に間に合はざる場合も可有之候

注意　御用は可成早く御申越願ます季

トリグラル氏消毒釜　壹個　金百六拾五圓
セーリング消毒器　壹臺　金六拾三圓
全　金壹　金拾圓

○全普通（船來）金八拾五錢
○メチールアルコール　400g　全金壹圓五拾錢
○同普通　400g　全金壹圓

製造發賣元　東京府下王子五十二番地
東京都麻布區鼠蠶業講習所　農學校
農商務省東京官廳各農學校
電信電話本局九百五十五番
紙達用御本治太郎
（「カ」は又（ミカ）號）

謹賀新年

●品質●精確 春蠶種空前絶後の安賣

ハ創業以來十餘年今ヤ豫期ノ設備全ク整シニヨリ祖先ノ家名ヲ襲用シ元巣蠶種社ト改稱シ大ニ業務ヲ擴張ス此度

興農館家號改稱披露

ノ爲 大巣又昔●大巣青熟●白玉●小石丸●又昔●青熟ノ六種ニ就キ空前絶後ノ減價大賣出シヲ行フ御入用ノ方ハ代金相添御注文ヲ乞フ

特別減價

特撰原種百蛾代金壹圓貳拾錢
製絲用框製百蛾代金七拾五錢
(滿面付平製一枚代金エ六拾五錢

●注文期限ハ今後貳週日間期限後は定價(前記代價ノ貳倍)ニ復ス
●爲替ハ武藏松山郵便局
●本社蠶種萬一違作スレハ再試育種ヲ呈上スベシ

● 協賛員募集

本社ハ事業擴張ノ爲メ此度全國各町村ニ壹名究ノ協賛員ヲ設置ス●協賛員ハ其居住地ニ本社蠶種ヲ取次テ以テ任務トス●取次蠶種ニハ充分ノ手數料ヲ附ス●協賛員ハ加盟金壹圓ヲ納ムベシ此外出金ヲ要セズ●加盟金受領次第製絲用框製百蛾(原種ナレハ六拾錢)贈呈シ且ツ来二月出版ノ

改訂蠶業講義錄(紙數三百五十頁代價六拾錢)一部贈呈ス

細則ハ御報次第呈ス

興農館改稱
埼玉縣比企郡南吉貝村前河内
元巣蠶種社

専賣特許 蠶蛾貯藏袋 廿八蛾入壹組金八錢 匣多數購入ノ方ニハ割引アリ送料ハ別ニ實費ヲ申受ク壹組量壹匁四分手組壹貫四百匁一手販賣望ミノ方ハ郵券三錢ヲ添テ照會アレ豫約申込ノ際ハ代金ノ貳割ヲ申受ク殘金ハ郵便局引替ノコト爲替ハ上ノ山郵便電信局宛申込期限ハ毎年三月卅日限リ

◎近來蠶種撰擇ノ必要養蠶家ノ脳裏ニ徹シタル結果普通製蠶種ヲ飼育スル者漸々消滅スルニ到リタルハ斯業ノ爲メ頗ル慶賀スヘキコトナリ然リ雖モ元來原種用框製ハ蛾數多ノ手數ヲ要スルモノナレハ隨テ價格モ之ニ伴ヒ一般養蠶家ヲシテ滿足セシムルコト能ハサルヲ憾ムコト久シ茲ニ於テ多年實驗ノ末下圖ノ如キ最モ輕便ニシテ安値ナル蠶蛾貯藏袋ヲ發明シ本年其筋ノ特許ヲ得タルヲ以テ洽ク同業者諸士ニ頒チ自他ノ利ヲ圖ラントス試ニ使用シテ其利ヲ識リ給ハヽ幸甚

○効用ハ從來ノ三角袋ニテ三人ノ手ヲ要スヘキモノヲ此ノ袋ハ一人ニテ容易ク貯藏シ得ルノミナラズ貯藏ノ後蛾ノ脱出スル患ヒナシ
○使用法ハ下圖ニ示スカ如ク左手ノ拇指ト人指指トニテ輕タ「イ」ノ部ヲ押ヒ袋ノ口ヲ吹クトキハ其口自然ニ開クヲ以テ右手ニテ蛾ヲ袋ニ入順次巻キ込壹迄容終リタル後「ロ」ノ糸ヲ拾字ニ掛ケ貯藏シ置クナリ

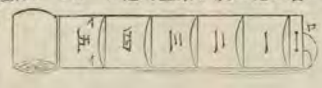

山形縣南村山郡宮生村下生居百三十番地
發明製造
發賣本部 興産館主 佐藤權藏
大取次所 山形市小橋町 伊藤忠恕

○山形縣蠶業技師毛呂正容先生ヨリ輕便ニシテ隣袋ニ病毒感染ノ恐レナキ旨御證明ヲ得タリ

恭賀新正

東京蠶業講習所御編纂

東京市京橋區南傳馬町二丁目
有隣堂 穴山篤太郎

新刊 卅三年度 蠶事報告 第十七號 實價八拾錢 郵稅八錢

●目次●試驗之部●桑葉選養○桑ノ葉質○桑葉摘採時刻○催青○卵殼軟化○蠶種凍氷○蠶卵「フオルマリン」浸漬○蠶種人工越冬○春蠶種類○夏蠶種類○秋蠶種類○蠶ノ生命長短○乾濕○標中飼育○上簇○繭雌雄揀別○蛹害豫防○軟化病消毒○殺蛹ノ時期○繭ノ乾燥及貯藏○桑ノ害虫調査●傳習●蠶業ノ傳習○研究生ノ入退學及修業○本科二年傳習生養蠶成蹟○本科一年傳習生養蠶成蹟●記事●桑樹發芽及開葉○蠶種貯藏及催青○養蠶中ノ氣象○配付蠶種ノ成蹟

右例に依て發賣す蠶業界の好指針本書に優る者恐く他に非るべし

新刊 農商務省桑樹萎縮病調査所御編纂

桑樹萎縮病調査報告 第五號 價壹圓八拾錢 郵稅拾貳錢

本文六百餘頁寫眞版石版貳拾餘枚入

多年の調査未た其病原を知るに至らずと雖昨三十三年中に於ける諸學士の探究略々其源を明にせられ且本病と「エンチーム」との關係をも開設せられたる貴書なり

新刊 農商務省農務局御編纂

第二次 輸出重要品要覽內 蠶絲 全一冊

本文五百七拾頁余●價九拾錢郵稅拾貳錢

本書は蠶絲業界並に絹織物業に必要欠くべからざる參考書たること第一次刊行當時に徵し明かなり依て贅言を省く部數至つて少し至急御申込あらんことを

三版 原理應用 栽桑新書 長沼辨次郎先生著 賣價七拾五錢 郵稅八錢

桑樹栽培の書尠なからずと雖完全の著乏し本書は桑樹の生理、土壤、灌漑、排水、肥料、種類、蕃殖、養苗、整理、樹形仕立、耕耘、施肥、伐採、貯桑法等を詳叙せる良著なり

毛呂正容先生校訂●油井猶一郎先生著

實地活用 夏秋蠶之燈 定價五十五錢郵稅四錢

夏蠶及秋蠶飼育の洪利あるは蠶業者一般の既知する處なるも多くは其飼育術に拙劣爲に失敗に終るもの多し本書は夏秋蠶飼育の本場と謂はるゝ信州の飼育秘術を縷述せるもの之に則とりなは恐く[illegible]蠶の憂なし

第六版 農商務技師松永伍作先生著述

蠶桑實驗說 全一冊 賣價五拾錢 郵稅六錢

最新刊 藤木長先生調査

清國蠶絲業ニ關スル調査報告 定價三十錢郵稅四錢

目次○緒言○氣候風土○桑園○蠶種○養蠶○蠶繭○器械製絲○座繰製絲○再繰絲業○繭絲屑物○結論

本書は著者渡清以來四年間の實地調査なれは一讀支那蠶業界の情狀を了知せらるべきものにて吾國當業者の猛省を要すべき良著なり

新刊 池田幸之助先生講述

實地應用 栽桑養蠶術 賣價郵稅共卅二錢

發兌書肆 東京市京橋區南傳馬町二丁目 有隣堂

春蠶種　八重姫。小石丸

販賣仕候御一報次第定價表呈上

石川縣河北郡金津村　實力館

蠶種風穴貯藏所

五枚以上一枚金□錢
五十枚以上仝二錢五厘
百枚以上仝二錢
五百枚以上仝一錢
申込期限二月末日迄

信濃秋蠶種合名會社　信濃國下高井郡平穩村

上毛の蠶種家　上毛蠶種館　免疫性◎蠶種

千木良芳郎　群馬縣多野郡新町　又昔　大卜　二種

一　蠶具製絲器械一式並ニ小道具販賣
一　旭鶴印撚簇製造器械　定價◎七分用金六圓參拾錢　◎五分用金五圓九拾五錢
一　丸桑扱具　定價金貳拾五錢

右諸品何れも精廉迅速に御用辨可仕候間多少とも御用向被仰付度此段願上候

東京神田鍛冶町大通り卅二番地　中川安次郎

一　原種用蠶種　白玉　白姫　又昔　支那
一　製絲用蠶種　餘杭種　夏蠶改良大草
實費販賣　白姫（他種ハ品切）

豫約外剩餘ノ分此際實費販賣可仕候間御照會被下度候也

茨城縣結城郡上山川村　櫻井養蠶場

蠶種貯藏委托ニ應ズ

宮城縣刈田郡小原村上戸澤　蠶種貯藏　風穴委托取扱所　古山龜吉

JOURNAL OF THE SILK INDUSTRY.
January 20th 1902. No 105.
Published by Sangio-sinpo-sha, 14 Hakuyacho, Nihonbashi-ku Tokyo, Japan.

蠶業新報

每月一回發行　第百五號　一月廿日發兌

◉社説
●敢て貴衆兩院議員諸君に謝す
●製絲教育
◉論説
●胡蝿の食物に就て……佐々木長淳
●蠶蛾の再交尾は果して害あるか……外山龜太郎
●冬期桑害虫驅除豫防方案……中川久知
●養蠶の流行病……松尾重信
●蠶業家の經濟的觀念……三谷愛藏
●蠶界人物の經濟論……相馬愛藏
●生糸の品位に於ける色澤の價値……
●論じ併せて當業者諸士に望む……松下憲三郎
●生絲檢査所試驗……伊藤精一
●横濱市十二月中生絲市況……橋本重兵衛
◉寄書
●大眼起蠶取扱に就て……木村豐太郎
●蠶兒病の原因……萩原奎衛
●蠶業界の大問題……三宅治太郎
◉漫錄
[illegible]

發行所　東京市日本橋區箔屋町十四番地　蠶業新報社

實驗蠶體生理　理學博士佐々木忠次郎君校閲　農學士廣瀬次郎君著述　特別減價金七拾五錢　郵税金八錢

蠶教　練木喜三君著　正價金五拾錢　郵税金六錢

實驗桑樹栽培改良法　理學博士佐々木忠次郎君校閲　ドクトル市川延次郎君　金成金彦君著　正價金六拾錢◎郵税金八錢

蠶種檢査提要　農學士紫藤章君校閲　吉池慶正君著　正價金參拾五錢　郵税金四錢

製絲法　高橋信貞君著述　正價金壹圓　郵税金拾錢

右御要望の向は代價及郵税を添へ御申込相成度候

大日本蠶絲會

○大日本蠶絲會報評語

大日本蠶絲會報第貳拾九號雜報に養蠶實用舶來乾濕計を東京日本橋區本町三丁目拾壹番地の玉屋支店より發賣せり此乾濕計は玻璃製丸棒形の寒暖計二個を板上に並べ懸けたるものにして其右にある寒暖計の下に磁器製の一小器即ち盛水用の盃を備へたり而して凝板の裏面に薄き板金器を具し彼の盃を上下自在ならしむるの装置なり又寒暖計は攝氏と華氏との目度を對記しあるを以て學者に實業家に共に便なりと且つ此寒暖計は前に述ぶるが如く玻璃製の丸棒形なるを以て製絲家の繰絲湯の温度をも計り得べく殺蛹法を行ふに方り之が温度をも檢定し得るの便ありとて發賣者は頻りに其効能を説けり因てこれが現品を一見せしに度目も正しく其言の虚ならずして實用に適するを認と掲載せられたり

養蠶實用

舶來乾濕計

壹具

金壹圓五拾錢

特別比較表付　金一圓八十錢

舶來品にして價廉なり
湯暖計其他温度計を代用す
度目は攝氏華氏對照なり
度目の精確なる他に比類なし
荷造は弊舖自辨なり

弊舖今回發賣仕候舶來乾濕計の義は世間の粗造品と異なり海外有名會社製品中精確のもの相撰み又其内より最も度目正確の分撰擇仕り候義に有之候元來舶來品は和製品と比較仕り候へば優等なるは勿論に候へ共隨て價格高直に相なり却て御不便に候處今回發賣仕り候分は舶來品にして度目は精確を究め且つ價格も廉價と存し候何卒大方各位弊舖微意のある所を賛せられ續々御使用の程偏に願上候也

尚右乾濕計の義は取外し自在に攝氏華氏兩目盛に付取外して湯暖計等を兼用候へば製絲釜の温度計をも相勉め至極便利の品に有之候當今の内御試驗被下候上來期節に御使用相成候はゞ充分御効力も有之べくと愚考仕候

養蠶必要

最高最低寒暖計

此器械は前夜の温度幾何なりしやを指示するものにて之により蠶兒に適當の温度を與へ健康を保護するに最も必要なるものなり何卒養蠶家は一器を備へて御試驗を乞ふ

時計及裝飾品類
顯微鏡、雨眼鏡
養蠶用諸器械
醫療理化學器械

東京市日本橋區本町三丁目十一番地
合名會社　玉屋商店支店
（電話本局千七百九十四番）

A TEXT-BOOK ON SERICULTURE.
By DR. T. HAYASHI.
Prof. in the Sericultural School, Nishigahara, Tōkyō, Japan.

The author, desirous of extending the knowledge of Sericulture to the general public, compiled this book, in which the theory and practcie of this industry are comprehensively and popularly treated. The author wishes to add that Prof. Dr. C. Sasaki of the Tōkyō Imperial University has kindly gives his advice as to its compilation.

Published by Maruyamasha & Co.
14 Hakuya-chō, Nihonbashi-ku, Tōkyō, Japan.
Pp. about 300, Cloth, Price, *yen* 1.25

農科大學教授理學博士佐々木忠次郎先生校閲
東京蠶業講習所講師農學士林驛作先生著

通俗蠶業教科書

来二月下旬より發賣●背皮總クロース金文字入最上製本彩色石版圖及銅版西洋木版等百有餘個入用紙最良全紙數三百頁正價壹圓廿五錢送料十四錢發行迄に前金相添御注文の方には郵税を要せず

目次大要

●第一篇栽桑▲第一章桑樹▲第二章苗木▲第三章栽植▲第四章肥料▲第五章管理▲第六章霜害及病虫害●第二篇蠶體解剖▲第一章家蠶▲第二章蠶の外形▲第三章消食器▲第四章呼吸器▲第五章循環器▲第六章皮膚及腺▲第七章筋肉及脂肪組織▲第八章神經及感覺器▲第九章生殖器●第三篇蠶體生理▲第一章營養▲第二章呼吸▲第三章外界との關係▲第四章絹絲及繭▲第五章五官▲第六章蛹態▲第七章繁殖及遺傳▲第八章世代及品種●第四篇蠶體病理▲第一章蛆害▲第二章微粒子病▲第三章軟化病▲第四章硬化病▲第五章膿蠶▲第六章消毒法●第五篇春蠶飼育法▲第一章蠶室及蠶具▲第二章蠶具の撰擇及保護▲第三章飼育法▲第四章採種●第六篇夏秋蠶飼育法▲第一章夏蠶飼育▲第二章秋蠶飼育▲第三章四化蠶飼育●第七篇製絲法▲第一章貯繭▲第二章製絲場及製絲器械▲第三章繰絲法▲第四章束装及荷造▲第五章生絲檢査

各地農學校蠶業學校を始め蠶業短期講習會として適當なる蠶業教科書の絶無なるを憂ぞや久し著者林農學士多年農科大學に在りて專ら蠶學を修め後西ケ原蠶業講習所に講師として一層此感を深ふし奮ふて此書を著す其斯學有用の著たるべきやは敢て玆に贅するを要せず弊舍請ふて之を出版し以て天下同憂者の渇を醫せしめんとす地方農蠶學校講習所及實業家諸君續々愛讀の榮を給はらんことを切望す●農商務省蠶業講習所を始め地方農學校及蠶業學校並に短期蠶業講習會等の在學者は勿論入學せんと欲する諸君は必ず本書壹部を座右に供ふべきなり

發兌元　東京市日本橋區箔屋町十四番地　丸山舍書籍部

蠶業講義錄

二月十一日第一號發行

●講習期滿貳拾ヶ月 ●每月一回刊行（每回菊版百二十頁）

學科

●正科

蠶業汎論
桑樹栽培論
養蠶論
蠶體解剖論
蠶體生理論
蠶病消毒論
製絲論
顯微鏡使用法
蠶業沿革史
蠶室蠶具論
蠶種、繭、生絲審査法

●參考科

菌類學
蠶業應用動物學
氣象學
經濟學
土壤學
肥料學
農學大意
産業組合法

●附錄

蠶業ニ關スル諸大家ノ意見
實驗談、視察談、統計、各地蠶況其他有益ナル質問應答ヲ掲載スルコトアリ

講師（イロハ順）

蠶業講習所技師 農學士 石渡繁胤君
高等師範學校教授 農學士 針塚長太郎君
蠶業講習所技手 農學士 林驛作君
蠶業講習所技師 農學士 本多岩次郎君
農事試驗場技師 理學士農學士 堀正太郎君
在大學院 農學士 外山龜太郎君
中央氣象臺技師 理學士 和田雄治君
農商務技手 吉池慶正君
蠶業講習所技手 横田長太郎君
生絲檢查所技手 高橋元助君
農商務技師 農學士 月田藤三郎君
蠶業講習所技師 農學士 辻暢太郎君
蠶業講習所技手 土屋泰君
農事試驗場技手 中川久知君
農事試驗場技師 農學士 内山定一君
蠶業講習所技手 山本竹藏君
京都蠶業講習所長 松永伍作君
蠶業講習所技手 松尾重信君
農事試驗場技師 農學士 安藤廣太郎君
法學士 木村林次郎君
蠶業講習所技師 芝山直清君

商議員（イロハ順）

鏡進社長 浦部良太郡君
高山社長 町田菊次郎君
成進社長 下田伊左衛門君

●入會 金五拾錢（二月拾一日迄半減）
●會費 一ヶ月 金參拾錢（十ヶ月前納二圓八十錢 廿ヶ月前納五圓五十錢）

東京本郷區駒込曙町十六番地 大日本蠶業義會

MABUYAMA-SHA & Co.
SELLERS OF INSTRUMENTS FOR SILK INDUSTRY
14, Hakuyachō, Nihonbashi-ku, Tōkyō, Japan.

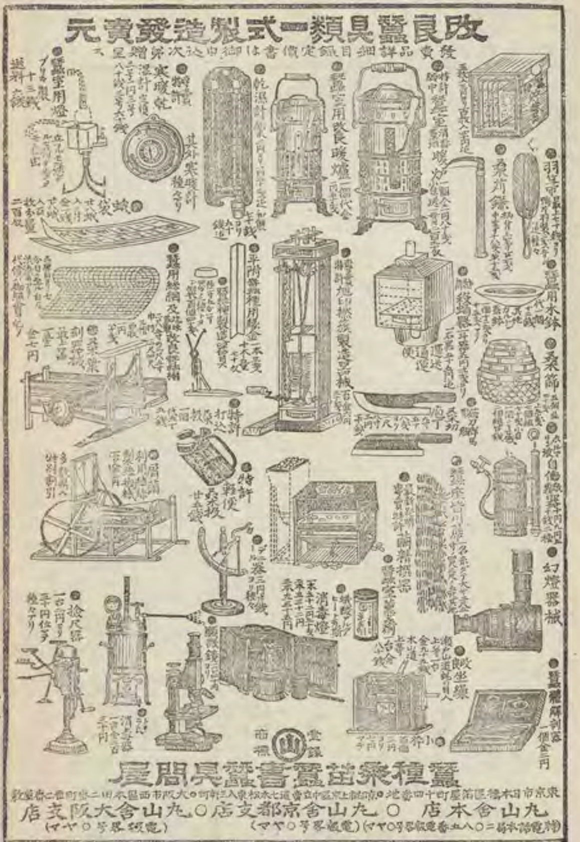

フォルムアルデヒード液消毒用

堅牢保險 完全無欠自働噴霧器

正價 箱入一具 金九圓五十錢

小包料 百里外 五十六錢 百里内 二十八錢

本器ハ蠶病ヲ驅除スルニ有益唯一ノ利器タル「ハ今ヤ諸大家ノ實驗證明ニテ殊更喋々スルヲ要セサルナリ然ルニ近來世間ニ競テ本器ヲ販賣スルモノヲ見ルニ以外ノ高價ナルモノ或ハ濫リニ價ヲ廉ナラシメ到底使用ニ堪ヘサル粗造品ヲ販賣スルモノアルヲ認ム實ニ是等ハ一時ノ奇利ヲ博セントスルノ弊ニシテ大ニ斯道ノ爲メ遺憾トスル所ナリ茲ニ弊社ハ先般來本器ノ製作ニ付キ其要點ヲ專門大家ニ質シ刻苦研究ヲ極メタル結果在來品ニ異ナル堅牢保險完全無欠自動噴霧器ヲ製出スルニ至レリ他製品ニ比シ其卓越スル大要左ノ如シ乞フ御比較之上續々御注文アランヿヲ

●本器ハ極メテ厚地金ヲ金屬搾出器械ヲ以テ製造セシ者ニメ在來品ノ如ク薄弱ナル銅板金製品ノ比ニアラス

●本器ハ特ニ各接合部ヲ悉ク鋲止メ(カラクリ)製ニナラシメ有ルヲ以テ在來品ノ如ク薄弱ナル銅板金(ハンダ)附ケ製ノ比ニアラズ故ニ空氣壓力ニ依リ破裂スルノ恐レナシ

●本器ハ全部極メテ厚キ「ニツケルメツキ」ヲ施シアルヲ以テ一見高尚優美ノ器ナル而已ナラズ在來品ノ如ク腐蝕錆ヲ生ズル患ナシ

●本器製造ニ付テハ殊ニ責任ヲ帶御使用中萬一其製造方不完全ノ爲メ破損ヲ生ジタル塲合ニハ何年後ト云ヘドモ無代ヲ以テ速ニ修理可仕候

●乙號自働噴霧器

壹具 金七圓五拾錢

右ハ從來世間ニ於テ販賣スル所ノ物ト同ジク銅ヲ以テ製造セシモノニシテ價ハ極メテ低廉ナルモ精巧完全ナル點ニ至リテハ世間高價品ノ遠ク及バザル處ナリ乞フ御比較ノ上御購求アランヿヲ●「フォルムアルデヒード」原液時々相塲ニ變動有之一定ノ價廣告仕兼候ニ付時ノ大相塲ニ基キ薄利ヲ以テ御注文ニ應シ可申候

東京市下谷區御徒町一丁目六十九番地

醫療器械製造所

合資會社 職工聯合進工社

●蠶病消毒用 諸器械藥品類 大販賣

一トリラ氏消毒釜	壹基	金百七拾圓
一リンゲチル消毒器	壹基	金六拾五圓
一田原氏消毒器	十二連立	金九拾五圓
一同	六連立	金七拾八圓
一同	單立	金貳拾參圓七拾五錢
一同改良無心消毒器		金貳拾四圓
一田中製簡便安全消毒燈	五連立	金五拾五圓
一同	三連立	金參拾貳圓
一同	單立	金拾貳圓五拾圓
一自働噴霧器	舶來銅製	金拾六圓
一同	最上和製同	金拾圓
一同	同ニツケル製	金九圓五拾錢
一特許改良自働噴霧器	銅製	金四圓五拾錢
一特許改良自働噴霧器	上製	金五圓五拾錢
一メチールアルコール	一磅	金四拾五錢
一同	舶來一磅	金八拾五錢
一獨逸セーリング會社製元封フォルマリン原液	一磅	金壹圓五拾錢
一蠶病消毒薰烟暖爐	一個	金壹圓八拾錢

●注意 獨逸セーリング會社製原液ホルマリ此際多數御注文に限り特別大割引可仕候也

病消毒は實に蠶業界刻下の急務にして學者之を唱へ養蠶家之を行ひて其効驗顯著なるが爲め益々普及せんとするに至りしは斯業の爲め賀に堪へざる所なり然るに此好機に乘じ無理に利を貪らんと少しく代價を低減して粗造の消毒器や噴霧器を製造し又稀薄なるホルリン、メチールアルコール等の如きを販賣するものあれども弊舍は是等無用の競争を爲さず專ら器械及藥品の完全と精撰之れ勉め販賣致候處幸に各地諸官署農蠶學校及組合其他の同購入等續々多數の御注文を蒙り又去九月**農商務省蠶業講習所**に於いて開かれし**蠶病消毒講習會**に於て御使用相成たる新式リンゲチル消器及セーリング消毒器を始め其他各種多數御買上げの榮を蒙り弊舍の光榮之れに過ぎず候今後尚一層品質を精撰し大方各位の御愛顧にかざる樣致し可申候間倍舊の御引立偏に奉希望候

●發賣 東京日本橋箔屋町十四 丸山舍

京都上京中立賣七本松東入 丸山舍支店

大坂西區本田二番町卅二地 丸山舍支店

丸山舍發賣書籍目錄

(書籍之部)品名	編著者	賣價	郵稅
桑樹春切仕立法	長坂又兵衛	八十錢	八錢
農家のみやげ	梅原寛重	廿五錢	二錢
土性論	農學士 石井新太郎	七十五錢	八錢
繭審査用繰度檢出表	石渡	六十五錢	二錢
蠶種檢査提要	吉池慶正	廿五錢	四錢
蠶體生理(三版)	池田榮太郎	卅五錢	十四錢
日本蠶病消毒法(三版)	石井新太郎	一圓廿五錢	六錢
蠶兒蠶蛾解剖法	石渡農學士	二十錢	二錢
大日本蠶史	佐野璞	一圓五十錢	十二錢
蠶事報告(一號)	京都蠶業講習所	七十五錢	八錢
製絲部報告	同所	二十五錢	四錢
風穴秋蠶說	塲內金太郎	四十錢	四錢
日本之秋蠶	鳥羽久吾	三十八錢	二錢
製絲塲新年演說集	速水堅曹	十五錢	二錢
歐米蠶業視察談	今西直次郎	十錢	二錢
中外蠶業事情	同人	十錢	二錢
屑繭製絲獨習秘書	丸山舍	五十錢	四錢
生絲檢査要論	今西直次郎	三十五錢	四錢
桑樹蟲病害驅除豫防法	渡邊	二十錢	二錢
大日本蠶絲業家人名錄	大満	二十五錢	四錢
秋蠶飼育法	相馬愛藏	十五錢	二錢
競進社長蠶飼の鑑	中村高樹	三十五錢	四錢
通俗養蠶術講義	岩田次郎	三十錢	四錢
節高病蠶論(再版)	宮入	四十錢	四錢
蠶界名士之肖像	蠶業新報社	十錢	二錢
懸賞論文集	同上	十錢	一錢
簡易蠶桑問答	小田勢助	八錢	二錢
改正農業便覧	梅原寛重	四十錢	六錢
日本蠶病論(三版)	大森順造	二圓	十二錢

養蠶講義(三版)	折茂佳平	三十錢	四錢
實地應用接木法(五版)	竹澤章	十五錢	二錢
蠶種製造論(二版)	相馬愛藏	五十錢	四錢
座繰製絲法	十五織史	二十錢	二錢
秋蠶原論	戸所林次郎	三十錢	二錢
春夏秋蠶飼育日表	相馬愛藏	十二錢	二錢
養蠶日誌(百枚綴)		二十錢	四錢
養蠶圖解	田中芳男	一圓	八錢
實驗蠶體生理	廣瀨、次郎	一圓	八錢
蠶業通論	三谷池田	三十錢	六錢
生絲檢査論	德田實也	三十錢	六錢
生絲繭蠶種審査法(五版)	高橋	四十錢	六錢
四化蠶飼育法	毛利正雄	二十錢	二錢
農業改良策案	竹澤章	十二錢	二錢
日本蠶業論	深澤利重	十五錢	二錢
實驗養蠶新書	仁保淸作	四十五錢	四錢
製絲法(再版)	高橋信貞	一圓	十錢
蠶體病理(五版)	河原次郎	三十五錢	四錢
蠶體解剖(三版)	外山、石渡	一圓廿錢	十錢
蠶業化學教科書	西ヶ原講義	四十錢	四錢
眞綿製造法	杉山榮治郎	八錢	二錢
通俗養蠶鑑(三版)	河原次郎	二十錢	四錢
蠶教(再版)	鈴木喜三	五十錢	六錢
繭乾繰叢話	津田興二	五十錢	四錢
各齡記入表	丸山舍	二錢五厘	三錢

右の外東京市内發行の書籍ニ一切迅速取次申候

發賣所 東京日本橋區箔屋町十四番地 **丸山舍本店**
●丸山舍京都支店 ●丸山舍大坂支店

謹告((利世館營業案内))

改良農蠶器具肥料種苗類大販賣

◉肥料種苗農蠶器具ハ經濟ノ大原改良ハ目下の急務ナリ

◉顧問波多野鶴吉君

蠶業用器

[illegible]

◯謹奉賀新正◯

客年中は非常なる御引立を蒙り千萬難有奉謝候尙本年も不相變倍舊の御愛顧偏に奉希望候敬具

桑苗蠶種御用達問屋 利世館

京都蠶業講習所、城丹蠶業講習所、京都府農會、農學校、農事試驗場、蠶絲同業組合聯合會

京都下京大宮三哲(鐵道)北入

噴霧器並藥品

桑苗

[illegible]

農業用具

[illegible]

◉信用ナキ曖昧の商店ヨリ購入スレバ後日必ス悔アリ

◉顧問石原磯次郎君

◉會員諸君に望む

刻下蠶業界に於て爲すべきの事少なきにあらずと雖も、蠻蛆の撲滅より急且つ要なるはあらざるなり、實に蠻蛆は歳に月に蔓延して蠶兒を倒し、蠶繭を破り、蛾蛾を殺し、猛威當るべからず、本邦蠶業界に於ける一大害敵なりとす、而して之を驅除撲滅するに適切なる方策は如何、又其被害の程度或は八百萬圓と稱し、一千萬圓と稱するも、果して其幾何なるやは、未だ明ならざる所なり、故に是等を調査講究するは急務中の急務に屬す、是れ實に會員諸君に報道の勞を煩はさんとする所以なり

一、蠻蛆の其地方に知られたる時代（例之は明治何年何村に蠻蛆なるものを認知したりと云ふが如し）

二、蠻蛆被害の實況程度（例之は被害幾郡或は幾村に亘り明治三十三年は四割、三十四年は三割の被害ありと云ふが如し）

三、蠻蛆驅除に關する縣令、諭達、諭告或は組合の規約、内規

四、蠻蛆驅除豫防を行ひたる結果の一般

五、蠻蛆驅除豫防試驗の成績

六、蠻蛆驅除豫防に對する意見考案

右の各項中一項にても可なるを以て通知せられんことを希望す、殊に一二項に於ては最も其切なるものあり、本會は會員諸君の報道と、從來關明せる學者の研究及ひ其沿革、講習所、學校等の試驗成蹟を拔萃し、是に本會技藝委員の卓見を求め以て一冊となし、會員諸君に頒ち併せて蠶業界を警戒し、本會創立十週年の紀念となさんとす、若し夫れ是によりて蠻蛆に關する事實を社會に紹介し、蠶業界の一大害敵を撲滅するの方策を寃むるを得は、是れ獨り本會の力なるのみならず、實に會員諸君の賜なり

明治三十四年八月　大日本蠶絲會

Yokohama Hi-ito Gomei Kwaisha

(RAW SILK Co.)

Maison d'Exportations directes des Soies du Japon.

YOKOHAMA JANVIER 1902.
(JAPON.)

CONTENTS.

Observations:

Raw silk as the chief source of our wealth.....Baron. M. Matsudaira
Spring business of our sericulturists.....Nogakushi. T. Tsukida.
Economical condition of Yokohama in this year.....Z. Hashimoto.
Prevalence of Japanese silk worm eggs in Europe.....
.....Rigakubakushi C. Sasaki.
On the silk filature in China.....T. Yamamoto.
Japanese raw silks in the United States of America.....
.....Hogakushi S. Uchida.
On the economy of the plantation of Tachiki (mulberry trees in natural condition) .....S. Sekikuchi.
Salutatory to the reform of the Report.....Marquis. G. Nembrini.

Miscellaneous:

The use of Formalin in magnanerie (Reports of the silk condition at Milan).
Preliminary report on the examination of silk-worm eggs in 1899.
Records on silk condition at Yokohama.

Statistics:

Export and Import of raw silks and silk goods at Novembers in 1900 & 1901.

Question-Box:

Method of destroying the injurious insects of mulberry trees. Method of silk-worm reeling. Cares after the over-drying of trays. On the wood Moult. (vulgarily called Nemuri). The clairet (Kutosan) &c. On the Sangio Kumi-ai (Association of Products).

Raw silk Market:

Markets of Yokohama, New York, Lyon & Shanghai.

Foreign News:

The discovery of a new silk reeling machine. The production of raw silk in the world. The number of young labourers occupying the filatures in Italy.

General News:

Assembly of counsellors of the Sericultural Association of Japan etc.

HARA YUSHUTSUTEN

MANUFACTURERS & EXPORTERS

OF

RAW SILK

AND

ALL KINDS OF

SILK GOODS,

YOKOHAMA, JAPAN.

BULLETIN

DE

L'ASSOCIATION SÉRICICOLE DU JAPON.

SOMMAIRE.

Contributions :

La soie et la première source de richesse du Japon ..... par Mr. le Baron M. Motaguchi

Découvertes des Sauvetage ..... par Mr. l'Ingénieur T. Tsukida

Situation commerciale du marché à Yokohama ..... par Mr Z. Hoshinaga

La Chine japonaise en Europe ..... par Mr le Docteur S. Sato

Les filatures en Chine ..... par Mr T. Yamamoto

Un ver du Japon en Amérique ..... par Mr S. Cohida Licencié en droit

Les mûriers de haute tige ..... par Mr S. Sekiguchi

Quelques mots de félicitation au sujet de la réforme du Bulletin ..... par Mr le marquis de Nembrini (ex Tratsuji)

Essais et faits divers :

L'usage de la formaline dans la sericiculture (Laboratoire d'études de la soie à milan).

Résumé du résultat de l'examen des graines de vers à soie en 1900.

Aperçu historique de la Condition des soies de Yokohama.

Statistique :

Tableau comparatif de l'exportation des soies et soieries dans le mois de Novembre en 1901.

Questions et réponses :

Moyen pour détruire les insectes nuisibles sur le mûrier.

Méthode d'éducation des vers à soies. Méthode d'éducation des vers à soies Arivoltins dont la graine a été sujette à hibernation dans des grottes. Observations sur la litière sèche. Observations sur la mue et la levée des vers. Corporations industrielles.

Marché des Soies :

Marché de Yokohama. Le commerce des soies en 1901. Marché de New York. Marché de Lyon. Marché de Shanghai.

Nouvelles étrangères :

Invention d'un nouveau système de filature. Résumé de la production des soies du Monde. Nombre des filenses mineures employées dans les filatures en Italie.

Nouvelles diverses :

Assemblée des Conseillers de l'Association Sericicole du Japon etc.

明治二十五年四月十日第三種郵便物認可